

2023 年度

国際基督教大学

自己点検・評価報告書

2024 年 3 月

国際基督教大学

*INTERNATIONAL CHRISTIAN  
UNIVERSITY*

# 目 次

序章	3
本章	
1. 理念・目的	5
2. 内部質保証	11
3. 教育研究組織	25
4. 教育課程・学習成果	30
5. 学生の受け入れ	53
6. 教員・教員組織	62
7. 学生支援	73
8. 教育研究等環境	82
9. 社会連携・社会貢献	95
10. 管理運営・財務	
(1) 大学運営	102
(2) 財務	112
終章	119

# 序章

---

国際基督教大学（ICU）は、「神と人ともに奉仕する」ことを大学の行動理念とし、1953年に開学した。その後今日まで、キリスト教精神に基づき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的社会人としての教養をもって平和の構築と確立に貢献する人材を育てることを目的とし、また、その名が示している国際性への使命（I）、キリスト教への使命（C）、学問への使命（U）を大学の使命として掲げ、その実現に努めてきた。

本学のカリキュラムは、そうした大学の理念を体現し、目的を実現するものとして創案されている。献学（建学）当初から、「（開学して間もなく）足りないものばかりの未完の大学」である自学を「明日の大学」と呼び【資料 1-1】、本学の目的と使命を実現するための特徴的なカリキュラムに関わるものをより優れたものにすべく、独自の点検・評価と改革を繰り返してきた。常に改善し前進する気風と文化は本学の当初からの特徴であるが、それをさらに実効性のあるものとするために、1999年に「国際基督教大学自己点検・評価規程」を制定し、自己点検・評価の実施について必要な事項を定め、おおむね7年を周期として自己点検・評価を実施することとした。

本学は2002年、2010年、2017年に大学基準協会の認証評価を受け、大学基準に適合していると認定を受けた。前回2017年には、バイリンガル教育および自発的なリベラルアーツの学びの基礎となる語学プログラムや学修支援制度が高く評価された。その一方で、課題も指摘された。2017年の「大学評価（認証評価）」において指摘された、主として大学院に関する「努力課題」については、2021年に「改善報告書」を提出した【資料 1-2】。本学は、その報告書に記載の通り、博士後期課程におけるコースワークとカリキュラムの改善、学位論文審査基準の明文化について適切な対策を講じた。また同報告書のなかで報告しているように、メジャーの運営方法の確立、教員の昇任プロセスの明確化、教員研修の充実、内部質保証に関するシステムの明文化、といった指摘された問題点についての改善も実施した。

今回の自己点検・評価報告書においては、ポストコロナ時代における、また、気候変動や国際紛争といったグローバルな課題が先鋭化する時代における、大学のあり方を視野に入れつつ、大学基準協会から提示された基準、および点検・評価項目に沿って、各章で現状の説明と分析、本学の長所・特色、抱えている問題点、今後の展望について詳述している。

本学は、組織体の変革は行いつつも、開学以来一貫して、人文科学・社会科学・自然科学および学際的な分野を総合的に学び、同時に専門分野の学びと研究を深めるリベラルアーツのための体制を堅持してきた。その根底には、いわゆる理工系分野を指すことの多い「科学」（science）という語の、その語源である *scio*（ラテン語：知る）に繋がる science 本来の意味、すなわち「知識」、知ることへの情熱がある。本学が、現在、学部にも大学院にもその名称（アーツ・サイエンス学科、アーツ・サイエンス研究科）として使用している「アーツ・サイエンス」のサイエンスはそのことを意味している。また、「アート」は、単に芸術という意味ではなく、未知の、いまだ形になっていないものに形を与え、他

者と共有できるものにする学術的・技術的なスキルを指している。

本学はまた、開学以来一貫して、授業のみならず大学運営全般において日英バイリンガリズムを実践してきた。その言語環境が育む国際性や多様性に特徴づけられた本学のリベラルアーツ教育がさらにより良いものとなり、教育と研究の成果が日本社会および国際社会の発展と平和構築に一段と寄与するものとなるように、本「自己点検・評価報告書」は、本学が日々自ら計画し実行している諸活動の点検・評価を通じて、改善へ繋げることを目指している。

その作業経過は次の通りである。

「大学評価」申請準備委員会・会議

構成員：学務副学長、教員代表（人文科学、社会科学、自然科学の各分野から、計 5 名）、事務局長、総務部長

第 1 回 2022 年 6 月 8 日（水）

第 2 回 2022 年 9 月 12 日（月）

卒業生調査の実施【資料 1-3】

主たる目的：「2008 年に実施したカリキュラム改革前後の変化・違い」および「本学が提供するリベラルアーツ教育の中長期的な効果検証」を中心に考察

実施期間：2022 年 10 月 6 日～10 月 31 日

対象：国際基督教大学卒業生（94 年・99 年・04 年・09 年・14 年入学者対象）

発送数：1,813 件（不達 42 件）

有効回答数：715

有効回収率：40.4%

実施言語：日本語、英語

自己点検・評価委員会・会議

構成員：学務副学長、教授会構成員から 3 名（人文科学、社会科学、自然科学の各分野から各 1 名）、大学院委員会構成員から 2 名、研究所から 1 名、一般管理職から 3 名、その他学長が委嘱する者 3 名（参与委員：大学院部長、教養学部長、事務局長）

第 1 回 2023 年 1 月 26 日（水）

第 2 回 2023 年 4 月 25 日（月）

第 3 回 2023 年 9 月 26 日（火）

第 4 回 2024 年 1 月 31 日（水）

第 5 回 2024 年 3 月 6 日（水）

## 本章

# 1. 理念・目的

### 1. 現状説明

点検・評価項目(1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

#### 評価の視点

- ・学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- ・大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

### 大学の理念・目的の適切な設定

国際基督教大学は、第二次世界大戦への深い反省から、「自由な民主日本」を築き、人類社会の平和的発展に寄与する人材を育成することを目指して、日本初の教養学部1学部大学（College of Liberal Arts）として1953年に開学した。本学は、日本および北米のキリスト者の協働により国家の枠を超えて設立された大学として、「基督教の精神に基づき、自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的社会人としての教養をもって、神と人ともに奉仕する有為の人材を養成し、恒久平和の確立に資すること」を理念・目的（使命）としている。この理念・目的は国際基督教大学寄附行為に、以下のように記されている【資料1-4】。

この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、基督教の精神にもとづき、「人権に関する世界宣言」の理想に則り、国際的協力の下に、大学その他の学校およびこれに附属する研究施設を設置することを目的とする。

これを基に、本学は以下3つの具体的使命を掲げている【資料1-5（ウェブ）】。

- 1) 学問への使命（U）：真理を探究し、学問的自由を守り、その内実を豊かにする。  
断片的なままでは役に立たない知識を互いに関連づけ、統合し、そのなかで、自らの専門分野を超えて広く知識の交流をなし得る大学人を養成する。
- 2) キリスト教への使命（C）：キリスト教精神によって立ち、宗教も含めて人間存在のあらゆる次元の問題を探求し、考究を深める。
- 3) 国際性への使命（I）：さまざまな国籍や文化的背景をもつ人々がともに学び働くなかで、多彩な教育観がカリキュラムに反映され、構成員の各人が、文化的差異を超え、独立した人間としての人格的出会いを経験する。

本学は、国際連合が1948年12月10日総会で採択した「人権に関する世界宣言」（通

称：世界人権宣言）を重視しており、その第一条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とある【資料 1-6（ウェブ）】。各人の多様な文化、言語、宗教、価値観などが尊重されなければならないことを意味し、大学にあつては学生や教員といった立場、国籍、ジェンダーなどの違いを超え、本学にあつて共有の基盤となるべき原則である。

また本学は、基督教徒が極端な少数者である日本にこそ存在するべき大学として設立された。社会の中の少数者は、どのような立場であつても、常に自らの存在を意識せざるを得ない。世間の大勢に流されることの反省や躊躇、多数者が自覚することなく有している権力への敏感は、学問的な営為に不可欠の批判的思考力を醸成する土壌となり、社会の狭間にある声なきものの声を聞き取る豊かな感性を養う。それゆえ本学は、小規模大学であり続ける。そうでなければできない徹底した少人数教育があると信ずるからである。

### 大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定

本学の理念・目的、使命を達成するために、本学は 70 年余りにわたりリベラルアーツ教育を実践してきた。リベラルアーツ教育は、「人間を自由にする学芸」として、大学の国際化と密接で互恵的な関係にある。つまり、人や学問などによつてもたらされる新しい「知」との出会いによつて、それらを吟味・検証する過程で自己の存立をも疑い、それまでの自分の価値観や世界観から解放され、究極的には、常に自由であり続けるのである。これが本学に貫かれるリベラルアーツの精神であり重視する批判的思考である。リベラルアーツ教育においては、相互理解の促進と自己の気づきのために何より対話を重視し、批判的思考力を養おうとする。これを体現するための本学の具体的な実践が、(1)語学教育プログラムを通じた学術基礎教育、(2)日本語・英語によるバイリンガル教育、(3)日常のキャンパスでの営みを含むすべての活動における全人教育である。

以上を踏まえ、教養学部と大学院の目的を次のように定めている。

教養学部（学則第 1 条）：本大学は、基督教の精神にもとづき自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社会人としての良識とを有する良心的人材を養成することを目的とする【資料 1-7】。

大学院（学則第 2 条）：本大学院は、本学の目的使命に則り、学部における一般的、ならびに専門的教養の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする【資料 1-8】。

### 点検・評価項目 (2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 評価の視点

- ・学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- ・教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学（学部）および研究科の目的は大学学則および大学院学則それぞれの冒頭で明示されている【資料 1-7】【資料 1-8】。理念・目的は大学ウェブサイトで社会ならびに大学構成員に向けて広く周知されている【資料 1-5（ウェブ）】。この他、学部ならびに大学院の入学案内は理念・目的に沿って作成され、本学の礎をなす「世界人権宣言」についても記述している。また入学案内では、ICU の理念、歴史を網羅し、冊子とウェブの両方で公表している【資料 1-9（ウェブ）、p.11】【資料 1-10（ウェブ）】。

大学構成員への理念・目的は、以下の通り周知をはかっている。

#### 「学生宣誓」「教員宣誓」への署名

学部と大学院合同で実施される入学式では、学生全員が世界人権宣言の原則に立った「学生宣誓」に署名し、本学での営みをスタートさせる。2022 年 4 月以降の入学式では、本学の学生プロジェクトチームが翻訳に携わり刊行された、「日英仏 3 言語 ビジュアル版世界人権宣言」の書籍を新入生全員に配布し、世界人権宣言への理解促進を図っている。教員もまた、着任時オリエンテーションで世界人権宣言に基づく「教員就任宣誓」を行う。

#### 教職員着任時研修

新任教員が着任した年の秋学期に受講する New Faculty Development Program (NFDP) では、学務副学長による「ICU の設立、意義、使命」に関するセッションが毎年度設定され、本学の理念が共有される。着任前には「世界人権宣言」「ICU のキリスト教理念」の小冊子を送付し、書物を通じた理念との出会いの機会も提供される。また新任職員研修では事務局長から ICU の理念と組織について、大学牧師からキリスト教についてのオリエンテーションを行い聖書が渡される。

#### 大学礼拝・キリスト教週間

週に一度チャペル・アワーと呼ばれる時間に大学礼拝が行われ、大学牧師、教職員や学部生・大学院生、あるいは学外者によるメッセージを聴き、祈りの時を持つ。大学の構成員が一堂に会する貴重な機会となっている。また、毎年 5 月に行われるキリスト教週間（C-Week）では、特別時間割のもと、学生を中心とした委員会がキリスト教に関する様々なイベントを全学向けに開催する。キャンパス内の学長の住居を初めとし、学内に住む教員が自宅に学部生・大学院生を招くオープンハウスや早朝礼拝が開催されるなど、教職員と学生が対話する機会となっている。

#### ICU アーカイブズ

献学 60 周年を機に、記念事業の一環として本学図書館の 1 階に歴史資料室が開設された。2020 年 9 月、歴史資料室を ICU アーカイブズに改称し、収集対象資料を歴史に係わる資料に加え行政文書を追加した。ICU アーカイブズでは、50 年史編纂の際に収集された資料をベースに、本学の献学時から現在までの写真や文書類を所蔵し、資料数は約 10,000 点に上る。これらの収蔵資料は、所定の手続きを経れば、学内関係者以外でも閲覧を可能とし、資料検索用のデータベースも提供されている。また、学内の湯浅記念博物館と連携し、展示を定期開催している【資料 1-11（ウェブ）】。

## 新入生リトリート

開学以来の伝統として教養学部では新入生リトリートを毎年実施している。これは4月および9月の教養学部新入生全員と教員が参加する修養行事で、学年暦に定められた大学の公式行事である。参加者は終日をかけて国際色豊かな教員との交流の機会を持ちながら（「I」の使命）、基調講演に基づくディスカッション、アカデミックプログラムやレクリエーション（「U」への使命）や、大学牧師による早朝礼拝（「C」の使命）などを通して、3つの使命をより深く理解する。コロナ禍のもとでも2020年度、2021年度はオンラインで開催され、2022年度からは対面へ戻して、「平和」をテーマに、また2023年度は「美」をテーマに、教員のパネル・ディスカッションや、新入生全員がグループに分かれ、教員を交えてのディスカッションが行われた。

## 日本国際基督教大学財団（JICUF）との協働

JICUFは、「神と人ともに奉仕する」人材育成の実現を日本での大学創設を通じて目指し、第二次世界大戦後の1949年に米国・ニューヨークに設立された財団であり、本学の献学と密接な関係がある。JICUFは、今なお「ICUと共に人類に貢献するグローバル市民を育成する」ことを使命とし、本学の理念・目的と強く結びついた「平和」「多様性」等に関する本学学生・教員主導のプロジェクトへの助成や奨学金の提供など、多岐に亘る活動を精力的に行っている。その内容は日英両語のホームページで公開されており、学内や日本国内のみならず、米国社会にも広く本学の理念を周知する一助となっている【資料1-12（ウェブ）】。

近年は、ロシアのウクライナ侵攻により母国にいられなくなったウクライナ人学生及びその家族の日本への受け入れと定住を支援する「日本・ウクライナ教育パスウェイズ」プログラムを、本学および他財団との協働で開始し、日本国内の他大学や語学学校も受け入れ機関として参画している。このような取組を通じて、平和を重視する本学の姿勢は学内外に広く発信されている【資料1-13（ウェブ）】【資料1-14（ウェブ）】。

本学は、今後更にJICUFとの連携を強化する計画であり、2024年度からは、本学キャンパス内にJICUFの日本事務所を開設する。

## 点検・評価項目(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

### 評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、2014年5月に「2020年度までの中期計画」を策定した。この中期計画では、「新しい潮流の中であらためて献学の理念を実現し、リベラルアーツ教育により世界を舞台に活躍できる指導的人材を育成し続ける」ために13項目の目標が設定された。その成果を継承しつつ、これまで本学が開発し運用してきたシステムのさらなる効果的な活

用を図り、それを基盤として教育と研究における新たな価値の創出を促進するために、「2021～2025 年度中期計画」を策定し、推進している【資料 1-15 (ウェブ)】。

「2021～2025 年度中期計画」は、「I 教育に関する目標と計画」「II 研究・学術交流に関する目標と計画」「III 社会との連携」「IV 事務組織の効率化と働き方改革」「V 財務内容の改善」の 5 つの大項目に分類して、それぞれ具体的目標とその目的達成のための取組を立てている。例えば、「I 教育に関する目標と計画」においては、人文科学、社会科学、自然科学の横断的な学びを促すカリキュラムの充実を図り、本学が推し進めてきたリベラルアーツ教育のさらなる深化を目指している。また、「V 財務内容の改善」で掲げた目標や取組を具現化し、財務状況の透明性を図るために、引当資産の運用実績と今後の方針をまとめた報告書を作成し、大学のウェブサイトで公表している【資料 1-16 (ウェブ)】。

中期計画は、本学の理念実現のための施策として教職員全体に向けて直接学長から説明が行われたことにより、全教職員の共通理解のもと、目標実現に向けて全学一丸となって取り組んでいる。毎年の事業報告は、この中期計画をもとに作成していることから、中期計画の進捗状況を定期的に把握できるとともに、次年度の事業計画の策定につながり、PDCA サイクルが有効に機能している。

## 2. 長所・特色

本学の理念・目的は、入学式での学生宣誓への署名や新入生リトリートなど、入学後の早い段階から学生に周知され、また教職員に対してもあらゆる行事を通じ理解が促されている。その結果、学内のあらゆる意思決定の段階において理念に立ち返ることを可能にしている。

また、日本語・英語によるバイリンガル教育の実践については既に述べたが、本学では国際性への使命を踏まえ、授業のみならず大学運営全般における日英バイリンガリズムの精神が浸透している事を申し添えたい。本学内の情報発信や会議、資料作成は原則として全て日本語と英語の両方でなされている。この点について明文化された方針文書はないが、理念の浸透により自然発生的に形成された学内文化の好例であると言える。

## 3. 問題点

継続的な教員の新規採用により、本学の専任教員約 150 名のうち、過去 5 年間 (2019 年 4 月 1 日～2023 年 5 月 1 日) で全体のおよそ 3 割程度が入れ替わっている。このような中であって、かつては経験者から自然に受け継がれていた理念・目的を、創立から 70 年経った今、ある程度意識的に浸透させるべく、周知や共有方法を再考し、一層強化させる必要がある。

2020 年初頭から現在にわたり、行事開催に支障をきたしている COVID-19 の影響も無視することができない。前述の新入生リトリートや各種研修の対面開催が制限されたことで、ここ 2～3 年間で入学した学生、着任した教職員については、本学の理念や目的が従前と同等の水準で浸透しているか疑問が残る。今後は実態を把握したうえで必要なフォローアップを検討する必要がある。

#### 4.全体のまとめ

大学の理念・目的は、前述にもあるように、様々な機会を作って周知、公表している。本学の理念の継承に役立っているものの一つに、学内の施設がある。複数の施設には、大学の創立や創世期を支えてくれた方々の名前が記されている。例えば、博物館には湯浅八郎初代学長の名が、学生会館には創立に貢献のあったディップフェンドルファー博士の名が、2023年に竣工した教育・研究棟には本学の創設期を支えたトロイヤー博士の名前が付けられている。これらの施設は、学生や教職員に本学の創立や理念を思い起こさせるきっかけを作ってくれている。

現在では大学全体に中期計画が浸透し、教職員は中期計画をもとに所属組織の年度目標を立て、常に中期計画を意識して行動している。中期計画は、学生や教職員に大学の方向性を示す重要な指針になっている。

## 2. 内部質保証

### 1. 現状説明

#### 点検・評価項目(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

##### 評価の視点

- 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
  - ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
  - ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
  - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

##### ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学は献学時より、大学の諸活動に批判的思考を持って向き合い、創造的な改善を試みる取組を行ってきたが、2022年に、内部質保証に関する方針として幹部会が「内部質保証の方針と手続きについて」を定め、基本的な考え方や質保証を推進する組織、体制等について明文化した。同文書は策定後、教授会において全教員に、理事会において全理事に報告されたうえで、大学ウェブサイトでも公開されている【資料 2-1（ウェブ）】【資料 2-2、p.4】。基本的な考え方は以下の通りである。

国際基督教大学は、献学時より自らを永遠に未完の大学として「明日の大学」と呼び、大学の掲げるミッションを果たすために常により良い教育研究活動と学びのあり方を追求してきた。

本学にとって内部質保証とは、大学の諸活動に批判的思考を持って向き合い、創造的な改善を試みる、献学時以来の日常的な取り組みである。

明日の大学を自認する本学においては、「絶え間なき改善活動の推進」と「迅速な点検・意思決定の実現」が重視されており、後述する内部質保証体制においても、それらを実現するための仕組みが具体的に落とし込まれている。

##### ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

内部質保証を担う主な組織には、幹部会、教授会評議会、部局、委員会、監事、がある。全学内部質保証推進組織は幹部会であり、教学上の基本方針から人事、研究、施設に関する事項まで、多岐に亘る全学・部局レベル両方の事項を審議している【資料 2-3】。

監事は学校法人に対して、毎年度、特定の課題を設定して教学監査を実施している。監査の手続きや目的に関するガイドラインは文書化され、「教学監査ガイドライン」として

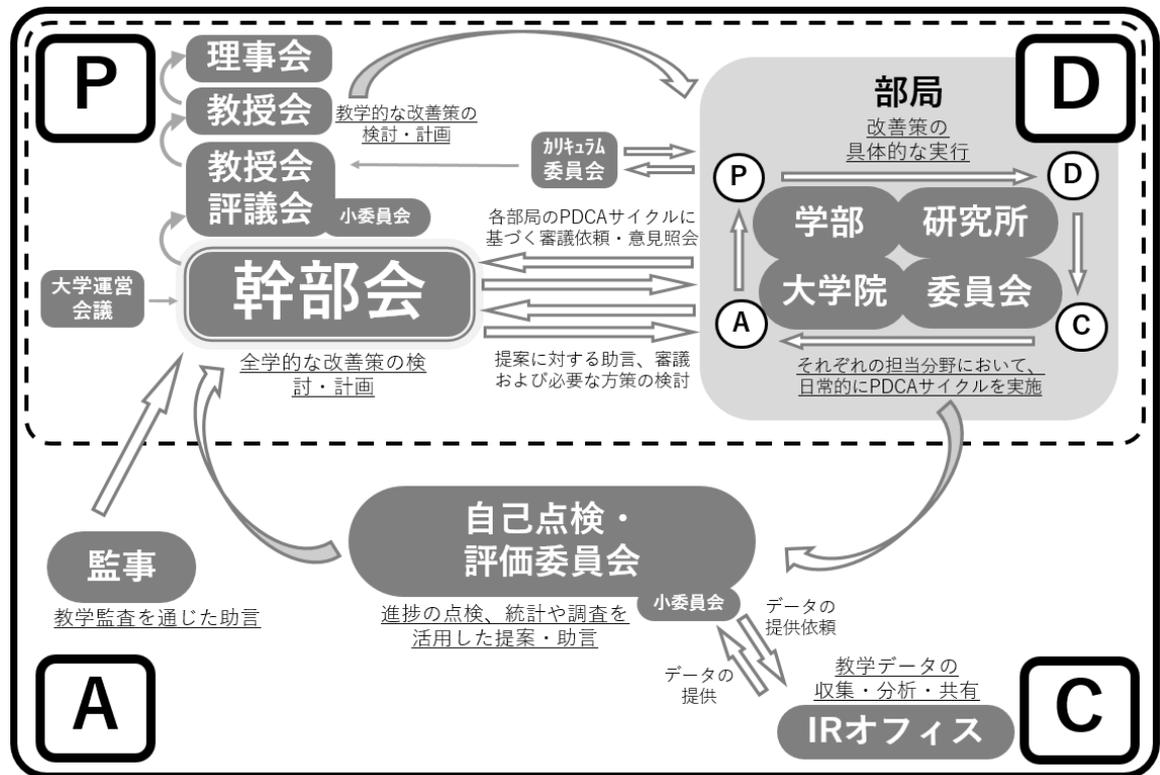
学内で共有されている【資料 2-4】。

質保証を達成するための指針となる大学の使命、中期計画、毎年度の事業計画及び業務目標は、学内ポータルサイトや教授会、年に2度開催され全職員が参加する職員会議における学長からの報告を通じて、教職員に共有されている。

**点検・評価項目(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

評価の視点  
 ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備  
 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では下図で示すように(1)全学レベル、(2)部局レベル、(3)日常活動レベルの3つのPDCAサイクルを循環させながら諸課題の解決にあたっている【資料 2-5】。



「(1)全学レベル」のPDCAサイクルは、上図全体に亘り実線で囲まれた、全学的な課題に対処するための循環である。このサイクルでは、自己点検・評価委員会が、自己点検・評価の実施をはじめとした全学的な質保証の体制を含む、本学の教育研究等の諸活動に係る提案や助言の役割を担うことが「自己点検・評価規程」で明示されている【資料 2-6】。

また監事はこのサイクルにおいて、毎年度特定の課題を設定し教学監査を実施し、その結果を理事会および幹部会に報告することで、客観性を持った助言の機能を果たす旨が定

められている。教学監査の指摘事項については、幹部会を中心にその対応を審議し、事項の性質に応じ教授会評議会、教授会および理事会でも諮られた後、決定された取組が各部局で実行に移される。

「(2) 部局レベル」の PDCA サイクルは、上図において点線で囲まれた、各部局と、幹部会を中心にした各種会議体で構成される循環である。各部局から提出された議案はまず幹部会で審議され、その後各議案の性質に応じて、大学運営委員会でも審議され、さらに教授会評議会、教授会、理事会に上程された後、最終的な対応が決定される。

「(3) 日常業務レベル」の PDCA サイクルは、各部局内における日常的な課題解決のための循環である。部局内で完結する事業、人事、その他については、各部局の責任において組織内の会議等での決定により、改善の取組がなされている。部局を超え、全学的な判断が必要な事項については、全学レベル、もしくは部局レベルの PDCA サイクルでの解決を図るため、部局長を通じて幹部会に議案が提出される。

以下では、それぞれの PDCA サイクルに関与する会議体および組織について述べる。

## 幹部会

本学の全学内部質保証推進組織である幹部会は、その設置が学則で定められている。議長である学長に加え、学務副学長、国際学術交流副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長、図書館長、事務局長および学長の指名する者（2023 年度は学修・教育センター長が該当）ら、各部局の代表で構成される合議体である【資料 1-7、第 16 条】【資料 2-7】。

幹部会は全学レベル、部局レベルの PDCA サイクル双方において、教学を中心にしたあらゆる意思決定の中枢を担う行政組織であり、各構成員は、自身が所属する部局長の立場から議案を提出するとともに、他部局から提出された各議案について、全学的観点から審議に参加する役割を担う。

幹部会は開学以来現在に至るまで、新型コロナの感染拡大期も含め毎週開催されており、本学が重視する意思決定の迅速性という点においても、内部質保証体制の根幹を担い続けている。

## 教授会評議会

教学の質保証を担う最も重要な審議機関として「教授会評議会」を設置している。学長、副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長に加え、専門分野を異にする 10 名の評議員（教員）で構成される。

教授会評議会は毎月教授会の一週間前に開催され、翌週の教授会で諮られる全ての事項を、十分な時間をかけて事前に審議することを目的に、2008 年に設置された。より多数の教員で構成される教授会では不十分になりがちな審議を、選挙で選ばれた信任厚き教員が、議論に適した会議規模（現在は 16 名）で時間をかけて行い、PDCA プロセスの質の向上に寄与している【資料 2-8】【資料 2-9】。審議の結果、根拠や論理に不十分な点があると判断された議案について、教授会評議会は担当の部局に対し、翌週の教授会までに必要な情報の収集と修正点の反映を要求することができる。また特に注力し取り組むべき課題については、教授会評議会の下に特別委員会を設置し解決が図られる。

教授会評議会の承認を得た各議案は教授会での審議、その後必要に応じ理事会の議を経

たうえで、正式な決定として最終承認され実行に移される。

### 自己点検・評価委員会

学則第1条の2「本大学の目的と事業の達成を図るために、大学自己点検・評価委員会を設置し、本大学の業務について、周期的に点検・評価及び提言を行う」に基づき1999年には「自己点検・評価規程」が制定され、委員会が組織された【資料2-6】。以降、本学の自己点検・評価の周期である概ね7年を一つのサイクルとしつつ、当該年度に留まらず、その準備段階から、自己点検・報告書のとりまとめ、大学評価の対応まで、全学目線での本学の取組について点検、提言する機能を担っている。

さらに「本学の構成員及び各機関は、自己点検・評価の結果をふまえて、教育研究及び管理運営等の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に務めるもの」とし、また「学長は、自己点検・評価報告書の提言を検討し、本学の業務の改善に努めるもの」との定めに従い、自己点検・評価結果に対するフォローアップやさらなる改善の提言の役割も果たす。特に必要と認められるときは、同委員会の下に小委員会が設けられ、個別の課題に対応する。

加えて同委員会は必要に応じ学外の有識者から本学の教学業務に関する意見を聴取することで、より客観性ある点検活動の実現を目指している。この外部評価プロセスは前回(2017年度)の大学評価時にも、委員会の自主的な取組として実施されていたが、2024年の大学評価に向けた内部質保証体制の再確認を機に、正式なプロセスとして規程に明示した。

### IR オフィス

大学の理念や教育目標の実現のため、各種データに基づき、大学の意思決定、計画の策定や点検評価等について、積極的な情報公開や意思決定を支援することを目的に、IR オフィスが2014年12月に設置された【資料2-10】。その業務に「自己点検・評価活動の支援」が含まれている通り、全学レベルのPDCAサイクルにおいては、自己点検・評価委員会の点検業務や改善にかかる提言作成の根拠となるデータを取り揃え共有する役割を担う。また、監事監査・教学監査の実施にあたっても必要なデータ提供を行うなど、協力関係を更に広範にすべく、日々改善を続けている。

さらに学内の各部局・教員がIR オフィスに対し「分析・調査回答作成依頼」を提出する仕組みも構築されており、これにより部局レベル、日常業務レベルのPDCAサイクルにおいてもIR データを根拠とした改善活動の推進に寄与している。

### カリキュラム委員会

通常、部局からの提案は主に幹部会を中心とした各会議体で諮られるが、カリキュラムに関する事項は教育現場に近く実態をより詳細に把握している各部局の主任教員の参画が不可欠という理由から、カリキュラム委員会での審議を経て点検・承認される【資料2-11】。カリキュラム委員会は、教養学部長及び大学院部長が共同議長となり、教養学部副部長(カリキュラム担当)、デパートメント長、リベラルアーツ英語プログラム主任、日本語教育課程主任、保健体育プログラム主任、世界の言語コーディネーター、大学院専攻

主任で構成される。

同委員会はカリキュラム変更に関する事項に加え、「カリキュラム及び授業の改善に関して、教養学部長及び大学院部長が必要と認める事項」について審議するため、教務グループがとりまとめる授業効果調査（Teaching Effectiveness Survey、TES）の集計結果を用い、教育改善についての点検と議論を行う。審議の結果は教授会評議会及び教授会に報告される。

## 大学運営会議

この会議は寄附行為および寄附行為施行細則に基づき、理事会の下に設置されており、議長である学長のほか、副学長、総務理事、財務理事、事務局長（書記）によって構成されている【資料 1-4、第 8 条 14 項】【資料 2-12、第 18 条】。大学の予算編成や人事案件についての審議権を有することから、内部質保証体制においては各提案に対し、幹部会での審議に先立ち大学経営的・財務的な観点から点検する機能を果たしている。

## 監事

平成 20 年の私立学校法改正により、監事の主な監査範囲が「理事の業務執行」から「学校法人の業務全体」に拡大された事を受け、本学の教学における内部質保証体制にも監事が組み込まれる事になった。前述のとおり、本学では教学監査のガイドラインを定めており、明文化された方針や手順に従い、年度ごとに特定課題を設定した効果的な教学監査が実施されている【資料 2-4】。

また近年要請の増す研究における倫理教育や不正防止措置に関しても、監事を含めた点検体制を構築すべく、意見交換を進めている。

## 点検・評価項目 (3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

### 評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 教職課程に関する点検・評価の実施
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保
- COVID-19 感染拡大時における内部質保証システムの運用

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学は基準1で述べた通り、献学時から「学問への使命」「キリスト教への使命」「国際性への使命」を確固たる3つの使命として掲げている。これらは、本学のあらゆる方針策定において立ち返るべき原理原則として機能しており、大学運営の根幹をなす3つのポリシーもすべて、この使命と直結したものであるべきとの考えに拠って策定されている。使命と3つのポリシーの結びつきについては、学部および大学院のそれぞれのポリシー冒頭において明示されており、本学ウェブサイト上で公開されている。

各ポリシーの策定や適切性の検証は、全学内部質保証推進組織である幹部会が主体となり実施し、その結果は教授会評議会および教授会を経て、全教員に対し周知が徹底されている。直近では2022年9月1日の幹部会において、教養学部長から、時代の要請を踏まえた教養学部の各ポリシー改訂について提案がなされ、文言に一部変更が加えられた。

またその公開方針については、2016年3月に示された、文部科学省による学校教育法施行規則の改正案を受け、同年10月の幹部会において、学部・大学院それぞれのウェブサイトに掲載し広く公開することを定め、現在に至っている【資料2-13】。

#### ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

##### ○点検・評価における客観性、妥当性の確保

全学レベルのPDCAサイクルは、全学内部質保証推進組織である幹部会と、自己点検・評価委員会が中心となり、本学の大学評価実施年度である2024年度に向け活動を実施している。2022年5月には、自己点検・評価委員会の前身として「「大学評価」申請準備委員会」が組織された【資料2-14】。同委員会は自己点検および評価に向けたスケジュールおよび項目の策定を行い、さらに本学の過去の取組や、前回の自己点検・評価に対し提示された課題への対応状況や成果を把握したうえで、今後の自己点検・評価に向け本学の取組や課題をまとめた提案書を学長に提出した【資料2-15】。

また幹部会と「大学評価」申請準備委員会は協働し、本学の教育の長期的な効果を客観的データを用いて測定し、点検・改善に活かすべく、2022年10月に卒業生調査を実施した【資料1-3】。

同年12月には「自己点検・評価規程」に従い「自己点検・評価委員会」委員が任命され、準備委員会から提案書や卒業生調査の結果が引き継がれた。同委員会は教員9名、職員4名からなる教職協働体制により、全5回の会議を通じ本学の強みや課題について議論を深め、適宜必要な対応を検討してきた。その結果は本報告書にまとめられ、幹部会をはじめとした各会議体にも共有されている。

2023年11月と12月にはより客観性に基づいた点検実現のため、2名の学外有識者による、本報告書の内容調査および本学教員・学生インタビューやキャンパス施設を含む実地調査を通じた外部評価を実施し、その結果は文書で報告された【資料2-16】【資料2-17】。その後自己点検・評価委員会は、報告書内で言及されている諸課題への対応について意見交換し、その結果を幹部会に共有した【資料2-18】。

また同委員会は、卒業生調査の結果得られた定量データについて、調査委託会社より解説を受けたのち、さらに学内独自に2つの異なる観点（1. 卒業後の進路を中心にした観点、2. 2008年の教学改革の効果測定）を用い分析し、改善活動に向けた提言を行った。その結果は幹部会、理事会および教授会にも共有され、全学的な課題の認識を促した【資

料 2-19】【資料 2-20】。

IR オフィスは、2014 年 12 月の設置以来、認証評価、中期計画・事業計画の策定、本学が採択された文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援」等各種補助金事業の効果測定や活動改善について、根拠に基づく意思決定を支援するため、定量的データの収集・提供を行っている。2018 年 1 月にミッションステートメントを新たにし活動範囲を拡大したことで、学内ウェブサイトを通じた学内関係者への情報公開と活用を推し進めた【資料 2-21】。また同年 10 月には IR オフィスのメンバーシップを拡大し、入試および研究支援担当部署のスタッフや、教務担当部署のスタッフを追加することで、データ収集・分析の対照範囲を拡大しつつ活動している【資料 2-22】。

監事による教学監査の結果は理事会および幹部会に報告されるとともに、過去の指摘事項に対する改善策・対応策の実施状況に関しては、文書によるフォローアップにより点検されている。

(2017 年度から 2022 年度の教学監査における特定課題)

- ・ 2023 年度 (1) 大学基準協会が定める大学基準に沿った、学生側の視点からの検証  
(2) コロナ故に実現できなかった諸項目に関する今後の計画について
- ・ 2022 年度 リベラルアーツ教育で ICU が他大学に対して持つ優位性に関して
- ・ 2021 年度 新常態における授業の質と学修レベル確保について
- ・ 2020 年度 奨学金制度に関して
- ・ 2019 年度 教員の評価に関して、IT への取組に関して
- ・ 2018 年度 入学試験に関して、国際性に関して
- ・ 2017 年度 教員に関して (採用・昇格の条件・方法・評価は可視化されているか、テニュアトラック制度、教員の業績に関わるデータベースの構築)、学生アンケートで指摘された諸点をメジャーの再編成にどう生かしているのか

以上の通り、本学の内部質保証活動は前項で述べた方針に従い適切に実施されている。また、点検・評価における客観性、妥当性の確保のための取組も推進されている。

#### ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

学部・研究科をはじめとした各部局における日常的な課題は、それぞれの組織内で PDCA サイクルを循環させ解決を図るのが原則である。学部やプログラム、研究所、それらを支援する各担当部署には、それぞれの目的を推進するための役職者（教職員）が配置され、委員会を組織し運営にあたりるとともに、積極的に調査やアンケートを実施し、日常的な取組に対するフィードバックを改善に活かせるような体制を整備している。

例えば広報戦略室は、オープンキャンパスに来場する高校生へのアンケートを通じ、志望度や入試出願との相関を測っている。また各担当部署が、入学後の学生に対し、語学プログラムでの語学能力テストや授業効果調査、就職・進学先調査等を通じ、本学の 3 つのポリシーに沿った教学活動が展開されているかを測定している。これらの調査は近年オンライン化も進み、より効果的な点検・分析を可能にしている。

特に学修・教育センター（Center for Teaching and Learning、CTL）は、学生の入学から卒業まで、一年毎に学習意欲、学修時間、能力の伸長や課外活動の実態に関する調査を、設問内容を揃えて実施しており、教育効果の定量的な把握を可能にしている【資料2-23（ウェブ）】。

また、入学者選抜を担当するアドミッションズ・センターに関連しては、教養学部入学試験の方法や問題の調査、出願・入学状況等の分析・点検を担当する入学試験研究主任を配置することで、効果的な PDCA サイクルの循環に寄与している（同役職については基準5で後述）。

以上の体制で各部局は日常的な課題に取り組むが、部局内で解決が困難、またはより広い観点からの点検が必要な課題が発見された場合、それらは全学内部質保証推進組織である幹部会に提出される。

幹部会はその役割の重要性から、必然的に十分な審議時間の確保が求められる。原則として毎週1回開催することが規程で定められており、1学部・1研究科の小規模大学である本学の高い機動力を、PDCAサイクルにおいて最も体現するものであると言える【資料2-3、第4条第2項】。

さらに他の会議体と一線を画す幹部会の特徴として「意見交換」の機能が挙げられる。各部局の長が、解決すべき課題について、幹部会に対し正式な「審議」に先立つ「意見交換」を求めると、幹部会は根拠資料や提案内容を精査のうえ意見を交わし、部局に対し今後に向けた助言を与える。助言の内容は、幹部会への正式な議案提出の推奨、根拠資料の推敲や情報の補強に関する指示、部局内でのさらなる協議依頼等さまざまである。この「意見交換」機能は、日常業務レベルと部局レベルのPDCAサイクルをシームレスに接続し機能させるための特色ある取組であり、本学の会議議案提出のためのオンラインワークフローシステム上でも、「審議」「報告」と並ぶ第三の取り扱い種別として組み込まれている。2021年度、2022年度合わせて109件もの議案について、幹部会で意見交換がなされた【資料2-24】。

#### ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

#### ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

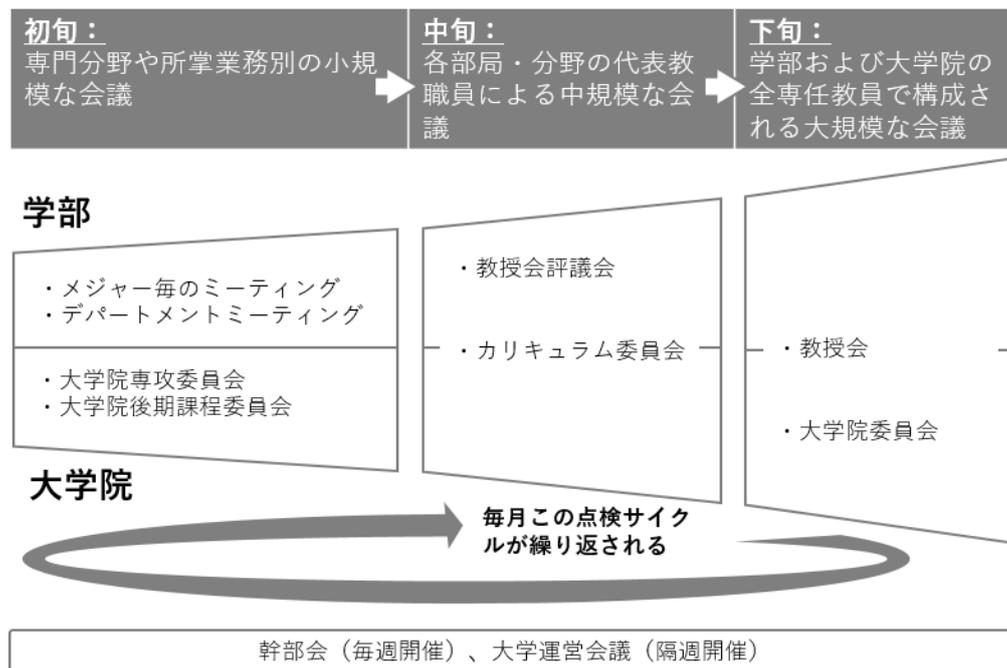
各部局の取組については、組織の規模や構成に応じた複数の委員会や会議体を組織し運営することで、有機的なPDCAサイクルの循環を実現している。

例えば教養学部において、教員は8つの部門のいずれかに属するが、部門内には更に詳細な学術分野毎に分かれた、31のメジャーという単位が存在する。メジャー内で日常的に点検された事項がその後、全専任教員が参加する部門単位の会議（部門ミーティング）で諮られることで、より広い観点からの審議が可能になる。議案の性質によっては、その後さらに幹部会や教授会評議会、教授会でも審議され、より広く全学的な観点を獲得することで判断の客観性を増すことになる。これらの月例会議は、月初に専門的で構成単位の小さなメジャー、部門での会議を、月の後半で、より広い関係者で構成される教授会評議会や教授会を開催するよう日程が組まれている。この会議サイクルの循環により、部局における諸課題を個別に点検し、問題提起から遅くとも一か月以内には必要な会議体での審議を経て対応が決定される体制が整

備されている。

大学院も同様の構成により、4 つに分かれた専攻毎の会議（大学院専攻委員会）や、博士後期課程に関する事項を審議する会議（大学院後期課程委員会）など、小さな構成単位の会議を各月前半に、大学院全般に関する事項を審議する、より大きい構成の会議（大学院委員会）を後半に開催している。各会議では定期的に点検すべき議案を **Routine Agenda**（年度内で特定の時期を定めて必ず審議・報告される議案）として定めており、重要な点検項目に抜けがないようにしている。

### 各月内の会議構成



本学は1学部・1研究科制の小規模組織であることから、部局毎の個別の点検・評価報告書は作成していないが、附属高校の取組も含め統合した事業報告書を毎年度作成している。事業報告書は各部局から報告された一年間の取組および評価をとりまとめたもので、理事会の審議を経て内容が確定される。また事業報告書と同時期に、次年度の事業計画書も同様の手順で策定することで、計画的な改善活動を実施している。両文書は、作成後に教授会で内容が共有されるとともに、大学ウェブサイト上で公開される【資料 2-25（ウェブ）】【資料 2-26（ウェブ）】。

また部局内での適切な点検を支援するための、部局への十分な情報共有体制が特長として挙げられる。中期計画および事業計画は、幹部会および理事会の承認を経た後、速やかに教授会において、学部および大学院研究科の全教員に内容が学長から報告される。その他 GPA 分布や、各教員の卒論指導者数、学習成果測定のための年次調査の結果等定量データは、教授会の **Routine Agenda** として登録されている。

加えて、点検・評価の結果、中・長期的に対応が必要と判断された課題については、役職者の任命プロセスを通じた改善も図られる。部局のトップである教養学部長、大学院部

長、および学生支援全般を所掌する学生部長は、2年毎に教授会構成員による選挙を経て任命されるが、選挙の1か月前には、幹部会及び大学運営会議の審議を経て承認された「次期役職者の課題」が全教授会構成員に対し明示される。この課題は、幹部会が毎週の会議で各部局の取組を点検する中で見出した、各部局が次期役職者を中心に取り組むべき事項であり、「教育」「入試」「地域交流」など、分野ごとに見出しが付けられる。これにより投票権者が各部局の課題を認識し、その実現のために最も適した候補者に票を投じることで、より良い部局運営が目指されている【資料2-27、第3条】【資料2-28】。

1 学部・1 研究科制を採用している本学では、以上のような情報共有と審議体制を整備することで、各部局のPDCAサイクルを迅速かつ公正に循環させている。

#### ○教職課程に関する点検・評価の実施

2022年1月21日の教職課程委員会において、本学の教職課程に関する点検・評価の体制について協議した結果、本学における大学の機関別認証評価時期に合わせ、2023年度を初回の自己点検・評価のとりまとめ年度としたうえで、その後は7年毎に実施することを決定した【資料2-29】。

#### ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

本学は、前回（2017年度）の大学評価結果を大学基準協会から2018年3月に受領した後、幹部会が全学に評価結果を速やかに共有し、指摘事項ごとに担当する役職者及び担当部署を決定し、対応を指示した【資料2-30】。それを受けて、各役職者及び担当部署は、それぞれの現場において改善に取り組み、指摘事項についての対応を進めた。2021年度には、より俯瞰的な立場から取組状況を検証・助言するため「教育・研究の質向上と改善のための小委員会」を幹部会のもとに設置し、担当部局における改善活動を把握し徹底した上で、改善報告書を提出した【資料1-2】。

また前回の大学評価では、指摘事項には至らずとも今後改善が期待される項目への言及があった。それらに対しても幹部会による主導のもと、本学が自主的に取り組むべき課題として設定し、改善策の検討と実行を継続し、具体的にはこれまで以下のような事項について成果を上げている。

- ・ Interdisciplinary メジャー（学際メジャー）運営のための ID メジャー会議を設置し、毎学期継続的に開催している（根拠：ID メジャー規程）。

- ・ 2017年度当時は助教にのみ導入されていた昇任審査制度について、これを准教授にも拡大すべく小委員会を設置し、その提言に基づく制度を幹部会をはじめとした各会議体の承認をもって導入した【資料2-31】。

#### ○COVID-19 感染拡大時における内部質保証システムの運用

感染拡大時期においても、本学の基本的なPDCAサイクルの考え方には変更を加えずに諸課題に対応した。会議体のうち、開催頻度が多いが小規模構成である大学運営会議と幹部会は、広い空間を確保し対面開催を継続し、構成員が多く感染リスクの高い教授会評

議会、教授会および理事会についてはオンライン開催を主とするなど、柔軟な対応により各会議の休会無しに迅速な意思決定を継続した。

危機下における各会議体の継続、とりわけ毎週開催である幹部会の成果の一端は、新型コロナウイルス感染が全国に広がりつつも、まだその健康上の被害が未知数であった2020年3月中旬の早い段階において、「教育を止めない」という思いのもと議論を重ね、同年4月からのオンライン授業の実施を多くの他大学に先駆けて決断したことに示されている【資料 2-32】【資料 2-33（ウェブ）】。

また、2020年4月2日の幹部会での意見交換の結果、感染拡大に起因し対応が求められる諸事項について議論することを目的に、幹部会メンバーを構成員とする COVID-19 対応のための危機管理委員会を設置した。委員会は BCP（事業継続計画）の策定や感染状況に応じた対応レベルの決定の他、授業の開講方法、学内寮に居住する学生の取り扱い、教職員に対するオンラインツールのサポート体制、学生からの要望への対応など多岐に亘る事項を審議した。2020年度は36回、2021年度は17回、2022年度は16回のミーティングが、開催時の感染状況に応じ対面、オンライン、またはメールで開催され、2023年4月の委員会でBCPを0に戻したことで、定期開催を一旦終了した。

教学監査についても、感染拡大への懸念から実施時期変更の措置を採りつつ、コロナ禍以前と同様に、書面および対面でのインタビュー形式で実施した。

以上のように、本学の全学的な内部質保証体制は COVID-19 感染拡大時においても有効に機能した。特に、眼前に迫る未知の危機に対し議論を重ね、迅速に意思決定を行い続けた本学の姿勢は、「授業のオンライン化とそれに伴う学内 IT インフラ整備」「通学不可による学費・施設費の補償・返還問題」等、新たな諸課題における対応面において、国内大学のモデルケースとしてメディアで取り上げられる機会も見られた【資料 2-34】。

#### 点検・評価項目(4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

##### 評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は、すべて大学ウェブサイト上で容易にアクセス可能な「情報公開」ページで公開されている【資料 2-35（ウェブ）】。監査報告書および財務に関する情報の公開は寄附行為第 27 条で定められている他、国・地域別専任教員数、年代別専任教員数や進路情報（就職・進学）等について、本学の幅広いステークホルダーへの説明責任を果たすべく原則毎年度更新している。

また、大学ウェブサイトに掲載している大学の教育情報や事業計画のほかにも、在学生保護者（保証人）、同窓生、後援者に向けては、「活動収支」「資金収支」「貸借対照表」を中心とし、財務理事の解説を付した「財務報告」を作成している。これは毎年12月発行の学報「The ICU」のウェブ版からアクセス可能となっている【資料 2-36（ウェブ）】。

教職課程の自己点検・評価結果について、本学は2023年度に初回の点検・評価を実施

予定のため現時点では公表に至っていない。結果が取りまとめられ次第、大学ウェブサイト上で公開する予定である。

これら教育・財務情報ならびに自己点検報告書は、本学の日英バイリンガリズムという原則から、すべて英語版も掲出してあり、日本語を母語としない学内の教員だけでなく、学外ステークホルダーや国際社会に向けた説明責任をも果たしている。

#### 点検・評価項目 (5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

##### 評価の視点

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

2017年度に学長の提案に基づき、「Academic Reform 2.0」と銘打った大規模な組織再編の提案がなされた。これは学部と大学院で分離された審議体や教員組織を再編・統合し、全学的なより円滑な意思決定プロセスの実現を目指したもので、具体的には「学部と大学院の審議機関の一体化」「教員組織と教育課程との分離」および「研究機構の創設」という、本学の質保証体制にも変更がなされうるものであった。このプランの具体案策定にあたっては、特に教学に関する内容であることから、本学教員5名からなる「会議体再編制検討委員会」が、教授会評議会の下に組織された。

同委員会は4度のミーティングの他、学内教員への定量的調査の実施や個別のインタビュー結果を用いるなど、一定の客観性を確保したうえで、学長への提言を答申としてまとめた【資料 2-37】。学長はこの答申をもとに、学部のデパートメント長および大学院の専攻主任が一堂に介す Chairs' Meeting の発足、また主に研究に特化し執務する行政職である Dean of Research（研究部長）の新設等を提案した。2018年2月の幹部会、教授会評議会および教授会の議を経た結果、これらの包括的な導入は採択されなかったが、その後、学内組織に大幅な変更を伴わない範囲で課題に対処する修正案が学長から提案され、幹部会の議を経て採択された【資料 2-38】。この結果、現在のPDCAサイクルにも組み込まれている、カリキュラム委員会の教養学部長と大学院部長の共同議長制や、学期に1度のIDメジャーミーティングが導入された。

加えてカリキュラム委員会については、さらに充実した教職協働体制と、適切なカリキュラム点検体制の実現に向けて、授業、試験、成績等の教学に係る事務を統括する学務部長（職員）を2023年12月より構成員に加えることが、教授会で承認された【資料 2-39】。

また、全学的なPDCAサイクルの点検（Check）および提言（Action）機能を担う自己点検・評価委員会について、2023年度には規程改正および運用方針に変更を加え、委員の選任手続きを、現在の行政者による推薦・指名をベースにした方式からより公正な教員間の互選形式に変更するとともに、会議の開催頻度を増やしより迅速に諸課題に対応できる体制を整備した【資料 2-40】。

今後はさらに IR オフィスとの協働により、点検業務に必要なデータセットを定義し、

その中・長期的な推移等を用いることで、各大学基準について、常に根拠に基づいた提言を行えるよう改善を進める。

以上のように、本学では全学的な PDCA サイクルの適切性について、必要に応じ個別の小委員会等も設置しつつ点検・評価していると言える。

## 2. 長所・特色

本学の PDCA サイクルは、1 学部・1 研究科という小規模組織ならではの機動力に最大の特長がある。全学内部質保証推進組織である幹部会を毎週開催し、学内の課題に対し迅速に意思決定を行うことが可能な現行体制は、「明日の大学」として不断の改善を目指す本学に適した体制であると言える。

また、判断に際し専門性を要求される課題については、大学としての最終的な意思決定までに、幹部会の審議に加え複数の会議体に関与する点も特長的である。財務的・経営的観点からの議論が必要なものには大学運営会議が、教学的な内容については教授会評議会や教授会が組み込まれ、判断の客観性を保つためのメカニズムが安定的に機能している。

## 3. 問題点

迅速な PDCA サイクルの中枢を担う幹部会への負担の集中は、本学が抱える問題の一つである。2021 年度は 37 回の開催で 409 件、2022 年度は 35 回の開催で 359 件もの議案が審議・報告され、学内のあらゆる会議体の中で群を抜いて多く、構成員たる行政者の負荷は非常に大きい【資料 2-24】。日常業務レベルで発見された課題については、まずは実行の主体である部局内の PDCA サイクルで解決が図られるべきだが、近年は安易に幹部会の助言や意思決定を求めるケースが散見されるため、改善が期待される。

また幹部会の負担軽減にあたっては、先述のとおり改善に着手したところではあるが、全学レベルの内部質保証体制において点検・提言を担う、自己点検・評価委員会の活動の活性化も求められる。本学はそれぞれの部局が多岐にわたるデータを調査やアンケートを通じ収集することに成功しているが、部局内での活用に留まっており、担当部署や部局長などの統括分野を超えてデータを把握、分析し改善に結びつけるための体制が欠如している点が指摘される。同委員会の活動を、IR オフィスの情報集約機能強化と組み合わせることで、より俯瞰的で根拠にもとづく、適切な提言機能の実現が見込まれる。教学監査のガイドラインにおいても「現在の課題は、監事の教学監査の報告書に対してのフォローアップの充実であろう。(中略) 指摘点に対しての真摯な検討が必要であり、着実に改善を実行することが必要である。」と述べられており、自己点検・評価委員会には、日々眼前の課題に対処する幹部会では捌ききれない、より中・長期的な課題についての対応も期待されている。

## 4. 全体のまとめ

刻一刻と変化し続ける社会の中にあって、大学が取り組むべき課題は常に山積している。本学はそれらに対し、小規模大学特有のスピード感を持ちつつ PDCA サイクルを循環させることで対応すべく、現行の内部質保証体制を構築した。とりわけ過去数年間は COVID-19 の感染拡大もあり、より一層切迫した状況が続いたが、本学は各課題について

遅滞なく大学としての意思決定を下し、リベラルアーツ教育と大学運営のあるべき姿を追及、実現してきた。今後も基本的な構造には変更を加えず、より完成度の高い体制を整備する予定である。

本学の内部質保証体制における現在の課題は、より広く中・長期的な視点に立って大学のあり方を問い、方針を定めるための点検および提言機能の強化である。この点については先述の通り自己点検・評価委員会の構成およびI Rデータ活用の整備に取り組んでいるところであり、その達成により、本学の内部質保証体制はさらに強化される見込みである。

# 3. 教育研究組織

## 1. 現状説明

### 点検・評価項目(1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

#### 評価の視点

- 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### ○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は献学以来、専門分野を超えて広く知識の交流をなし得る大学人を養成するため、リベラルアーツ教育に力を注ぐことを「学問の使命」として掲げ、日本初のリベラルアーツ大学として教養学部1学部制を採ってきた。人文科学・社会科学だけでなく実験を含む生物、化学、物理と、数学、情報科学から成る自然科学をすべてこの単一学部の内に配置している。2008年には、異分野間の壁をさらに低くするため、教養学部内に設けられていた6学科をすべて廃止し、「アーツ・サイエンス」1学科に統合した。この改革によって、学生は入学後に「自発的学修者」として様々な分野の探索を経てメジャーを選択することになり、リベラルアーツの特長を最大限に生かすことのできる組織となった。

大学院に関しても、教養学部の上に置かれた大学院の学際性を活かし、2010年に4研究科から1研究科へと移行した。理学系分野については、博士課程前期までであった課程を後期課程まで延伸した。これらの改革により、専門性を前提としつつも、その境界を越えた先に展開する現実の諸問題を発見し解決する総合的な能力を養う教育研究態勢を整えることができた。

「自由七科」に始まるリベラルアーツの理念には伝統的に「算術・幾何・天文学・音楽」の「四科」が含まれており、理学系の分野を含まないリベラルアーツ教育は原理的に不可能である。本学の教育研究組織は、当初からこの伝統の本流を今日へと継承して現代的に展開するものとなっており、その目的とする教育理念にふさわしいと考えられる。リベラルアーツの教育を担当する教員は、広く他分野への眼差しを維持するばかりでなく、みずからの分野において十分な学術専門性を達成していなければならない。大規模総合大学の中の1学部としてリベラルアーツ学部が設定される場合には、専門教育を担う教員はそれぞれ別の学部配置されることが多くなるが、教養学部1学部制をとる本学では、専門研究を究めた教員がすべて同一学部に存在し、共同で教育を担う。この点においても、本学の組織は目的として掲げられた教育研究の遂行にふさわしいあり方であると言える。

さらに、リベラルアーツの学びには少人数制が必須の条件となる。授業の内外における教員と学生、また学生間の密接な交流は、人格の全体にわたる成長を促す教育に適切である。

教養学部1学部制は、専門分野ごとに入学定員を定め、その人数に合わせて授業を計画し教員を配置してきた従来型の日本の大学とは大きく異なる運営方法を必要とする。学生にとり、これは専攻選択の自由が大きく広がることを意味するが、同時に自分の学びを自分でデザインし必要な授業の履修計画を立てるという主体性が求められている、ということでもある。他方、大学にとってこの制度は、それぞれの専門を選択する学生の数をあらかじめ確定することができないため、変化する学生の関心や要請に柔軟に対応することのできる組織を作らねばならない、ということの意味する。その結果、2008年に31のメジャーで発足した新体制は、学生のニーズや時代の変化に即応して統廃合や名称変更を実施することとなった。現在では、メジャー数は31と変化はないものの、その名称や内部構成は変化している。教員の配置についても、メジャー運営の母体となっているデパートメントが、その時点で最も適切なカリキュラム運営に必要な教員枠を学長に請求することが定着した。学長は、現有教員の退職などにより教員枠に空きが生じた場合にも、そのまま同じ分野の教員を自動的に補充せず、状況の変化に応じて必要な分野に教員枠を再配置している【資料3-1】。

大学院における教育研究も、学部の学際的性格を維持しつつ幅広く構成されている。海外のプログラムとの連携により受け入れている学生は、特に本学が強みとする平和研究などの分野において他大学では見られない存在である。これらの学生は、大学構成員に海外の学術や社会の動静を直接に伝達するなどの大きな貢献を示している。

#### ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

全学横断的に教育研究を実践するための附置研究施設として、教育研究所、社会科学研究所、キリスト教と文化研究所、アジア文化研究所、平和研究所、ジェンダー研究センターの6研究所の他に、国際ロータリー財団との協定により発足したロータリー平和センターやグローバル教育センターなどがある【資料3-2（ウェブ）】。

6つの研究所は、学則第5条に基づき、本学の理念・目的である教育、キリスト教、平和、国際連携に沿って設置され、研究所の目的はそれぞれの規程で定めている。研究所には学内の専任教員ばかりでなく、学外の専門家や大学院学生など関連する研究者が所属して研究活動が展開されている。理学系の研究所は設置されていないが、自然科学系の拠点となる教室・研究棟の「トロイヤー記念アーツ・サイエンス館」内において、他研究所と同様に活発な研究がなされている。

グローバル教育センターは、2018年に発足したグローバル言語教育研究センターの事業の一部を引き継ぐとともに、国際的コミュニケーションの円滑化や日本研究の推進に寄与することを目的として、2023年4月に発足した【資料3-3】。

ここまで述べた学部・研究科・および教育研究組織については、以下の組織図を参考されたい【資料3-4（ウェブ）】。



教養学部 College of Liberal Arts	<p>アーツサイエンス学科 Division of Arts and Sciences</p> <p>2023年度現在 As of AY2023</p> <p>■デパートメント(係)組織 Departments / 各デパートメントが提供するメジャー(専修分野) Majors</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>人文学 Humanities</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術・文化財研究 Art and Cultural Heritage</li> <li>音楽 Music</li> <li>文学 Literature</li> <li>哲学・宗教学 Philosophy and Religion</li> </ul> </td> <td> <p>経済・経営学 Economics and Business</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済学 Economics</li> <li>経営学 Business</li> </ul> </td> <td> <p>歴史学 History</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史学 History</li> </ul> </td> <td> <p>政治学・国際関係学 Politics and International Studies</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法学 Law</li> <li>公共政策 Public Policy</li> <li>政治学 Politics</li> <li>国際関係学 International Relations</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>社会・文化・メディア Society, Culture and Media</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・コミュニケーション・文化 Media, Communication and Culture</li> <li>人類学 Anthropology</li> <li>社会学 Sociology</li> </ul> </td> <td> <p>自然科学 Natural Sciences</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物学 Biology</li> <li>化学 Chemistry</li> <li>物理学 Physics</li> </ul> </td> <td> <p>情報科学 Information Science</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数学 Mathematics</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>教育学・言語教育 Education and Language Education</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育学 Education</li> <li>言語教育 Language Education</li> </ul> </td> <td> <p>心理学・言語学 Psychology and Linguistics</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言語学 Linguistics</li> <li>心理学 Psychology</li> </ul> </td> <td colspan="2"> <p>複数のデパートメントが協力して提供する学際的なメジャー Interdisciplinary Majors</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ研究 American Studies</li> <li>アジア研究 Asian Studies</li> <li>開発研究 Development Studies</li> <li>環境研究 Environmental Studies</li> <li>ジェンダー・セクシュアリティ研究 Gender and Sexuality Studies</li> <li>グローバル研究 Global Studies</li> <li>日本研究 Japan Studies</li> <li>平和研究 Peace Studies</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>リベラルアーツ英語プログラム English for Liberal Arts Program</p> <p>日本語教育課程 Japanese Language Programs</p> <p>世界の言語 World Languages</p> <p>保健体育プログラム Health and Physical Education Program</p>	<p>人文学 Humanities</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術・文化財研究 Art and Cultural Heritage</li> <li>音楽 Music</li> <li>文学 Literature</li> <li>哲学・宗教学 Philosophy and Religion</li> </ul>	<p>経済・経営学 Economics and Business</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済学 Economics</li> <li>経営学 Business</li> </ul>	<p>歴史学 History</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史学 History</li> </ul>	<p>政治学・国際関係学 Politics and International Studies</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法学 Law</li> <li>公共政策 Public Policy</li> <li>政治学 Politics</li> <li>国際関係学 International Relations</li> </ul>	<p>社会・文化・メディア Society, Culture and Media</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・コミュニケーション・文化 Media, Communication and Culture</li> <li>人類学 Anthropology</li> <li>社会学 Sociology</li> </ul>	<p>自然科学 Natural Sciences</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物学 Biology</li> <li>化学 Chemistry</li> <li>物理学 Physics</li> </ul>	<p>情報科学 Information Science</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数学 Mathematics</li> </ul>		<p>教育学・言語教育 Education and Language Education</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育学 Education</li> <li>言語教育 Language Education</li> </ul>	<p>心理学・言語学 Psychology and Linguistics</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言語学 Linguistics</li> <li>心理学 Psychology</li> </ul>	<p>複数のデパートメントが協力して提供する学際的なメジャー Interdisciplinary Majors</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ研究 American Studies</li> <li>アジア研究 Asian Studies</li> <li>開発研究 Development Studies</li> <li>環境研究 Environmental Studies</li> <li>ジェンダー・セクシュアリティ研究 Gender and Sexuality Studies</li> <li>グローバル研究 Global Studies</li> <li>日本研究 Japan Studies</li> <li>平和研究 Peace Studies</li> </ul>	
<p>人文学 Humanities</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術・文化財研究 Art and Cultural Heritage</li> <li>音楽 Music</li> <li>文学 Literature</li> <li>哲学・宗教学 Philosophy and Religion</li> </ul>	<p>経済・経営学 Economics and Business</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済学 Economics</li> <li>経営学 Business</li> </ul>	<p>歴史学 History</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史学 History</li> </ul>	<p>政治学・国際関係学 Politics and International Studies</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法学 Law</li> <li>公共政策 Public Policy</li> <li>政治学 Politics</li> <li>国際関係学 International Relations</li> </ul>										
<p>社会・文化・メディア Society, Culture and Media</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・コミュニケーション・文化 Media, Communication and Culture</li> <li>人類学 Anthropology</li> <li>社会学 Sociology</li> </ul>	<p>自然科学 Natural Sciences</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物学 Biology</li> <li>化学 Chemistry</li> <li>物理学 Physics</li> </ul>	<p>情報科学 Information Science</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数学 Mathematics</li> </ul>											
<p>教育学・言語教育 Education and Language Education</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育学 Education</li> <li>言語教育 Language Education</li> </ul>	<p>心理学・言語学 Psychology and Linguistics</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言語学 Linguistics</li> <li>心理学 Psychology</li> </ul>	<p>複数のデパートメントが協力して提供する学際的なメジャー Interdisciplinary Majors</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ研究 American Studies</li> <li>アジア研究 Asian Studies</li> <li>開発研究 Development Studies</li> <li>環境研究 Environmental Studies</li> <li>ジェンダー・セクシュアリティ研究 Gender and Sexuality Studies</li> <li>グローバル研究 Global Studies</li> <li>日本研究 Japan Studies</li> <li>平和研究 Peace Studies</li> </ul>											
大学院 Graduate School	<p>アーツサイエンス研究科 School of Arts and Sciences</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>博士前期課程 Master's Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理・教育学専攻 Education and Psychology</li> <li>公共政策・社会研究専攻 Public Policy and Social Research</li> </ul> </td> <td> <p>比較文化専攻 Comparative Culture</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>博士後期課程 Doctoral Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アーツ・サイエンス専攻 Arts and Sciences</li> </ul> </td> <td> <p>理学専攻 Natural Sciences</p> </td> </tr> </table>	<p>博士前期課程 Master's Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理・教育学専攻 Education and Psychology</li> <li>公共政策・社会研究専攻 Public Policy and Social Research</li> </ul>	<p>比較文化専攻 Comparative Culture</p>	<p>博士後期課程 Doctoral Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アーツ・サイエンス専攻 Arts and Sciences</li> </ul>	<p>理学専攻 Natural Sciences</p>								
<p>博士前期課程 Master's Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理・教育学専攻 Education and Psychology</li> <li>公共政策・社会研究専攻 Public Policy and Social Research</li> </ul>	<p>比較文化専攻 Comparative Culture</p>												
<p>博士後期課程 Doctoral Course</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アーツ・サイエンス専攻 Arts and Sciences</li> </ul>	<p>理学専攻 Natural Sciences</p>												
研究所・教育研究センター Research Institutes/ Education Research Center	<table border="1"> <tr> <td>教育研究所 Institute for Educational Research and Service (IERS)</td> </tr> <tr> <td>社会科学研究所 Social Science Research Institute (SSRI)</td> </tr> <tr> <td>キリスト教と文化研究所 Institute for the Study of Christianity and Culture (ICC)</td> </tr> <tr> <td>アジア文化研究所 Institute of Asian Cultural Studies (IACS)</td> </tr> <tr> <td>平和研究所 Peace Research Institute (PRI)</td> </tr> <tr> <td>ジェンダー研究センター Center for Gender Studies (CGS)</td> </tr> </table>	教育研究所 Institute for Educational Research and Service (IERS)	社会科学研究所 Social Science Research Institute (SSRI)	キリスト教と文化研究所 Institute for the Study of Christianity and Culture (ICC)	アジア文化研究所 Institute of Asian Cultural Studies (IACS)	平和研究所 Peace Research Institute (PRI)	ジェンダー研究センター Center for Gender Studies (CGS)						
教育研究所 Institute for Educational Research and Service (IERS)													
社会科学研究所 Social Science Research Institute (SSRI)													
キリスト教と文化研究所 Institute for the Study of Christianity and Culture (ICC)													
アジア文化研究所 Institute of Asian Cultural Studies (IACS)													
平和研究所 Peace Research Institute (PRI)													
ジェンダー研究センター Center for Gender Studies (CGS)													

### ○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

全学的に教職課程を実施する組織として、教職課程主任を委員長、各教科および教職科目に関わる委員9名に加え、教養学部長、教養学部副部長(カリキュラム担当)および大学院部長等を陪席とした「教職課程委員会」を設置している。通常、年2回委員会を開催し、教養学部及び大学院の教職課程に関する諸問題のみならず、自己点検・評価に関しての基本方針を企画・立案、検討するとともに実施している。教養学部長の管轄の下に、専門的に各教科の内容を議論できる教員を配置することで、適切な体制が整備されている【資料3-5】。

### ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

最近の学問の動向、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等に配慮し、適切に教育研究組織を設置している。近年はグローバルな視野と分野横断的な学術性が必要とされる問題に取り組むために、国内外の大学との連携を強化して環境研究やサービス・ラーニングの発展を目指してきた。

例えば、サービス・ラーニングは、本学が国内における先駆者として、1990年代から取り組んできた分野である。2002年にサービス・ラーニング・センターが発足したことをきっかけに、国内外の活動拠点を拡大するとともに、アジアにおけるネットワークを構築するために国際会議やシンポジウムに定期的に参加している。近年の注目すべき活動としては、米国ミドルベリー大学と協働で毎年実施している Japan Summer Service-Learning がある。この活動には、フィリピンやタイ、インドなどの大学の学生が参加し、ミドルベリー大学と本学の学生とともに長野県天龍村と三鷹市のさまざまな施設(小学校、

農家、福祉施設等)でのサービス活動を通じて地域住民と交流しつつ、課題意識を持ち、学術的な知と経験的な知をつなげ、市民性を育てている【資料3-6(ウェブ)】。

大学院においては、リベラルアーツのさらなる展開をめざし、2019年4月から新たな学修プログラムを開始した。国際社会の様々な分野において平和に貢献する人材を育成することを目的とした「外交・国際公務員養成プログラム」、経営や金融をリードする新時代の人材の育成を目指す「責任あるグローバル経営者・金融プロフェッショナル養成プログラム」、国際バカロレア(IB)の教員を育成する「IB教員養成プログラム」の3つのプログラムを展開することにより、リベラルアーツの素養をもった「実務家」養成を目指している【資料3-7(ウェブ)】。

また、本学のSDGsの取組をより一層見える形にするために、2021年にSDGs推進室を設置した。SDGs推進室は教職員だけでなく、学生も中心メンバーとして参加し、国内外の大学等との連携を通してSDGsに関わる活動を推進し、世界課題を自分ごとと捉え、アクションに移すことを目的に取り組んでいる【資料3-8(ウェブ)】。

**点検・評価項目(2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

各教育研究組織は、それぞれの組織内で日常的な課題に対応することが原則だが、従来の組織構成では解決困難な課題が生じた際には、幹部会をはじめとした会議体にその改善策の検討を依頼することができる。

本学では、教員組織であるデパートメントがメジャーの運営に責任をもつ最小単位だが、特定のデパートメントに吸収できない分野横断型の「IDメジャー」(例:環境研究、アジア研究、開発研究、平和研究等といった学際“Interdisciplinary”メジャー)はこれに含まれていない。これらについては、複数のデパートメントが協力し教育を提供する体制を採ってきたため、教育に関する責任の所在や意思決定プロセスが曖昧であるという指摘があった。この問題に対応するため、本学では2018年度にIDメジャー会議を設置し、学期に1度カリキュラム、人事、その他運営について審議することとした【資料3-9】。現在ではIDメジャーの点検・評価に関する責任体制が整備され、IDメジャーをコアメジャーとする教員の任用が可能になっている。

教育組織であるメジャーの新設や統廃合についても積極的な点検がなされている。2018年度には、アジア研究メジャーとアメリカ研究メジャーをアジア太平洋研究メジャーに統合する提案が、2019年度には、公共政策メジャーと政治学メジャーを統合した新たな政治学メジャーを設置する提案がなされたが、審議の結果ともに否決された【資料3-10】【資料3-11】。

研究組織である研究所については、定期的に行っている研究所長会議での各研究所の活動報告等を基に、学務副学長と研究戦略支援センター長が主体となって検証している。

検証結果による改善に向けての具体的な取組として、研究所の運営方法の変更がある。これまで各研究所の運営は、デパートメント所属の専任教員と、1年毎の契約で雇用される研究所助手（Research Institute Assistant, RIA）が担っていた。しかし研究所の活動が活性化するにつれ、継続的かつ専門的に運営を担うポストの必要性が提起され、その結果2019年度から研究所の活動に特化した特任助教の任用が開始された。専任教員と同様に、特任助教についても当該ポストの必要性、担当予定業務、担当予定授業の過去の履修者データ等を根拠資料とし、幹部会および大学運営会議での審議を経て初めて任用が認められる。2023年5月1日現在、2名の特任助教が研究所の運営に従事している。

## 2. 長所・特色

本学では、常に学問の動向や社会的要請を意識し、教育研究組織にも反映させてきた。2008年度の大掛かりな教学改革以降は大きな変更は行っていないが、変更の必要性が出た場合には、週一回開催している幹部会において協議し、迅速に対応できる体制が整っている。

## 3. 問題点

デパートメントがメジャーの運営に責任をもつ最小単位だが、環境や地域研究やジェンダーなど、特定のデパートメントに吸収できない分野横断型の「IDメジャー」（例：アジア研究、開発研究、平和研究等といった学際“Interdisciplinary”メジャー）はこれに含まれていない。IDメジャー会議の設置や、IDメジャーのコーディネートを担当する教員を任命するなど、一定の取組は完了したが、更なる改善のため引き続き検討が必要である。

## 4. 全体のまとめ

本学は、2008年に、教養学部内に設けられていた6学科をすべて廃止し、「アーツ・サイエンス」1学科に統合した。大学院においても、2010年に4研究科から1研究科へと移行した。既述のようにいまだ改善の余地はあるものの、入学してから多様な学びが選択できるように変更した現在の教育研究組織は学生の満足度が高いだけでなく、外部機関が毎年発表している大学ランキングにおいても高い評価を得ており、教育に焦点を当てたTimes Higher Education 日本大学ランキング2023では、総合ランキングにおいて私立大学内で1位、国公立を含めた全大学中では過去最高の10位を獲得しており、大学基準を十分に満たした運営がなされていると考えられる【資料3-12（ウェブ）】。

## 4. 教育課程・学習成果

### 1. 現状説明

#### 点検・評価項目(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

##### 評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

##### ・教育課程・学習成果の全体説明

教養学部アーツ・サイエンス学科（1学部1学科制）は、以下の特色を持つ。

**リベラルアーツ**...その教育はリベラルアーツであり、学生は専攻を決めずに全員が教養学部アーツ・サイエンス学科に入学する。学部生は、3年次に専修分野（メジャーと呼ぶ）を選ぶ。学部・大学院とも、分野融合的な知識の修得と深化、他者との対話を重んじるコミュニケーション力、この視座を活かした創造的な課題発見解決力の涵養を特色とする。

**対話型の少人数教育**...学部・大学院とも、対話型の少人数教育を日本語と英語のバイリンガルで展開している【資料4-1】【資料4-2】。

**国際通用性**...専修分野を選択後の学生は、交換留学制度を利用して海外協定校で主に1年間専門性を深め、視野を広げることができ、大学としてもこれを推奨している【資料4-3（ウェブ）】。その背景には国際性の使命の下、多様なバックグラウンドを持つ教員が国際公募により採用されるため、専任教員の40%弱が外国籍であり、学部・大学院科目の国際通用性が担保されていることが挙げられる【資料4-4（ウェブ）】。

大学院アーツ・サイエンス研究科（1研究科制）は、以下の特色を持つ。

**学際性**...リベラルアーツを土台とした学際的・分野横断的な教育システム（1研究科であり、博士前期課程では研究科共通科目を設定しているほか、他専攻の科目も修了要件に組み込むことができる）を活用し、多様な専門領域が複合的に学べる環境の中で、自らの研究課題を見出し、学生が自発的に研究テーマを模索し、決めることができるよう指導する【資料4-5、pp.1-2】。

**対話**...大学院が最も重視しているのは、教員と学生の「対話」である。大学院は学部よりさらなる少人数制であり、「誰が、何について、どう考えているのか」を互いに共有し、対話の中から新しいアイデアを引き出そうとするスタイルは、教員一人ひとりの「学生の個を尊重し、可能性を引き出そう」とする強い意識の現れである【資料4-6】。

**多様性**...様々な国籍の学生と教員がキャンパスで出会い、様々な「違い」を受け入れて互いを尊重し、教育・研究できる環境の中で、グローバルな人材を育成している【資料4-7】【資料4-4（ウェブ）】。

##### ・学位授与方針の適切な設定・公表

### <1>教養学部（学士課程）

教養学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を添付資料のとおり定めている【資料 4-8（ウェブ）】。ディプロマ・ポリシーには、学修の成果として身につけるべき能力が明示されており、それらは前出の大学の目的を踏まえたものとなっている。

ディプロマ・ポリシーは、本学公式サイトに掲載し、学生、教職員のみならず、本学に関心を持つ方へも広く公開している。

### <2>大学院（修士・博士課程）

大学院では、学位授与方針を添付資料のとおり定めている【資料 4-9（ウェブ）】。博士前期課程の学位授与方針では、学生に修得を求める能力を、学部における一般的・専門的教養をベースとした、「広い視野に立った清深な学識」「専攻分野における研究能力」「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力」と明示しており、同時に専攻ごとの教育研究上の目的を明らかにしている。

博士後期課程の学位授与方針では、博士前期課程で修得した学術理論を深め文化の進展に寄与するために、学生に修得を求める能力を、「研究分野について研究者として自立して研究活動を行う能力」「専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識」と明示している。

学位授与方針は学生募集要項、大学院要覧、大学ウェブサイト、私学事業団「大学ポートレート」等に掲出され、公表されている。これらの情報は得ることが容易であり、わかりやすい場所に表示されている【資料 4-10、p.3】【資料 4-5、p.i】【資料 4-11（ウェブ）】。

これらの方針には、学生が身に付けているべき能力が明確に示されており、授与する学位に照らしてふさわしいものとなっていると判断する。また、本学学部の学位授与方針に記述された能力を土台としていることから、学部と大学院の方針は相互に関連し、大学としての一貫性が担保されている。

## 点検・評価項目（2） 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

#### 評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
  - ・教育課程の体系、教育内容
  - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

#### ・教育課程の体系、教育内容

##### <1>教養学部

教養学部では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す能力を育成するための、幅広い分野の学びから知識の統合を図る本学のカリキュラムの編成と方針を設定している。教育課程の編成・実施方針は、大学ウェブサイトに掲載し、学生、教職員のみならず、本学のステークホルダー

に広く公開している【資料 4-8 (ウェブ)】。

## <2>大学院

大学院では、博士前期課程及び博士後期課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を添付の通り定めている【資料 4-9 (ウェブ)】。

博士前期課程の教育課程編成・実施の方針においては、学位授与方針を踏まえて、文理横断的で幅広く深い学識の涵養を図るためのカリキュラムを編成するとしている。博士後期課程の教育課程編成・実施の方針においては、学位授与方針を踏まえて、高度の専門性と学際的・学融合的視点をともに備えた人材の育成を目指し、カリキュラムを編成するとしている。

教育課程の編成・実施方針は大学院要覧、大学ウェブサイト、大学ポートレート等に掲載されている【資料 4-5、pp.i-ii】【資料 4-11 (ウェブ)】。

### ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

#### <1>教養学部

卒業に必要な 136 単位は、全学共通科目と専門科目から構成されている。全学共通科目は、語学科目（リベラルアーツ英語プログラム（ELA）および日本語教育プログラム（JLP））、一般教育科目、保健体育科目から成り、専門科目は、基礎科目、専攻科目、選択科目、卒業研究に区分されている。

## <2>大学院

博士前期課程の修了に必要な 30 単位は、大学院共通科目、専攻の専門基礎科目、専修の専門教育科目、専攻の専門研究科目、選択科目から構成されている。博士後期課程の修了に必要な 8 単位は、特別専門研究と研究者のための技法 I,II から構成されている【資料 4-5、pp.51-55】。授業形態は少人数制のコースワークと論文指導が中心となる。

### ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

#### <1>教養学部

カリキュラム・ポリシーに示す各科目の目標は、いずれもディプロマ・ポリシーに掲げる、学位授与にふさわしい能力を備えることに結びついている。「日英両語で学び、世界の人々と対話できる言語運用能力」を獲得するために、1、2 年次にリベラルアーツ英語プログラム、もしくは日本語教育プログラムの履修を卒業要件として課している。語学教育科目は、言語運用能力のみならず「自他に対する批判的思考力を基礎に、問題を発見し解決していく能力」「自分の考えを的確かつ効果的に、口頭および記述で表現する能力」育成の導入としても設計されている。一般教育科目においては、人文科学、社会科学、自然科学の 3 領域の科目履修を必修とし、「文理にわたる多様な知識やデータを統合し、実践の場で活用する能力」の修得を目指している。

一年間をかけて行う 9 単位の卒業論文作成は、全学生必修の ICU のリベラルアーツの集大成としており、卒業論文作成を通じて身に付ける 5 つの能力を明示している。これら 5 つの能力は、学位授与に関する方針に関連している【資料 4-12、p.1】。

また、少人数での対話型授業、専門化を急がずに、自分にあった専門を見きわめるべく幅広く学ぶための時間を重視する”Later Specialization”という考え方や複数選択が可能な専修分野（ダブル・メジャー、メジャー・マイナー）といった教育システムにより、「学問の基礎を固め、自発的学習者として主体的に計画を立てつつ、創造的に学んでいく能力」をはじめ、学位授与にいたる学びを支えている。

## <2>大学院

博士前期課程においては、学位授与方針を踏まえて、文理横断的で幅広く深い学識の涵養を図るべく、博士後期課程においては、学位授与方針を踏まえて、高度の専門性と学際的・学融合的視点をともに備えた人材の育成を目指し、教育課程の編成・実施方針を設定している。

教育課程の編成・実施方針において、取得単位や時期といった教育の内容とともに、実施方法についても、研究の流れを示すとともに大学院の学修における「指導・助言」という中核となるスタイルを示す形で明確にしている。これらのことから、教育課程の編成・実施方針の内容や公表状況については、適切であると評価できる。

### 点検・評価項目(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

#### ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

##### <1>教養学部

専門領域のカリキュラム編成の起点となるメジャーに責任を持つ部門のレベルで、毎月一回部門会議が開かれているほか、全学共通科目の編成については、一般教育を担当する「一般教育委員会」、英語教育課程・日本語教育課程・世界の諸言語科目などについて審議する「語学教育委員会」が定期的開催されている【資料 4-13】

【資料 4-14】【資料 4-15】。さらに全学的なカリキュラム連携のために、この代表者を教養学部長が招集するカリキュラム委員会があり、全体のカリキュラムを毎月検証している【資料 2-11】。

また、カリキュラム委員会での審議事項は教授会の運営を行う教授会評議会で報告され、教育課程の編成・実施についての検証機能を果たしている。さらに学生の側に立った検証のため、授業効果調査、卒業時調査、学生学習意識調査、同窓生調査を定例実施している。毎学期実施する授業効果調査の結果は、部門会議および各プログラム会議にて検証、カリキュラム委員会に報告し、授業改善につなげている。

##### <2>大学院

授業科目は、教育課程の編成・実施方針との整合性や、専門分野の学問体系の見地から、

毎年 4-6 月にかけて専攻委員会、博士後期課程委員会、大学院委員会で点検・精査され、最終的にカリキュラム委員会に報告される【資料 4-16】【資料 4-17】【資料 4-18】【資料 2-11】。

#### ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

##### <1>教養学部

学生は入学後さまざまな分野を学んだ後、自らのメジャーを選択することとなる。学部共通の卒業要件単位数は定められているが、これを除けばメジャー毎の必修科目等、卒業要件が定められているわけではない。こうした状況で学生が体系的にそれぞれのメジャーの専門科目を学ぶことを補助するため、メジャー・ウェブサイトを充実させている。さらに、各メジャーではそれぞれのコースに応じたカリキュラムツリーを設定し、学生の指針となるモデルを提示している【資料 4-19】【資料 4-20】。

##### <2>教養学部・大学院共通

また授業科目のレベルや分野を分かりやすくするために科目番号制（ナンバリング制）を学部、大学院共に導入している【資料 4-21】。なおナンバリング制は開学当初から設定、利用されており、日本の大学においては先駆的な取組である。

#### ・授業期間の適切な設定

##### <1>教養学部・大学院共通

本学では 1 年間で 3 学期制とし、授業を学期毎に完結させる方式をとることで、履修科目の選択機会を増やし、学ぶ過程で生まれる興味・関心に合わせたカリキュラムの組み立てを可能としている。また、授業の大半は 1 科目につき週複数回（例：月／水／金 3 限、週 3 コマ 3 単位）行われ、各学期に受講できる単位数に上限が設けられているため、毎学期、学生が登録するのは、4-5 科目となる。少数の科目について集中的に参考文献をじっくり読んで予習し、ディスカッションペーパー、グループプロジェクトなどさまざまな課題に取り組むことにより、教育効果を高めることがみこまれる【資料 4-22（ウェブ）】。

#### ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

教養学部・大学院ともに、単位数の基準については、大学設置基準等に基づき、授業形態毎に学則第 41 条に定めている。授業形態に応じ、講義については 1.5 時間 10 週、演習については 3 時間 10 週、実験・実習・実技については 3 から 4.5 時間 10 週を 1 単位とし、学外での実習等については適宜単位数を決定している【資料 1-7、第 41 条】。

#### ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、教育課程の編成方針に基づき、教育課程を編成している。

##### <1>教養学部

教養学部の授業科目は、対話を重視し分野を越えて幅広く学ぶことができるリベラルアーツ教育を核として、「全学共通科目」と「専門科目」で構成されている。学部の教育課

程の基本的な教育内容は次の通りである。

#### [全学共通科目]

##### 一般教育科目

学問における分野を超えた連携を実感するというリベラルアーツ教育の目標の一つを本学の一般教育科目が担っており、専門概論・入門講座ではなく、「人文科学」「社会科学」「自然科学」の3領域を横断的に学ぶことで、総合的な視点から問題の本質を捉えることのできる柔軟な批判的・創造的思考力を養うことを目標として、4年間を通じて履修することになっている。一般教育科目は、原則として専任教員が担当し、入学直後の学生や専門外の学生にも学問の精髓を伝えることを意図している。教員と学生との対話を重視し、学生の積極的な授業参加を促している【資料4-23（ウェブ）】。

2022年度には、数学的感性と思考に基づき、統計的データを適切に収集・分析・評価する力を養うことを主眼とした数理情報統計関連科目を設定し、新規科目を含めて「リベラルアーツにおける数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として開講した。これらの中には、自然科学と社会科学とが協力して応用分野への橋渡しをするリベラルアーツの特色を生かす文理融合した科目を含む【資料4-24（ウェブ）】【資料4-25】。

2023年度には、タイムリーなトピックを扱い、複数領域の知識を用いてリベラルアーツの思考を試みる、人文科学、社会科学、自然科学の分野を横断する学際的な科目を開講した【資料4-26】。

##### 語学教育科目

本学は、献学以来、日英両語を公式言語とするバイリンガル教育を貫いており、4月入学生はリベラルアーツ英語プログラム（ELA）最大25単位、9月入学生は日本語教育プログラム（JLP）最大35単位の履修が必須である。いずれも語学集中プログラムで、日本語話者には一定単位数の英語開講科目の履修が、英語話者には日本語開講科目の履修が義務付けられている本学において、すべての学生が大学レベルの授業を日本語・英語のいずれの言語でも履修できるようになることを目的としている。

語学教育科目の主眼は単なる言語習得にとどまらない。学生は、いずれかのプログラムを通して「人種にまつわる諸問題」「倫理的問題」など、批判的・分析的な思考を求められる諸課題について、他言語で読む力、自分の考えをディスカッションし発表する力、ノートを取る力、他の学生の意見を理解し適切に応答する力、アカデミックな文章を作成する力を身に着けることが求められる。本学が実践するバイリンガル・リベラルアーツの学びに必要とされる語学力、学問技法、思考力を身に着けるための、重要な導入教育である【資料4-27（ウェブ）】【資料4-28（ウェブ）】。

##### 保健体育科目

リベラルアーツ教育の一環として、身体の健康維持・増進だけでなく、肉体的、精神的、社会的健康のバランスを取り、全人的な成長を促すことを目標とする。2017年度より開始した新カリキュラムでは必修の講義科目で生涯にわたって健康であるために必要な知識を学び、同じく必修の実技科目 ExerciseI～III では、Iで新入生の大学生活への適応支援

を、II はチームスポーツを通じた自己と他者への理解とコミュニケーション向上を、III は QOL の向上を目指すことと生命を守る手法の習得をテーマとして開講している。

新カリキュラムでは、クラス定員の減員（実技：40 名から 20 名へ、講義：180 名から 90 名へ）により安全確保と、学生・教員間のコミュニケーションのさらなる向上を図った。また、必修の実技クラスを男女混合・時限選択制とし、時間割の自由度を向上させた。2018 年度には新体育施設が竣工、教場不足を解消しクラス運営に効果を上げた【資料 4-29（ウェブ）】。

#### 専門科目

専門科目は 31 のメジャーから開講されている基礎科目、専修科目および卒業研究で構成されている。学生は、少人数教育ならではの教員との対話により、専門性を高める。また、海外大学で博士学位を取得した教員の比率が高く、グローバルな視点と学術レベルに接する機会となっている【資料 4-30、p.1】。教育課程の編成方針に基づき、“Later Specialization”という考え方に立ち、学生は入学時ではなく、2 年次の終わりにメジャーを自立的に選択する。多くのメジャーでメジャー選択時までに成績要件を含んだ指定科目の履修を義務づけるなどの要件を設けているため、計画的な履修を行うことが求められており、学位授与に関する方針に定められた自発的学修者としての力を涵養する。メジャー選択後も自身のメジャー以外の専門科目を自由に履修し、選択科目として卒業要件に組み入れ可能な制度であることから、学際的な学びの実現が可能であることも特徴である【資料 4-31（ウェブ）】。

また、バイリンガル・リベラルアーツ教育の土台である日本語と英語に加えて、「世界の言語科目」（中国語、韓国語、アラビア語、インドネシア語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、イタリア語）が開講されている。それぞれの科目は 6 時限、4 単位の組み合わせが基本となっており、言語習得だけでなく、それぞれの言語が持つ固有の文化、思想も学ぶことができる【資料 4-32（ウェブ）】。

その他にサービス・ラーニングを通して学ぶ科目では、約 30 日間国内外での NPO や自治体などの公的機関、福祉施設等でのサービス活動に単位が付与される。

本学では学部教育の集大成として、卒業研究を全学必修としている。学生は最終学年において、自分自身で設定したテーマを専任教員（卒論アドバイザー）の指導のもと、1 年間かけて論文にまとめる卒業研究に取り組み、学位授与に関する方針に関連した能力を身に付ける。

#### 免許課程

本学は、免許状を取得できる課程として「教職課程」と「学芸員課程」を有している。

教職課程はリベラルアーツ教育の利点を生かし、取得できる免許の種類は中学校教諭 1 種免許状の国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、宗教、高等学校教諭 1 種免除状の国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語（英語）、宗教と多岐にわたっている。なお教職課程としての「自己点検・自己評価」も行っており、2023 年度に報告書を完成させる予定である。

学芸員課程は、リベラルアーツに根ざした幅広い教養と学識を備え、国際性を支えるた

めの語学力をもつ専門家の育成を目的としている。また学内博物館である「湯浅八郎記念館」を実習先として活用する等の特色を有する。

またそのほかにも、日本語教師を養成するための「日本語教員養成プログラム」を有している。

#### 英語開講科目

本学ではバイリンガル教育を特徴の一つとしている。そのため日本語を母語とする学生には卒業に必要な単位数に語学教育プログラム以外に英語開講科目 18 単位以上を含めることが求められており、逆に日本語が母語でない学生には日本語開講科目 9 単位または 18 単位以上の履修が必要とされている。日本の大学として日本語による専門教育を堅持しつつも、日本語を母語とする学生にとっては英語で専門を学ぶ挑戦の機会を増やすため、また英語による授業の方が学習内容の理解が進む学生にとっては、語学力に見合った科目の選択肢を広げるため、英語開講科目が多く用意され、2022 年度は全学で 35.9%に達している【資料 4-30、p.3】。

#### <2>大学院

大学院アーツ・サイエンス研究科において、博士前期課程の授業科目は、大学院共通科目、専門基礎科目、専門教育科目、専門研究科目に分けられており、それぞれの枠組みから必要科目数、単位数を修得することになっている。

大学院共通科目では、大学院で学ぶ上で必要な「語学力」「分析力」「研究計画の立案力」などを学ぶことを目的とするコースが開講されている。専門基礎科目、専門教育科目では、4 専攻間を横断する履修が可能であり、学際的教育・研究を遂行するため柔軟性の高いカリキュラムになっている。こうした柔軟性が、公共政策・社会研究専攻の平和研究プログラムのよう、学際的な視点での教育・研究が必要な分野の横断的な学習プログラムの提供を可能にしている。また、心理・教育学専攻では専攻ごとに強く履修を勧める科目を設定しており、比較文化専攻および理学専攻においては、専門基礎科目に必修科目を設けている。

博士後期課程においては、博士論文完成のために必要な指導及び履修すべきコースワークが定められており、学生はこの流れに沿って研究を進めている【資料 4-5、pp.10-12】。

#### 5年プログラム

本学では、2011 年より、学部を 4 年で卒業し「学士」の学位を取得した後、大学院（博士前期課程）に 1 年在籍し「修士」の学位を取得できる「5年プログラム」を開設した【資料 4-33（ウェブ）】。成熟した知識基盤に立つ現代国際社会の要請に応え、国際的なリーダーシップを発揮する人材を育成することを目的とし、優秀な学部学生に早期により高度な学位を授与することで、修了後の進路に多様な選択肢を与えられるようにするものである。

5年プログラムでは、本学学部 4 年次から大学院修了要件として大学院科目の履修を開始し、指導教員から論文指導を受ける。大学院入学後は大学院科目の履修と並行して修士論文を作成し、1 年間で修士の学位取得に至る。5 年プログラム設置前から、3 年次以上

の学部生は400番台の大学院科目の履修が可能で、取得した単位は学部の卒業要件に認定される制度を持っており、こうした科目の明確な順次性と学部と大学院の連動性を背景に5年プログラムは実現した。このため、大学院科目を4年次から履修し、学部生必修の卒業論文を更に深める形で博士前期課程入学と同時に修士論文に着手することで、定められた博士前期課程を、通常の2年の半分の1年で終わられる仕組みとなっている。

これらの取組は「専門性を高めたい」が、同時に「早く社会で活躍したい」という学生のニーズともマッチし、開設後順調に参加者を伸ばしており、2022年度に5年プログラム生候補者としてプログラムを開始した学部生は53名に上っている【資料4-34】。

#### 特色ある学修プログラム（①～③）

2019年度、5年プログラム生を含む大学院生を対象に以下の特別プログラムを開始した（ただしIB教員養成プログラムについては学部生の参加も可能）。所定の要件を満たした者には修了証が発行される。いずれのプログラムも、「リベラルアーツの先のプロフェッショナルリズムへ」という考え方のもと、学部・大学院で得た知識をもとに、社会の各分野で貢献できる専門知識を付与することを目的としている【資料3-7（ウェブ）】。

##### ①IB教員養成プログラム

国際バカロレア（IB）は国際的な視野を持った人材を育成することを目的にした国際水準の教育プログラムである。本養成プログラムは対象年齢区分のうち、MYP（11-16歳）またはDP（16-19歳）の教員を育成する。学生は所定科目の履修等により本プログラムを修了後、国際バカロレア機構に申請し認定証（IB Certificate in Teaching and Learning または IB Advanced Certificate in Teaching and Learning Research）を取得できる。

##### ②外交・国際公務員養成プログラム

将来的に外交分野や国際機関で働くことを志望する学生を対象とする。関連の授業を体系的に提供するとともに、インターンシップや関連セミナーなどの経験を通して、外交分野・国際機関でのキャリアに向けた支援を行う。

また、本学がパートナー校として参画する欧州8大学院による人道アクションネットワーク（Network on Humanitarian Action: NOHA）の枠組みにより、NOHA加盟校の学生が本学で1-2学期間学ぶと共に、本学大学院生が加盟校で1-2学期間留学することが可能となっている。

##### ③責任あるグローバル経営者・金融プロフェッショナル養成プログラム

社会に対する責任を果たすグローバルに活躍する企業経営者や、金融のプロフェッショナルを目指す学生を対象とする。

なお、これらの学修プログラムは開始から5年が経過したため、今後点検・評価を実施し、必要な改善について検討する予定である。

#### ・初年次教育への配慮

大学での学びに必要な語学力とリベラルアーツの根幹となる“critical thinking（批判的思考力）”を、入学直後に履修する語学教育科目（ELA または JLP）を通して身につける他、2017年度から、本学のリベラルアーツ教育を受けるのに必要な四技能（読む、書く、議論する、発表する）の習得を目的とした、低学年向け定員 15 名の少人数かつセミナー形式の一般教育科目「リベラルアーツ・セミナー」を開講している。文献調査やアカデミック・ライティング等の基礎的技法を学びながら、教員との交わりを深めつつ、批判的思考に基づいた学術的対話の力を涵養する科目で、語学教育科目に加えて導入教育強化の役割を果たしている【資料 4-35】。なお、「リベラルアーツ・セミナー」については、2022年に教員に向けたガイドラインを設け、開講申請の際は一般教育委員会がシラバス案を審査して開講是非を決定することで、授業の目的を徹底し質保証の仕組みを整えた【資料 4-36】。なお、一般教育科目の多くは 1 年次学生が履修しやすいように、1 年次必修の語学教育科目との重複を避け開講されている。

#### ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

本学の一般教育科目は卒業時まで満遍なく履修することを勧められており、一部を除き初学年教育ではなく、専門教育の前段階の「教養」という位置づけでもない。いわば、本学のリベラルアーツの核となる学際的科目群である。一般教育科目は専門的知識を身に付けることを目的とするものではないが、科目によっては専門科目よりも難易度が高い場合があるかもしれず、専門教育のための基礎科目や専攻科目と「専門性の度合いが違う」のではなく、「学びの目的やアプローチが違う」ということを理解する必要がある。

一般教育科目において重要なのは、様々な分野の関連を理解することや、自分が関心を持っている問題に対し異なる角度からヒントを得ることである。自分が専攻している、あるいはしたいと思っている分野や興味のある分野から距離があると感じられる科目に、分野の枠を超えてチャレンジすることで、既存の枠組みから自らを解放し思考できる、自由な発想力を身につけることを目的としている。

また、一般教育科目では、自分の世界を徐々に発展させることが重要だと考えており、4 年間を通した総合的な学びを推奨している。一般教育科目を 4 年間通して学ぶことは、1 年次から上級生までが同じ授業で学ぶことを意味する。教育だけでなく、クラス内の様々な学生との、そして時には自分自身とのダイアログを通して、思考方法を磨き、教員や他の受講生のコメントをしっかり受け止め、進むべき方向を見つけることができるのが、本学の一般教育科目の特徴である【資料 4-37】。

一方、基礎科目や専攻科目は、主に特定の専門分野を学ぶ学生のために用意されている科目である。本学では、学生が、文系、理系の区別なく幅広い知識を得た後に専門性を深めることで、豊富な知識に裏打ちされた創造的な発想力を養うことができると考えている。

#### ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

博士後期課程では、研究の方法や内容について専門的な指導を受けるため、指導教員による「特別専門研究」（3 科目 6 単位）を開講している。また、指導教員による指導とコースワークによる学びを組み合わせることでより効果的に研究を進めるため、2020 年度に「研

研究者のための技法Ⅰ・アカデミック・プレゼンテーション」と「研究者のための技法Ⅱ・研究計画と研究費申請」2つのコースを開講した。うち1科目を選択し履修する（必修）。1年次には指導教員による特別専門研究を履修し、研究の方法、内容についての専門的な指導を受ける。2年次には博士候補資格を取得し、3年次には博士論文を執筆し、論文審査委員会による審査を受け、学位が授与される。

#### ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

##### <1>教養学部・大学院共通

教育課程については必要に応じて幹部会が教養学部長や大学院に対して助言や支援を行うほか、教養学部長と大学院部長が共同議長を務めるカリキュラム委員会が、教養学部と大学院のカリキュラムに関して点検・評価する仕組みが構築されている【資料 2-11】。

教育課程は、学習成果を学生に習得させるという点において、十分な内容を備えたものである。教養学部アーツ・サイエンス学科と大学院アーツ・サイエンス研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成していると評価できる。

#### ・コロナ禍における教育研究の質保証に関する取組

##### <1>教養学部・大学院共通

コロナ禍のオンライン授業開始に当たっては、2020年度春学期（4月開始）直前の3月に全面オンライン授業実施を決定、春学期開始を2週間遅らせて学生・教員の準備期間を設け、その間に学修・教育センター、ITセンター、ヘルプデスクが連携して支援窓口を立ち上げ、問い合わせの一元化と支援の提供を行い、オンラインやハイブリッドという新しい授業形態であっても教育の質が保証されるよう努めた。

また、コロナ禍において刻々と変化する大学の授業開講方針の周知と情報集約のための学内サイトを立ち上げ、学生・教員の両方が、常に最新情報、ガイドライン、支援コンテンツ、よくある質問と回答（FAQ）にアクセスできるようにした【資料 4-38】【資料 4-39】。

一方、学務副学長・教養学部長・教養学部副部長・大学院部長は日頃より緊密に連携し、教育研究の質保証のため、主にリスク管理の側面で尽力した。2020年度春学期から2022年度冬学期までの3年間9学期間、学期毎に授業開講方針を定め、多様な背景・価値観を有する学生・教職員が納得して授業を開講・受講できるよう調整を重ね、徐々に対面授業の比率を高めた【資料 4-40】。

各学期の授業開講方針は、コロナ対策の進捗や社会情勢、学生・教職員の心情や健康上の事情に配慮して決定、入国可能な海外在住学生や受入留学生が、授業に対面で出席することを希望した場合、学期前に来日できるよう、原則として前学期半ばに学内外に日英両語で公表した。

特に、2022年度秋学期までは、政府の規制により入国できず自国からオンラインで受講する外国人学生や、国内にいるものの自身または家族の健康上の理由からオンライン受講以外の選択肢を持たない学生が一定数おり、ハイブリッド授業を開講せざるを得ない状況であった。

長期に及ぶオンラインまたはハイブリッド対応で疲弊する専任教員・非常勤講師に過重な負担をかけず、しかし学生の教育研究の質を担保するため、教養学部長・教養学部副部長・大学院部長が学期前に、授業形態や授業の進め方について担当教員と個別に打合せ、特に本学が重視する対話型授業がオンラインでも担保されるよう努めた。また学期内に、履修に関するコロナ事由の問題が発生した場合は、教養学部長・教養学部副部長・大学院部長が担当教員や学生と面談、すみやかな改善を図った。

学期終了後は学修・教育センターが、オンラインやハイブリッドで優れた授業を行った教員を講師とするセミナーを開催し、優秀な事例やオンライン授業に関する助言の学内共有に努めた【資料 4-41 (ウェブ)】。

#### 点検・評価項目 (4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

##### 評価の視点

○学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置 (1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)

##### <1>教養学部

本学では毎学期の履修登録の際、アドバイザー教員と学生の個人面談が必須となっており、その際、教員が各学生の履修単位数が適切かを判断している。COVID-19対策として一時期、対面での登録面談は実施できなくなったが、その間もオンラインでの面談は継続された。

本学における標準的な履修登録単位数は1学期あたり13単位(体育実技を履修する場合は13+1/3単位)であるが、アドバイザーの許可があれば18+1/3単位までの登録が認められ、これを履修単位数の上限としており、これを通じて単位の実質化を図っている。その際、特に1年次ELA、JLPを履修中の学生に関してはELA、JLPの履修に集中することを求めるため標準を越える単位数の履修は認めていない【資料 4-42】。

・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)

シラバスには、1.概要(Description)、2.学習目標(Learning Goals)、3.内容(Contents)、4.授業言語の詳細(Language of instruction)、5.成績評価基準(Grading Policy)、6.授業時間外学習(Expected study hours outside class)、7.参考文献(References)、8.担当教員の連絡先(Contact Address)などの項目があり、目標や評価基準を明確にすることで、授業の進め方の実際と学生の期待との間にずれが生じないようにしている。また英語開講科目に日本語の要約を、英語開講でない科目のシラバスにも英語を併記することで、どのような言語背景を持つ学生であっても履修科目選択時の助けと

なるようにしている【資料 4-43 (ウェブ)】。

シラバスの作成に当たってはシラバス作成ガイドラインに基づき、期間までに入力することが義務付けられ、さらに内容については各デパートメント長などの第 3 者チェックを行い、内容の不足や適切性を確認している【資料 4-44】。

各学期修了時に行われる授業効果調査においては、「コースの目標は明確に示された」「成績の評価基準は明確に示された」等の項目を設けており、シラバスと実際の授業の整合性の確保に努めている。

#### ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

2015 年度には、本学の教育理念に基づき学修及び教育を支援することを目的とし、学修・教育センターが設置された【資料 4-45】。規程に基づき、CTL は学生向け学修支援と教員向け教育支援 (FD)、そして両者の橋渡しを理念に掲げた活動を行っている【資料 4-46 (ウェブ)】。

CTL では、学生の適切な履修計画に関する支援として、選択肢の多い本学でも学生が主体的に自らの履修計画を立てられるようになるアカデミック・プランニングを重視し、教員・職員・学生ピアアドバイザーからなる体制で「自発的学修者」の育成を目標とした各種学修支援を行っている。

また、教員の効果的な授業実施のため、2014 年度まで教養学部長室の下にあった FD 活動についても、学務副学長の下でより全学的な組織体制で実施できるよう 2015 年度からは CTL が担っており、教員や TA に向けて効果的な学修のための教員向けの啓蒙活動を行っている。例として、2016 年からは英語で授業を行う高等教育機関教員向け研修である Oxford English Medium Instruction (EMI) プログラムに希望する教員を毎年数名派遣し、2023 年には派遣された教員を講師とした教員向け学内セッションを予定している。また、コロナ禍におけるオンライン授業では、ICT を活用した様々な授業形態を紹介する Webinar 開催や授業支援を行った【資料 4-47】【資料 4-48 (ウェブ)】。

本学では「学年の進級」という考え方はせず、カリキュラムの節目で必要な要件を課している。2 年次の終わりまでに行われるメジャー選択に当たっては「メジャー選択要件」を設け、「既修科目条件」で指定される科目に対して「成績条件」を課している。さらに、卒業に向けては、3 年次終了の時点で、4 年次に履修が必要な卒業要件単位数に制限を設け (4 年次に履修の必要な卒業要件科目単位数が 40 単位以下であること)、要件を満たす者にのみ「卒業研究開始資格」を認めている。学生は「卒業研究開始資格」を得た上で、最終学年の 3 学期にわたって「卒業研究」を行い、全学生が卒業論文を提出して卒業にいたる。

また個人向けポータルサイトである icuMAP と呼ばれる学生用システムが用意され、履修シミュレーション、時間割や成績、卒業要件も確認できるようになっており、学生本人が自身の学修の進捗を管理できる。このシステムはアカデミック・アドバイザーにも共有され、担当学生のモニタリングや履修登録時の適切な助言を可能にしている【資料 4-49】。

成績不良学生については、GPA1.0 を総計 4 回もしくは 3 回連続で下回った者を除籍とする基準を設けている。ただし、これを機械的に適用せず、教育的配慮に基づき、成績不

良となった回数に応じて、アドバイザー、教養学部副部長、教養学部長と階層的に面談を重ねて原因を探り、またカウンセリングセンター、学習支援室等と連携をとり、よりよい解決法を探るなど、丁寧な対応をとっている。

大学院では、博士前期課程・博士後期課程の学生に対して、入学時オリエンテーションとして、教員及び職員から、修了要件、科目履修の方法、研究の進め方などを説明している。少人数教育を重視する本学大学院では、学部同様、教員アドバイザー制度を設けており、専任教員がアドバイザーとして学生一人ひとりにつく。履修計画への助言などをし、修士・博士論文の作成にあたっては専門的な指導を中心に学位取得までの指導に当たる。履修指導は毎学期の科目登録の際だけでなく、必要に応じて随時行われている。学部同様、学生及び担当教員は、デジタルポートフォリオである icuMAP を参照し、自身もしくは指導学生の現在の履修科目や修了要件充足状況などを確認できる【資料 4-5、p.38】。

2023 年 2 月には、学生に対する情報提供強化と自立的な研究活動を目指し、学内の大学院ウェブサイトのリニューアルし、博士前期課程・後期課程の学生の研究スケジュールや手続きをわかりやすく明示した【資料 4-50】。新たな取組として、2023 年度より、博士前期課程において、それまで 2 年間で 4 回あった関連申請の提出を 2 回にし、手続きの簡素化を図った。本取組は学生が研究・論文執筆に集中できる環境づくりに資するものであると考えている【資料 4-51】。

#### ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

##### <1>教養学部

本学では入学後に専門を選ぶという考えのもと、学生はメジャーにかかわらず自由に科目を選択できる。そのためいくつかの例外（一般教育科目、体育実技科目等）を除き原則として各科目には定員を設けてはいない。だが学生数に比べて開講科目数が多く、2022 年度については全科目のうち 82.3%が履修登録者数 50 名以下、さらに 32.3%が 10 名以下となっており、少人数制度は概ね維持されている【資料 4-1】。

その一方でごく一部、特定の科目に学生が集中し、大学にある最大の教室サイズを超える履修登録受講生が集まる事例が生じたため、2017 年度から基礎科目については 180 人の定員を定め（2022 年度から 150 名に減）予備登録の対象とすることとなった。実際に抽選となる科目はごく一部だが、それらの科目についても、特に対象科目がメジャー選択科目に当たる場合などは年複数回の開講を行い、学生の受講機会をなるべく確保するよう努めている。

##### <2>大学院

大学院においては、学生・教員比率が学部よりさらに低いため、教員と学生の距離が近く、授業は登録者数 5 名以下のものが全体の 53.4%、10 名以下のものが全体の 79.7%となっており、対話を中心として授業が進められている【資料 4-52】。

#### ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

大学院において研究指導計画は、主に冊子「論文提出要領」及び「大学院要覧」で示さ

れ、博士前期課程もしくは後期課程の学生に対する、入学から学位取得までの研究指導の内容やスケジュールが説明されている【資料 4-5、pp.3-6、pp.10-12】【資料 4-53、p.1】【資料 4-54、p.1】。

・学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり  
(教育の実施内容・状況の把握等)

学部・大学院の教育課程について、必要な場合は、全学内部質保証推進組織である幹部会が助言や支援を行うほか、教養学部長と大学院部長が共同議長を務めるカリキュラム委員会が、教養学部と大学院のカリキュラムに関して点検・評価する仕組みが構築されている【資料 2-11】。

これらのことから、教養学部、大学院ともに、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置が講じられており、学生は十分な学習成果を修得できていると言える。

点検・評価項目(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

- 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
- 学位授与を適切に行うための措置

<1>教養学部

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

○成績評価客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価及び単位認定は試験（中間、期末）、レポート、発表、授業参加等をもとに行われる。単位に関する基本原則は学内向けウェブサイト（ehandbook）で、科目ごとの成績評価基準はシラバス等を通じて学生に明示されている。また学生が成績評価について疑問のある場合は成績照会を行うことができる【資料 4-55】。

本学では成績をはかる基準として、履修した科目の点数合計を単位数で除する成績平均点数 GPA（Grade Point Average）を採用している。成績点数は、A=4 点、B=3 点、C=2 点、D=1 点、E=0 点として、該当する点数に科目単位数を乗じて算出され、登録した科目がすべて含まれる。

本学の GPA 制度の運用は長年の実績があり、様々な場面で判断の基準値として活用され、単なる優劣の評価ではなく、達成度をはかる指標として本学の学びに不可欠となっている。学生も GPA を常に意識し、これを基軸とした学びが展開される。GPA には、学期ごとの成績平均点数と、入学以来の成績の総平均点としての Cumulative GPA（登録した全学期の成績の累積 GPA）の 2 種類があり、累積 GPA と学期ごとの GPA の推移によって学生の学修の状況を継続的に把握できる。

また GPA は、奨学金や海外留学プログラムの学内選考や教職・学芸員課程履修登録の指標となるほか、成績不良者の指導（別途記載）や、大学院では学位取得候補資格の条件としても用いられている。5 年プログラムにおいても、応募資格の一つに GPA の基準点

が設定されている。成績評価の客観性については、教養学部と大学院両方の科目区分ごとの成績分布（Grade Distribution）データを学期ごとに教授会で共有し、極端な偏りが見られる場合には、これを教養学部長等がモニタリングし、教員への助言が与えられる。これを通じて成績評価の客観性の保持が図られている。

#### ・卒業・修了要件の明示

##### <1>教養学部

教養学部の学位授与基準については入学年度毎の「卒業要件」に定められている。また学内向けウェブサイト（ehandbook「卒業要件」）にも記載し周知しており、学生はオンラインシステム（icuMAP）で自分が現時点で卒業要件をどの程度満たしているかを確認でき、学期ごと、年に3回の履修登録時にはアドバイザーと状況を確認している【資料4-56】。

##### <2>大学院

大学院の修了要件は大学院要覧で定められている【資料4-5、p.2、p.10】。博士前期課程における基礎科目と専門基礎科目、専門教育科目は主に講義・演習形態の授業である。成績評価は、授業への参加度（ディスカッションへの参加、予習等）、研究発表（リサーチ・プレゼンテーション）、レポート（リサーチペーパー）によって行われる。各要素の割合は教員によって異なり、シラバスによって説明、公開されている。博士前期課程では、各専攻におけるコースワークを18単位以上修めていることを修士候補資格取得の条件としている。また、専攻の所要科目30単位の成績平均がB以上であることを求めている。

博士後期課程では、必修である「特別専門研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を平均B以上の成績を収めていることを博士候補資格取得に向けた前提条件としている。この他、博士候補資格取得にあたっては、筆記試験またはレポートのいずれかの試験および面接が課される。これらは3名の資格試験委員会委員によって厳正に実施、認定される。

博士前期課程及び博士後期課程の修了要件は大学院要覧の他、大学ウェブサイト等でもわかりやすく表示・公表されている【資料4-57（ウェブ）】【資料4-58（ウェブ）】。

#### ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

大学院では学位論文審査基準を定め、大学院要覧及び大学ウェブサイトに記載・公開されている【資料4-5、p.v】【資料4-59（ウェブ）】。

#### ・既修得単位等の適切な認定

##### <1>教養学部

本学以外の大学で取得した単位については大学設置基準の規程に準じ、転編入本科学学生が他大学での修得単位については60単位、第1年次に入学した学生の他大学での修得単位については30単位、さらに交換留学、私費留学および単位互換によって取得した他大学の単位は40単位を上限として本学の卒業要件単位として認めることができることが学則に定められている【資料1-7、第45条および第51条】。

修得単位認定申請に係る業務は教務グループが行っており、国や機関によって異なる成

績や単位の基準を整理し、本学の単位として認定するための基準を作成、管理している。学生には、成績証明書に加え、単位認定を申請する科目の講義内容のわかるシラバスおよび在学した他大学の成績評価基準・カリキュラム内容を示す文書の提出を求め、必要な場合には面接を経て、厳正に審査を行う。専門科目として編入を求める科目については、学生が選択したメジャーを提供するデパートメントの教員が編入審査を行い、それ以外の選択科目として編入を求める科目は教養学部副部長が審査を行う。認定結果は学生に通知されるが、認定結果に疑問や不服がある場合には異議申し立ての申請が可能であり、審査の明確性、公正性を確保している【資料 4-60】【資料 4-61】。

なお、国内大学との協定に基づく単位互換制度については、現在、「多摩アカデミックコンソーシアム (TAC)」、「東京外国語大学」、「東京農工大学」、「筑波大学」「上智大学」「慶應義塾大学総合政策学部、環境情報学部」との単位互換制度がある【資料 4-62 (ウェブ)】。

また、海外大学で取得した単位は、協定に基づく交換留学および私費留学のどちらについても、一定の要件を満たしていれば編入を認める制度を設けている【資料 4-63】。

## <2>大学院

在学中に修得する単位（学部授業科目と他大学院授業科目）と入学前に修得した単位（他大学院もしくは本学大学院）あわせて 20 単位までを上限として単位の認定が可能である。これらは専攻委員会を経て、大学院委員会で決定される【資料 4-5、pp.2-3】。

大学院学生の履修機会の拡大を図り、教育・研究上の実績をあげることを目的として、国内他大学の大学院や大学院数学連絡協議会委託聴講生制度と合わせ、7 つの教育交流協定を結び、単位互換を推進している。東京外国語大学、国連大学などとの間でコンスタントに受入れや派遣が行われている【資料 4-64】。

### ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

#### <1>教養学部

学則第 14 条の 3 により、卒業の最終決定者は学長であり、その決定を行うに際して教授会が審議し議決することが定められている。また教授会規程第 6 条第 2 項により、その議決権は教授会評議会に委任され、規程に則った手続きがなされている【資料 1-7、第 14 条】【資料 4-65、第 6 条】。

#### <2>大学院

大学院学則第 53 条、54 条、および学位規程第 19 条により、修士及び博士学位取得の最終決定者は学長であり、決定を行うに際して大学院委員会が決定し大学院部長が報告することが定められている【資料 1-8、第 53 条、54 条】【資料 4-66、第 19 条】。

以上のような状況から、本学では全学的に授業科目の性質等にふさわしい方法・基準を用いて、成績評価・単位認定が厳格かつ適正に行われており、明確な手続きと体制によって学位授与が行われていると言える。

点検・評価項目(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
- 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

教養学部・大学院共に少人数教育を標ぼうする本学では、学生の学習環境を守りつつ、学習成果を測ることが求められる。

教養学部では全学的に、学生による授業効果調査を実施している。この調査の目的は、個々の授業の質の向上と、カリキュラムや時間帯・施設などの問題点把握による教育の質向上である。調査結果は、個々の授業に関するデータと当該学期科目全体の比較データおよび学生コメントにまとめられ、授業担当教員に個別に配布するほか、集計結果と結果に対する教員コメントは学内ウェブで公開している。学生コメントは事務室で閲覧できる。

一方で大学院の授業は登録者数5名以下のものが全体の53%、10名以下のものが全体の80%となっており（2022年度現在）、匿名性が確保できないため、授業効果調査を実施していない【資料 4-52】。その代わりに、修了時調査を行い、結果を大学院委員会で報告し、解決すべき課題を確認している。この調査には、授業全体に関する設問を設け、課程全体への評価がなされている【資料 4-67】。所定の要件を満たし、博士もしくは修士の学位を与えられた者は、学位授与方針に示した学習成果を達成している、とすることができる。その学習成果を適正に把握・評価するために、修了時調査に加え、本学では、博士前期課程及び後期課程の各ステップにおいて、厳格な審査体制が敷かれている。学生から提出された申請書は、指導教員の承認を得た後、専攻委員会に提出され、専攻の教員全員が審査を行い、その後大学院委員会に提出される。また、論文は、学内3名の教員からなる審査委員会で審査される。加えて博士後期課程においては外部審査委員の参画も強く推奨されるなど、さらなる厳格性を確保している【資料 4-68】。その後専攻委員会、大学院委員会に提出され、専攻の教員全員と大学院委員委員全員により精査される。

さらに、全学的観点から長期的な学習成果を把握するため、自己点検の一環として、卒業生調査を実施している。2022年に実施した調査では特に、1994・99・2004・09・14年度入学者を対象に行われ、「ICUで受けた教育の卒業生による評価」、「2008年度に実施された教学改革\*の影響」の2点に重点が置かれた（\*教養学部の下に6つあった学科を教養学部アーツ・サイエンス学科に統合した上で文系・理系にわたる31のメジャー制を敷き、文理の学術分野の垣根を超え、より学修者本位で自由度の高い学びを実現した、大規模な変革の取組）。

調査の結果、ディプロマ・ポリシーに関係する必要度と習得度の平均値より、卒業生は「3.日英両語で学ぶ力」「4.世界の人々と対話できる言語運用能力」「5.自他に対する批判

的思考力」を習得したと捉えている事がわかった。バイリンガル教育、クリティカル・シンキングという本学の教育における強調点が、習得の実感を伴って卒業生に伝わっていることがわかる。また上記 3 項目以外についても、「8.知識を実践の場で活用する能力」以外は、いずれも四捨五入で 4.0 となる数値であり、ディプロマ・ポリシーに謳う内容について、長期にわたる十分な教育効果が見られる。

さらに、教学改革以降の回答者の平均値は、2007 年までの回答者の平均と比べて、「3.日英両語で学ぶ力」「4.世界の人々と対話できる言語運用能力」「5.自他に対する批判的思考力」「10.文章記述力以外のコミュニケーション力」の修得度が有意に高いとの結果が得られた。教学改革の効果の一つの実証的な検証結果であると言えよう【資料 1-3】。

なお、本調査結果は、理事監事、教職員等を対象に開催された報告会にて全学的に共有された。今後も、教員リトリート等、FD 活動の場で報告され、具体的な教育改善活動に反映する予定である。

## ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

### <1>教養学部

#### 学生調査

本学では以前より学修・教育センターが、在学生に対する学生調査を実施してきたが、2019 年度に調査項目に大きな改編を行ない、本学の学位授与方針に明示した学生の学習成果をより明確にするための各種調査の横断的な分析を可能とする設問とした。

その際、データ分析部門である IR オフィスとのプロジェクトチームで設問を半年ほどかけて検討し、過去のデータとの連携が分断されないような調査設計を行なった。結果として、2019 年度からは入学時調査、一年次調査、学生学修意識調査、卒業時調査に共通する要素の設問を含め、学修成果の経年変化を追跡調査できる構成となった。

更に 2019 年度からは、収集した学生調査結果を有効活用できるよう調査データの取り扱いに分析に関する内容を明示し、IR オフィスによる部署横断的なデータ分析を可能にした（参照：「収集されたデータは、本調査以外のデータとともに分析されることがあります。分析結果は学内外に公表されることがありますが、その際、データは個人が特定できない形に必ず処理されます」）。2022 年度 6 月卒業生の回答をもって、2019 年度の設問改編から 4 年分の回答となるが、コロナ禍による休学・卒業延長が多く発生したことを考慮し、学位授与方針に係る能力の伸長の分析については、2023 年度卒業生の回答後に行う予定である。

また、調査回答率の向上を目指し、時期の見直し、アドヴァイザーを通じての声かけ、未提出者への複数回のリマインダー送付などを行い、回答率の向上を実現した。特に学生が本学で学んだ経験の集大成である卒業時調査については、回答者への成績証明書無料配布を行い、2020 年度以降は毎年 9 割以上の回答率を達成している。

#### 卒業時調査の回収率

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
3 月卒業生	88.8%	93.1%	97.7%	90.2%

7月卒業生	72.6%	91.8%	86.3%	90.7%
合計	85.5% (526/615)	92.9% (614/661)	95.5% (634/664)	90.3% (593/657)

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学生調査や授業効果調査など既存の取組は各担当部署が責任を持って実施・点検し、その結果はカリキュラム委員会や教授会を通じ、原則全ての専任教員が把握できるよう設計されている。

日常的な PDCA サイクルの結果、新たに見つかった課題への対応に際しては、必要に応じ全学内部質保証推進組織である幹部会で改善策が検討される。例えば 2018 年度には、TES をより効果的な制度とするためのオンライン化と設問改訂が提案され、幹部会での審議を経て承認された【資料 4-69】。

また本学は、新型コロナ感染拡大に伴い導入されたオンライン授業に関する学生と教員の意識調査を実施したが、同調査の今後の方針についても幹部会で審議されるなど、大学の内部質保証体制に沿った対応がなされている。

さらに、学生調査の調査項目改編に合わせて、学生と教職員が頻繁に使用する教学系の学内ポータルサイト「icuMAP」から、教員や科目毎に TES 結果を確認できるよう仕様を変更したことで、TES 結果へのアクセスが格段に容易になり、特に学生にとり科目選択の際の利便性が向上した。

2022 年度に実施した卒業生調査では、既述のとおり「ICU で受けた教育の卒業生による評価」、「2008 年度に実施された教学改革の影響」を重点項目としたが、効果測定のための具体的な設問は、幹部会と自己点検・評価委員会が協働し作成した。

点検・評価項目(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

大学が提供する教育や支援の改善のために、入学時から卒業まで下記のアンケート調査で定期的に学生の意識や経験を調査・分析し、学修経験や学修成果の可視化を行っている。結果については教授会で報告されている【資料 2-23（ウェブ）】。

1. 新入生を対象とした入学時調査（海外経験、進学理由、備わっていると思う能力、合計約 20 問）
2. 入学後 3 学期を終了した 1 年生の一年次調査（授業経験、教育活動の成果、教育満足度、合計約 40 問）

3. 第3学年の学生意識調査（授業経験、特別教育活動、教育活動の成果、教員との交流、学修計画、事務職員およびサービス、課外活動、学生同士の交流、全般的意見、合計約90問）
4. 卒業時調査（将来の計画、学部での経験、授業料、入学許可の方法、合計約110問）

#### ・学習成果の測定結果の適切な活用

##### <1>教養学部

毎年春学期に、前年度の授業効果調査の結果がカリキュラム委員会に提出され、続いてデパートメント会議および各プログラム会議にて同資料を元に授業改善について各メジャーやプログラムの視点で議論される。議論の結果は当月のカリキュラム委員会にフィードバックされ、次年度のカリキュラム変更や授業方針に活かすサイクルとなっている。また、一般教育科目に関しては、一般教育委員会にて授業効果調査結果を共有・議論し、委員が具体策を所属するデパートメントに周知している。

##### <2>大学院

修了生調査の意見など、各種調査の測定結果は主に課題点検の観点から大学院委員会で精査し、翌年度以降の授業方針に活かされている。

#### ・点検・評価結果に基づく改善・向上

##### <1>教養学部

一例を挙げると、授業効果調査にて、講義が時間通りに終了しないとの学生回答が少なからず見受けられたケースがあった。一般教育委員会が調査したところ、コロナ対応を機に導入されたオンライン授業で次の教室利用者との入れ替えがないために教員が授業終了時間に気づかず、学生の次の時限への移動や準備の時間が圧縮されていることがわかり、教員に対し授業開始・終了時間を厳守するよう注意喚起した事例がある。また、授業効果調査で採点基準ルーブリックを学生に公開している授業で学生の満足度が高いことが分析され、ルーブリックを使用することに向けて検討を開始している。

コロナ禍においては、下記のような学生調査実施により学生の意見や状況を集約する機会を設け、結果はウェブサイトや教員向けレポートとして公開し、授業改善に結びつけた。

##### ・2020年度春学期オンライン授業に対するアンケート（学生向け／教員向け）

学生からの改善希望点、好評だった取組、学生から寄せられたオンライン授業を受けてみてのポジティブな気づきや発見、学生に好評だったオンライン・コースのグッドプラクティスとしての詳しい紹介などを行った【資料4-70】。

・オンライン授業に関する意識調査（学生向け／教員向け）2021年度・2022年度実施  
2021年度と2022年度の経年変化や学生・教員の調査結果の共通項や差異などの分析レポートを教員向けニュースレターで紹介した【資料4-71】。

##### <2>大学院

教育課程及びその内容、方法の適切性については、主に幹部会、カリキュラム委員会、大学院委員会で定期的に点検・評価を行い、改善につなげている。一例を挙げると、2022年3月及び6月の修了生調査の「学位取得に至るまでの各種申請は、論文執筆課程の目安になりましたか」の問いに対し、「4回ほどあったと思うが、2回くらいで良いと思う／手続きの数が多すぎる」という意見が複数あった。大学院部長はこの意見を検討すべき議題として大学院委員会に諮り、その結果、それまで4回あった博士前期課程の学生の研究進捗に関する手続きを、2回に削減し、より研究自体に専念できる環境を整えたという事例がある【資料 4-72】。

## 2. 長所・特色

### <1>教養学部

リベラルアーツ教育の特色の一つである分野の垣根を越えた学際性を支えるしくみの一例として、2023年度に開講が始まった学際的な一般教育科目「特別講義」が挙げられる。これは人文科学、社会科学、自然科学の分野を横断し、複数領域の知識を用いてリベラルアーツ的思考を試みることを目的としたいわばシリーズとしての科目であり、開講期間をあえて1~2年程度に限ることで、常にタイムリーなトピックを扱い、専門分野の枠を越えた教員のティームティーチングを行いやすくしている（2023年度の開講科目は「特別講義：リベラルアーツから問うポストヒューマン論争」）。開講科目の陳腐化を防ぐ取組としても有効であると評価できる。

### <2>大学院

学部と大学院あわせて5年で学士と修士の学位を取得できる5年プログラムは、2012年度の開設以来、プログラム参加者を順調に伸ばしてきた。特に昨今は学部3-4年次に交換留学に参加すると共に本プログラムにも参加する学生や、参加者は4月入学生がメインであった9月入学生も増えるなどの傾向が見られる。これも、本プログラムの優れた点（5年で2つの学位を取得、費用面でのメリット、専門性を深めると同時に早く社会で活躍できる等）が学生に認知・支持されている証左であると考えられる。

## 3. 問題点

### <1>教養学部

成績付与について年々評価のインフレーションが進む傾向がある。在籍期間中の平均累積GPAは、1990年3月卒業生においては平均2.72であったが、2015年には平均3.01となり、さらに2020年3月卒業生のそれは3.12に達している。この傾向を改善するための対応として、個々の科目の成績評価は2.7を基準とすることが、教員の勤務に関する要請の一つとして共有された【資料 4-73】。コロナ禍におけるオンライン授業導入の影響が、この傾向を後押しした可能性もあり（2022年3月卒業生の平均累積GPAは3.16）、2023年度には改めて成績評価基準が教授会で共有された【資料 4-74】。授業担当教員との成績付与方針の共有を、より徹底する必要がある。

本学では、リベラルアーツの理念より各メジャーの定員を設けず、メジャー選択要件を設けているものの可能な限り学生の希望に沿うメジャー選択というあり方を志向するため、

メジャー間の学生数に偏りが生じやすく、これは各メジャーが受け持つ卒業研究論文指導学生数の隔たりに直結している。本学においては卒業研究が学部教育の集大成であり、ディプロマ・ポリシーに大きく関わること、また長期的にはこの不均衡が教員の配置方針の変更をもたらし、リベラルアーツを構成する基礎学問や基礎科学に関わるメジャーの維持に影響を与える懸念もあることから、この不均衡解消は、喫緊の課題である。学部長の諮問委員会「卒論アドヴァイジー（卒論指導学生）配分問題検討委員会」が 2021 年度に提出した最終報告を踏まえ、アドヴァイジー数が極端に多い教員への TA 配置、学部長仲介によるアドヴァイジー数調整等、支援策を講じたことから、隔たりは縮小傾向にあるが、抜本的な解決には至っておらず、今後も検討を継続する予定である【資料 4-75】。

## <2>大学院

博士前期課程では、大学院で学ぶ上で必要な「分析力」「研究計画の立案力」「語学力」などを学ぶ「大学院共通科目」が開講されており、2 単位必修となっている。いずれも必須な内容であり、コース数や内容をさらに充実させたいところだが、担当する教員の確保が難しい等の理由により、さらなる充実化は実現できていない。

## 4. 全体のまとめ

本学では、学士・修士・博士の各学位の「3 つのポリシー」を定め、それを大学ウェブサイトで公表している。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開講しており、在学生、卒業生の他、外部の大学ランキング等の客観的指標でも一定の評価を受けていることから、十分な学習成果を挙げていると判断できる。

また、学生の学修を活性化する取組を継続している。コロナ禍においても、全開講科目において、非同期型ではなく、履修学生と教員、学生同士の対話を重視した授業を行うよう、学部長・大学院部長から繰り返し依頼がなされた。

成績評価、単位認定、学位授与については、定められた規程に基づき、単位認定と成績評価制度を導入している。また、卒業論文、修士論文、博士論文の審査基準を明示した上で適切な手続きを踏まえ学位を授与している。

ディプロマ・ポリシーに記載の学修成果の把握と評価については、入学時・3 年次・卒業時・修了時に調査を実施している。また、自己点検にあわせて卒業生調査を行い、人生の経験が豊かになるにつれ実感するとされるリベラルアーツの成果を確認している。

なお、学位授与方針とカリキュラムの関連性をより明確に示し、今後のカリキュラムの検証に役立てるために、各コースが学位授与方針のどの要素の育成に貢献するものかをシラバスに明示する仕組みを 2022、2023 年度で検討し、2024 年度から運用を開始する予定である【資料 4-76】。

## 5. 学生の受け入れ

### 1. 現状説明

#### 点検・評価項目(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

##### 評価の視点

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
  - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
  - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

#### <1>大学全体

本学は「神と人と共に奉仕する」ことを理念として、3つの使命である国際性への使命、キリスト教への使命、学問への使命を掲げて、学問分野間の境界を超えたりベラルアーツ教育を実践している。

これら3つの使命、および学則第1条に定める教育理念・目的に基づき、学部、大学院とも、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシー（学生受け入れ方針）を適切に定めている。アドミッション・ポリシーは、本学Webサイトに「教育方針」という項目を立ててディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと共に公表しており、入学案内および学生募集要項などにも掲載している【資料4-8（ウェブ）】【資料4-9（ウェブ）】【資料5-1（ウェブ）】【資料5-2（ウェブ）】。

#### <2>教養学部

学部のアドミッション・ポリシーにおいて、「グローバル化する現代の社会でこの理念を実現してゆくために、ICUでは日本全国および世界各地から次のような資質を持ち、また、それらをさらに高めたいという意思を持つ学生を求めています。」と求める学生像を明記している。

この方針に基づき、国内および世界各国の様々な教育制度を受けた学生の受入れを可能にするために、4月入学と9月入学の制度を設け、多様な選抜方法と多面的な評価尺度による入学者選抜を実施している。各選抜の募集要項には、教養学部長から「受験生の皆様へ」と題し、求める学生像を更に詳しく記載している。また、特に世界各国から出願のあるEnglish Language Based Admissions（大学の講義を受けるのに十分な英語力を有する方を対象とした、英語を使用した選考）においては、代表的な統一試験の合格者平均点を掲載し、「入学希望者に求める水準」について公表している。

#### <3>大学院

本大学院は、大学の目指す世界と日本を結ぶ架け橋としての役割を担う高い専門性を備

えた指導的人材を育成するため、「専門分野の知識」に加え、「主体的研究能力や問題解決能力」を備えた学生を求めている。

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、文理横断的で幅広く深い学識の涵養を図るべくカリキュラムを編成している。博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、高度の専門性と学際的・学融合的視点をともに備えた人材の育成を目指し、カリキュラムを編成している。そのため、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）はディプロマ・ポリシーと関連させている。カリキュラム・ポリシーに定めた多様なカリキュラムを通じて、ディプロマ・ポリシーに定めた能力を有する人材を育成するために、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を定めている。

以上の点から、本大学院の学生の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と関連していると言える。

本大学院は、前述の3つの使命に基づき、学部で養われた学術知識の上に、諸分野の研究を通じて教育・研究両面におけるさらなる発展を目的として設置された。全学的な学生の受け入れ方針と学部・研究科の学生の受け入れ方針は関連し、大学としての一貫性が担保されている。これらは大学公式サイトで公開している【資料 4-9（ウェブ）】【資料 4-10】。

#### 点検・評価項目(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

##### 評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
  - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
  - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

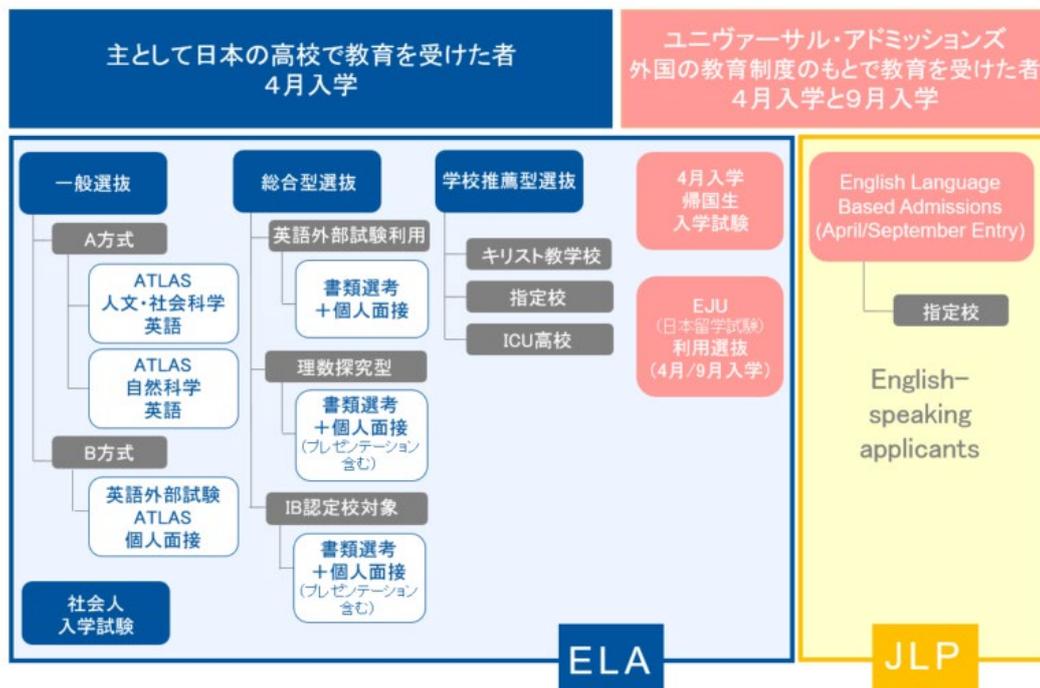
#### <1>教養学部

本学で実施している入学者選抜は以下の通りである。1学部1学科制を取っていることから、どの入試制度で受験しても全員教養学部アーツ・サイエンス学科への入学となる。各選考において求める学生像が明示されており、それぞれ求める学生像に相応しい選抜方法を制定している【資料 5-1（ウェブ）】。

例えば「ユニヴァーサル・アドミッションズ English Language Based Admissions」では、SATや国際バカロレア（IB）など以外にも、世界各国の統一試験の結果も受験資格として受け入れており、「EJU（日本留学試験）利用選抜」は、日英以外の多様な言語背景をもつ志願者の受け入れを目的とし、高等学校最終学年から遡って継続して6年以上教育を受けた者を対象とした、特徴的なものとなっている。

また、一般選抜内の科目「総合教養（Aptitude Test for Liberal ArtS、略称 ATLAS）」は、特定のトピックに関するミニレクチャーを聞いた後に、人文科学、社会科学、自然科学の視点から書かれた論述等を読み、設問に解答する学際的な試験形式である。本学の教育理念を色濃く反映し、受験者のリベラルアーツの学びへの適正を測る、本学特有の入試形態の一例と言える。

## ICUの入学者選抜制度(2023年8月現在)



入学者選抜の実行や可否判定は、教養学部長を中心に定められた委員会において、公正な規則のもとで実施されており、その責任の所在も明確化されている。緊急時には「入学試験緊急対応委員会」も必要に応じて招集される【資料 5-3、第 4 条】【資料 5-4】【資料 5-5】。

授業料や奨学金などの経済支援については、各募集要項に加え、入学案内やウェブサイトなどでも周知を行っている。尚、2024 年度の入学者選抜から、奨学金制度を更に充実させている【資料 5-6（ウェブ）】【資料 5-7（ウェブ）】。

学生募集については、他大学と差別化を図り、リベラルアーツ教育が求める学生の資質を持った、また将来持ちたいと願う志願者を確保できるよう、「教育の質」に主眼をおいた広報活動を展開している。2023 年にリニューアルした大学ウェブサイト、SNS やコロナ禍で有効性が確認されたオンラインによる情報発信を横軸（広がり）としつつ、教育の質を深く理解する機会の提供を縦軸（深さ）として、全体を俯瞰しながら戦略的な広報活動を展開している【資料 5-8（ウェブ）】【資料 5-9（ウェブ）】。

また組織的には「ロコミ」で本学を知るといふ受験生が圧倒的に多いというICUにおいて、大学のブランディングや同窓生、高校教員等との良好な関係構築は受験生広報活動にとっても有益であり、広報戦略室で大学広報、募金広報、高大教育接続事業とも連携し学生募集活動を総括して運営している。

国内においては、入学案内をはじめとした各種ツールによる情報提供や、本学キャンパスに加え、首都圏以外でのオープンキャンパスの実施、キャンパス見学（個人及び学校単位）の受け入れ、進学相談会、高校訪問、出張授業の実施、マーケティングツールを利用した広告等の積極的な広報活動を展開している【資料 5-10（ウェブ）】【資料 5-11（ウェブ）】。コロナ禍において対面に代わる形で実施してきたオンラインでの個別相談会や在学生による座談会も継続して実施している。また、高等学校で必修となった探究型学習とリベラルアーツは親和性が高いため、中高教員に向けたアプローチを強化するとともに、生徒に対しては、アカデミック・オンライン・プログラム「Global Challenge Forum」や、リベラルアーツのサイエンスを推進する「Science Café」（オンライン）をスタートさせ、継続実施している。

外国籍の4年本科生獲得のため、英語によるオンラインイベントを開催しつつ、海外重点地域においては高校のカウンセラーや日本語教師と信頼関係をオンラインで構築、維持し、定期的な情報提供に努めている。2023年春からはオンラインに加え、対面での大学説明会や高校訪問を再開し接触者を増やしている。海外の高校生を対象に本学の理念に絡む社会課題解決をテーマとしたエッセイ・コンテストもコロナ禍の2021年の開始より応募者数も伸びており、海外における本学の認知度向上につながっている【資料 5-12（ウェブ）】。

## <2>大学院

大学院では、4月入学選考（秋季選考、春季選考）および9月入学選考のいずれにおいても、書類選考と面接試験で選抜している。

選考及び試験の実施にあたっては、大学院入学選考委員会規程のもと、大学院入学選考委員会を組織し、実施統括及び緊急案件への対応を行っている。事務局は大学院事務グループに置かれ、入学者選抜の適切な体制整備が行われている【資料 5-13】。

従来より日本国外居住者で希望する受験者についてはスカイプでのオンライン面接を実施し渡日前受験が可能であったが、コロナ禍においては国内／海外在住を問わずオンラインでの面接試験を実施した。面接試験実施にあたっては、マニュアルが整備されており、オンラインにおいても公正な実施が担保されている【資料 5-14】【資料 5-15】。2016年度からWeb出願サービスを導入したことにより、日本国内だけでなく日本国外からの出願も容易になった。

入学選考では、複数の審査委員で提出書類をもとに選考を行い、一定以上の学習研究能力をもつと判断された一次選考合格者に対し、専門分野または近接分野を担当する複数の教員による面接選考を実施している。これにより、専門分野への適性や研究意欲、目標意識や将来性を審査し可否を判定する。また、出願手続き以外のプロセスにおいてもオンライン化を進め、コロナ禍への対応及び業務効率化を図っている。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報については、募集要項や大学ウェブサイト受験者にとり分かりやすく掲載されている【資料 5-6 (ウェブ)】。

入学を希望する受験生の中には障がいなどを持つ方がいることが想定され、そういった方に対しては、「障がいのある志願者等への受験時の合理的配慮について」というタイトルで大学ウェブサイトに関連情報を掲載しており、面接選考の際に合理的配慮を行い、公平な入学者選抜を行っている【資料 5-16 (ウェブ)】。

また、本学の学部で優秀な成績を修めた学生を対象とし、最短 1 年で博士前期課程修了を可能とする 5 年プログラムでは、学部 3 年次の成績及び修得単位数を応募資格とした書類選考、および大学院入学のための学内選考において、学部 4 年次第 1 学期または第 2 学期終了時の成績を応募資格とし、面接試験による選考を実施している。

大学院では、大学院案内、大学院学生募集要項等を通じて大学院の情報提供を行っている【資料 1-10 (ウェブ)】【資料 5-2 (ウェブ)】。また、学内では、年 2 回大学院進学相談会を実施するとともに、本学キャンパスで開催するオープンキャンパスでは、学部と一体となって学生募集活動に取り組んでいる。

本大学院では、海外からの学生を積極的に受け入れる方針をとっており、上記の学生募集を通しての出願のほか、国際ロータリーとの協力により平和研究を専攻する毎年約 20 名の留学生（ロータリー・ピースフェロー）を受け入れている。あわせて日本政府による留学生受入れプログラムである人材育成奨学計画（JDS プログラム）や中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国プログラム）にも積極的に参加するなど、国際性に富む大学院プログラムに相応しく、全体として博士課程の半数にあたる学生が外国籍である【資料 4-7】。2016 年 11 月には欧州の 8 大学による人道支援の専門家を育成するコンソーシアム Network on Humanitarian Action (NOHA) にグローバル・パートナー大学として参画した。2021 年度 5 名、2022 年度 2 名、2023 年度 5 名の受入れ実績となっている。このような状況により、本学大学院では、入学者選抜の運営体制は、規程等に示された権限・役割を果たしており、手続きは明確で公正に行われていると判断する。また、学生募集は、学生の受入れ方針に整合しており、適切なものとなっている。

#### ・新型コロナ禍への対応（オンライン対応、合理的配慮）

新型コロナへの対応は、文部科学省の指示に基づき、学部では追試験も実施し、その他受験生や関係者の健康に十分な配慮を行い実施した。これに伴い、幾つかの選抜方法ではオンラインによる面接などを実施したが、不正防止には十分な注意を行い、良好な通信状況の確保や事前の接続テストに加え、当日の IT 職員の待機や余裕を持ったスケジュール作成などにより突発事項にも備えた。

新型コロナ以外の合理的配慮は、選抜毎に申請期間を設け、本人の要望・診断書などの客観的資料・学内の学修支援を行っている者への意見聴取など、多方面からの情報を総合し、公平性を保った範囲で、可能な限り受験生の要望に沿うように対応している。

**点検・評価項目(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

#### 評価の視点

- 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
  - ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】【学専】）
  - ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】【学専】）
  - ・収容定員に対する在籍学生数比率
  - ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

#### <1>教養学部

毎年の入学者数には志願者数や過去の辞退率等を考慮の上、十分に配慮をおこなっている。本学では、繰り上げ合格や補欠入学などは行っていないため、数と質とのバランスを考慮した合格者数の決定は非常に困難である。しかし結果として2023年5月1日現在の学部の収容定員充足率は120%で、私学助成不交付基準の上限（経過措置が終了する令和7年の130%）を下回り、適性に管理している【資料5-17（ウェブ）】。

#### <2>大学院

2010年に実施した大学院改革により、4研究科を1つの研究科（アーツ・サイエンス研究科）に統合し、入学定員の縮小（博士前期課程は107名から84名、博士後期課程は36名から20名に縮小）を図り、適正な収容定員となるよう変更した【資料5-18、p.8、p.12】。

現在の大学院の定員は上記のような見直しが行われた後の適切なものであり、今後も過不足なく管理することが望ましい。学生数の推移をみると、ロータリー、JDSなどのプログラムを通して本学に入学する学生の数が増加していることや、5年プログラムに参加する学生の増加などが定員充足に貢献している。

また、返済義務のない新入学生奨学金を新たに設置し、現在では博士前期課程の学生に対し、最大で年間授業料・施設費の1/3相当額を免除している。

これらの取組の結果、博士前期課程168名、博士後期課程60名の収容定員に対して、2023年5月1日現在の在籍学生数は博士前期課程156名、博士後期課程60名となっており、定員充足率は博士前期課程95%、博士後期課程100%に達している【資料5-17（ウェブ）】。

点検・評価項目(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <1>教養学部

各入学者選抜方法については、実施後の教員からのフィードバックなども踏まえ、学部長やアドミッションズ・センター長で改善点が検討され、更に平均年7回以上開催される

入学選考方針委員会で、検討・改正がなされている【資料 5-5】。多様性を重視するそれぞれの入学者選抜において各選抜に応じて適切な評価がなされているか、学部全体としての多様性が担保されているかと言う点に特に注意が払われている。

例えば 2015 年度一般選抜より導入された「総合型選抜 (ATLAS)」は、特定の学問領域や専門分野の研究のみではなく、しっかりとした自身の専門の軸足を持ちながらも、別の見方や知見を必要とするリベラルアーツへの適正をはかるために、入学選考方針検討委員会において議論を重ねて導入されたものである。

また、本学では献学当初より、いわゆる帰国生（実際には国籍は問わない）の受け入れとして9月入学制度を設けてきたが、更なる多様性、国際性の充実をはかるために、2017年度より「ユニヴァーサル・アドミッションズ」の制度を開始した。中でも「9月入学国際学生入学試験（現ユニヴァーサル・アドミッションズ EJU（日本留学試験）利用選抜（4月／9月入学））では、日英以外の言語を母国語とする学生を多数受け入れている【資料 5-19（ウェブ）】。

2015年には49ヶ国から247名の学生を受け入れていたが、2023年5月現在では52ヶ国から469名の学生を受け入れており、当初の目的は達成できている。

加えて本学では、教養学部入学試験の方法や問題の調査、出願・入学状況等の分析・点検を担う役職として、入学試験研究主任を配置している。同役職は、1979年に出された入学試験制度検討委員会からの提言を契機に、翌年の1980年から現在に至るまで常時配置され、一般選抜試験の結果にもとづいた分析を毎年度実施している【資料 5-20】。分析方法は、得点分布・奨学金への申請・併願の有無などとの相関関係を見るための「進学者・非進学者分析」、出願時のアンケート、大学受験情報を扱う業者の調査などを基に、どの大学が併願・競合大学かを調査する「ICU 非進学者志望校分析」、入試カテゴリー毎に入学後のGPAの追跡を行う「入試カテゴリーと入学後のGPAの相関分析」等、入学後の追跡調査も含め多岐にわたる。これら分析の結果は教授会評議会に共有され、入学選考方針委員会において、入試方針策定や入学者決定に際する検討材料として活用される。このように、アドミッション・ポリシーと入学後の学生の学習成果との間の関連が実証的に検証され、それに基づくアドミッション・ポリシーの策定が行われるというPDCAサイクルによる検証と改善が行われている。

入学者選抜に関する事項の検討・決定は入学選考方針委員会が担うが、特に重要な方針に関しては、決定前に教授会及び大学院委員会の意見を聞き、幹部会の議を経て決定することが規程で定められている【資料 5-3、第3条】。これに従い、2022年度には本学の一般選抜志願者数が近年減少している事態への対応を重要事項とし、入学選考方針委員会は教授会及び大学院委員会への意見照会を実施し、幹部会に諮った。その結果、2025年度一般選抜からは、「総合型選抜 (ATLAS)」をより本学の授業に近い形式に変えるべく、従来の、まず講義を聞き、その後資料を読むという順番の入れ替えを行うとともに、今まで併願が不可能であった自然科学と人文・社会科学の受験時間をずらし、併願を可能とすることを決定した【資料 5-21（ウェブ）】。

## <2>大学院

入学選考方針に関する事項については、大学院委員会および入学選考方針委員会で検討

され、最終的に入学選考方針委員会によって検討・決定されている【資料 5-22】。

点検・評価の結果を踏まえ、学生の受け入れに関わる改善・向上に取り組んだ実例としては、5年プログラム生候補者（学部4年生）のうち4月入学生は、大学院進学にあたり、年2回ある選考（秋季選考・春季選考）のうち、秋選考にのみ出願可能となっていたが、入学方針委員会において点検・評価を行い、2019年度実施の2020年入学選考から、年2回ある選考（秋季選考・春季選考）のうち、秋選考及び春季選考双方で出願可能とすることとした【資料 5-23】。

5年プログラム（5年プログラム生候補者及び5年プログラム）への参加者は、2020年度以降も増加傾向にあるが、本施策によるプラスの影響もあるのではないかと考えられる【資料 4-34】。

また、専攻委員会及び大学院委員会に、過去5年間の出願者数・合格者数・入学者数・修了者数のデータを提供し、定期的な検証・改善を行っている【資料 5-24】。

加えて、学部の入学選考方針委員会に大学院部長が出席し、大学院の入学選考等に関する報告を行い、入学選考方針委員会委員からの助言を得て、定期的な点検・検証を行っている【資料 5-3、第3条2】。

以上のように、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

## 2. 長所・特色

### <1>教養学部

全ての入学者選抜の基本となるアドミッション・ポリシーは、入学時の学生の能力だけに限らず、本学が望む将来の人間像や、本学でどのような教育を行い、その結果どのような人間に育ててほしいか、という側面ともリンクした、すなわち学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針も踏まえたアピール力のある魅力的且つ特徴的なものと言える。

学生数約3,000名の小規模な大学ながら、多様な教育背景を持つ学生の確保の為に、多くの選抜方法と、その全てにおいてオンラインによる出願を可能としている。

### <2>大学院

アドミッション・ポリシーで、「世界と日本を結ぶ架け橋としての役割を担う高い専門性を備えた指導的人材を育成するため、専門分野の知識に加え、主体的研究能力や問題解決能力を備えた学生を求めている」とし、出願においてはオンライン、入学選考も英語・日本語いずれにも対応することで、ポリシーに沿った学生の確保に努めている。あわせて、ロータリーや JDS といったプログラムを通しての留学生の確保などにより、約半数の学生が外国籍という、多様性と対話を重視する大学院にふさわしい環境が実現している。

## 3. 問題点

### <1>教養学部

一般選抜の志願者が減少傾向にある一方、総合型選抜や学校推薦型選抜などに大きな伸びが見られない。本学の教育の特性を理解し、志望度の高い受験生層に早期に接触し、志願を継続してもらうための取組が重要である。

また、総合型選抜が高校生にとって重要な進学の方法の一つとなってきた近年の傾向として、出願してくる学生の均質化が進んできている印象を受ける。この印象が正しいかどうか、エビデンスに基づく調査を行って、正しければ多様性の確保を図る必要がある。

## <2>大学院

定員充足率は、前述の通り、博士前期課程、博士後期課程共に改善しているが、博士前期課程においては、専攻間のばらつきがある【資料 5-17 (ウェブ)】。

## 4. 全体のまとめ

本学の使命および献学の理念を反映したアドミッション・ポリシーを定め、日英両語で広く発信している。

学生募集と入学選考制度については、文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要綱」と、本学の入学者受け入れの方針を踏まえたものになっている。入学後に提供する教育課程の特色を反映した ATLAS など独自の選抜形式の採用により、本学のアドミッション・ポリシーに沿った受験者を集めるとともに、COVID-19 の感染拡大を契機に、オンライン形式の選抜方法を国内外に展開し継続するなど、機会の公正さの担保にも務めている。

一般選抜の志願者減という課題はあるものの、入学試験研究主任や大学院委員会の結果分析を用い検討を重ねた結果、2025 年度より選抜方法の一部変更を行うことで改善も図っている。また、より多様な学修背景を持った学生の増加を目指し、社会人選抜についても選抜方法の変更を実施する

以上より、学生の受け入れは公正かつ適切に実施されていると考えられる。

## 6. 教員・教員組織

### 1. 現状説明

点検・評価項目(1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- 大学として求める教員像の設定
- 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### ○大学として求める教員像の設定

専任教員の採用にあたっては、本学が掲げる3つの使命、すなわち国際性への使命、キリスト教への使命および学問への使命の実現に必要な資質と意欲が重視される。「寄附行為施行細則」第9条では「基督者であること」が、「専任教育職員の任免に関する規程」第3条では、「この大学の目的と計画とを深く理解し、その遂行に積極的の信念を有する基督教信徒」であることが明確に定められている。また例外的に基督者以外を任用する場合にも、「学識並びに教育経験において高く評価され、かつ、基督教の精神及び大学の教育目的を理解し、これを積極的に支持する者」と規定されている【資料2-12、第9条】【資料6-1】。

教員採用は国際公募を原則とし、高等教育の提供に足る学位および研究業績が厳格に審査されるとともに、全ての応募者は3つの使命に関連させて、「リベラルアーツ教育」「教育と研究の関係」「キリスト者としての本学に対する貢献」につき、みずからの見解を文書で詳細に述べる事が求められる。この文書は本学が求める教員像に一致した候補者を適切に採用するため、教授会での審議にあたって全構成員に共有される。

#### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の教養学部はカリキュラム改革を経て、2008年4月にそれまでの6学科制からアーツ・サイエンス学科の1学科制に移行した。教員組織についても同様に、語学・保健体育以外を専門とする全専任教員が一つの学科に所属する体制を採ることで、分野横断的な学びや学際性を重視するリベラルアーツ教育を全面的に推進している。この1学科制の採用自体が本学の教員編成の最大の特徴かつ対外的な方針の明示であり、大学院も同様の方針からアーツ・サイエンス研究科の1研究科のみで構成される。

教養学部アーツ・サイエンス学科内には、教員組織としてのデパートメント（2023年5月1日時点で8つ）が、大学院博士前期課程においては、専攻（2023年5月1日時点で4つ）が置かれる旨、規程で明確にされ、専門分野ごとの教学事項を取り扱っている【資料4-13】【資料1-8、第4条2】。

また教養学部内には「リベラルアーツ英語プログラム」「日本語教育課程」「世界の言語」「保健体育プログラム」の4プログラムが教養学部の直下に置かれている。語学や保健体育を専門分野とする専任教員はこれらのいずれかに所属し、デパートメントと連携しつつ、専門性の高いカリキュラムを提供している。

教員数については、関係法令の人数を満たすことは前提としたうえで、1995年11月13日の常務理事会で教員人事に関する方針が示され、本学全体でリベラルアーツ教育を実践するための適切な専任教員数は155名であることが承認された。教員の採用や退職のタイミングにより若干の変動はあるものの、現在に至るまでこの数字の遵守を前提に、新規教員の採用が検討されている【資料6-2】。

本学では新たに専任教員を任用しようとする場合、求める教員の専門分野、教育研究能力、教授言語、担当予定科目等を詳述した文書による「教員枠の確認」という手続が必須である。1学部制でありながら、学術領域ごとの教員数が固定的であるならば、それは教員編成上は複数学部制と大差のないものに留まってしまう。教員枠制度は、慣例的な後継者人事に甘んじることなく、柔軟かつ適切な教員配置を実現するために、全学的見地から求める教員像を明確にするための取組である。

教員枠は、新規教員の配置を希望するデパートメントが申請の主体となり、その必要性を複数の会議体で厳格に審議されたうえで承認される。審議にあたっては、全学およびデパートメント内のジェンダーバランスや年齢構成も考慮される【資料3-1、第2条】。

#### ・各教員の役割、連携のあり方

各教員は、(1) 研究、(2) 教育、(3) サービス（大学等への貢献）の3分野すべてにおいて任務を遂行することが求められる。またFD活動やメンター制度、昇任支援等を通じ相互的協力体制のもと構成員全体の資質向上に寄与すべき点が、本学ウェブサイト上「求める教員像および教員組織の編制方針」で明示されるとともに、教授会を通じ全教員に対し周知されている【資料6-3（ウェブ）】。

#### ・教育研究に係る責任所在の明確化

学部および大学院を含む全学的な教学計画および学務の監督責任は、学務副学長が担い、教養学部長と大学院部長が、それぞれ学部と大学院の学務を統轄している【資料1-7、第11条】【資料1-8、第9条】。

さらに教養学部についてはデパートメント長がメジャーカリキュラムを、大学院博士前期課程においては各専攻主任が各専攻のカリキュラムを運営する。

加えて、専門性が求められる本学と国外の高等教育機関、研究機関、諸団体との学術交流および渉外に関する職務は国際学術交流副学長が責任を負う。

本学における研究活動の統括は学務副学長が担う。専任教員で組織される研究戦略委員会が、学務副学長の諮問事項にもとづき、研究活動を効率的かつ円滑に推進すべき旨が規程で示されている【資料6-4】。

**点検・評価項目(2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

#### 評価の視点

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
  - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
  - ・国際性、男女比
  - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。
- 教養教育の運営体制

#### ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

学部、大学院ともに、大学設置基準等関連法令の要件を満たし、少人数教育の維持に必要な数の教員をもって教員組織を編成するという方針を明示し、これを十分に満たす教員を任用している【資料：大学基礎データ表 1】。教養学部における学生・教員比率は約 18：1（2022年度）と高水準である。なお大学院の専任教員は、全員が教養学部に所属する兼務教員である。

#### ・国際性、男女比

2023年5月1日現在、全専任教員150名のうち、外国籍の教員は56名、外国の大学で学位を取得した日本人教員は50名、外国で通算一年以上の教育研究歴がある日本人教員は27名と、あわせて133名（88.7%）に上る。女性教員は数は57名（38.0%）であり、国際性、ジェンダーの多様性ともに高水準と言える【資料 4-30、p.1】。

#### ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置

本学では、一人ひとりの教員が基礎的な科目から専門性の高い科目まで偏りなく担当することが求められる。特に本学の一般教育科目は、単なる概論や入門講座ではなく、それぞれの学問の核心に触れながら、リベラルアーツの真髄を体験するよう綿密にデザインされており、全ての専任教員は、一般教育科目（または語学、体育）と専門科目の授業の両方を担当する事が要請されている【資料 4-73】。

この担当科目方針を徹底するため、教員公募に先立つ教員枠の確認手続から、任用の最終審議まで一貫して、会議資料内で候補者の担当予定科目を明示した上で審議が進められる。

#### ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員間における業務量の偏りを防ぐために、本学では「教育義務（Teaching Load）」という概念を採用し教員の授業負担を管理している。専任教育職員の教育義務は、公務による軽減のある場合を除き、原則として年に18単位である事が明文化され、教員の着任時に必ず説明される【資料 4-73】。

また各教員の実際の教育義務は過年度分を含めて、学内サイトである icuMAP を通じ、

デパートメント長を含む役職者に常時公開されている。カリキュラムの検討や、各役職および委員任命にあたっては、教員間の負担が偏らないようこれらの情報が参照される。

公務またはその他の理由による教育義務軽減措置についての取り決めは、学内ポータルサイトで全専任教員に共有されており、この措置により公平かつ透明性のある授業負担を実現している【資料 6-5】。

#### ○教養教育の運営体制

既述のとおり、本学の一般教育科目はリベラルアーツ教育の核をなす重要なものである。専門的な教育研究の推進者である専任教員がこれら科目を担当する原則は、本学のウェブサイト上でも、本学の特色として明示されている【資料 4-23（ウェブ）】。

運営に当たっては、教養学部長を委員長とし、人文科学、社会科学、自然科学の全分野の教員から構成される一般教育委員会が、毎月の定例会議を通じカリキュラムに関する審議を行っている【資料 4-14】。

#### ○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

授業には、専任教員又は非常勤講師の職務を助け、演習・実験・実習・実技を含む授業運営補助を行う TA（ティーチングアシスタント）が配置される。

本学の TA 制度は 2008 年に規程が制定され、その後、改訂を重ねながら、本学の大学院生に対して将来大学教員や研究者になるためのトレーニング機会を提供するための制度として整備されてきた。また、この TA 制度が円滑に運用されるよう、制度の趣旨や資格、TA 業務の内容をまとめたガイドラインが定められ、学内公開されている。TA の任用にあたって、教員には業務内容や勤務時間を定めた計画書の事前提出が義務付けられる。各 TA は、本人の修学状況や専攻分野により担当可能な業務が異なるため、適切な労働環境の確保や、不正、ハラスメント予防に細心の注意を払う必要がある。ガイドラインではこの点について、それぞれの担当可能業務が一覧表で明記されている。また、専門知識を必要としない授業補助の業務については、教員および TA の業務を軽減し、本来の教育的業務に集中できるよう、授業に関する事務的な業務を担う Classroom Supporter（CS）という大学院生および学部生によるアルバイトの制度も設けている【資料 6-6】【資料 6-7】【資料 6-8】【資料 6-9】【資料 6-10】。

#### 点検・評価項目(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

##### 評価の視点

- ・教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- ・規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

既述の通り、本学の専任教員人事は、まず教員枠新規設置の要否について審議する。新たな教員枠が認められた後は、原則としてすべて国際公募による選考に進む。各応募者に

ついて、専門分野の教育研究実績を担当部門が精査した後、学務副学長は候補者選考委員会を設置し、最終候補者1名の選出を依頼する。この委員会は教員枠ごとに本学の教員5名で組織され、当該学問分野の教員のみでなく、隣接分野および異分野の教員を必ず含み、ジェンダーや国籍の多様性も考慮される。これは、リベラルアーツ教育における分野横断的な知の育成を促すための仕組みづくりであり、最終候補者が確定するまでの審議プロセスは、部門から独立して進められる。

候補者選考委員会は、応募者の中からショートリストを作成し、学生向けの公開授業および面談を通して最終候補者を決定して学長へ文書で報告する。学長は、学務副学長、国際学術交流副学長、教養学部長、大学院部長および宗務部長に内容確認を依頼し、問題のないことが確認された者を教授会評議会に諮る。教授会評議会では、教員枠で定められた採用条件との適合性、専門学術的な資格、教員としての資質が審査される。その後教授会で審議され、候補者の任用予定職階と同等またはそれ以上の職階にある者による投票が行われる。以上の結果を受けて、学長は候補者を理事会へ推薦する【資料 3-1】。このようにして採用される教員は、献学以来、国際性および女性教員比率とともに、学術面でも高水準にある。本学の教授会を構成する教授、上級准教授、准教授、助教は、ほぼ全員が最終学位（博士）を取得している。

昇任人事に関し、各職位で求められる基準や手続についても、「専任教育職員の任免に関する規程」で明示され、各基準に対する達成度が厳格に定められた手続で審議される。

専任教員の昇任は、テニユア付与を伴う助教から准教授への昇任と、准教授から教授への昇任の2つに大別される。先述の規程を補足するかたちで、それぞれについての詳細な基準や手続が別途定められており、学内ポータルサイト内で全教職員に対し公開されている【資料 6-11】【資料 6-12】。

准教授、教授のどちらへの昇任に際しても共通して、本学では「教育」「研究」「サービス（役職・委員会・学会活動等、大学や社会への貢献）」の3つの観点から評価を行い、全てで基準を満たすことが条件となる。適切な昇任時期の判断や助言は、各部門の正教授で構成される「昇任推薦委員会」が担当する。同委員会には、毎年度助教や准教授が適切なペースで研究や教育を進められているか点検しつつ、必要な助言を与える事が求められる。さらに助教には、学内の正教授1名がメンターとして配置され、テニユア取得を力強くサポートする。

また公平性と透明性を担保するための本学独自の取組として、Units Table が挙げられる。これは「教育」「研究」「サービス」それぞれの分野について、具体的に達成すべき成果を細分化し明示し、それぞれにポイントを付与し累積することで各教員の業績を定量化するものである【資料 6-13】。昇任を目指す教員および昇任推薦委員会の双方はこの基準を適宜参照しつつ、定性的な評価も踏まえて総合的に求められる基準の達成度を判断する。

昇任の可否についても教員の新規任用時と同じく、最終的には全学的見地からの審議で決定される。教授会評議会に諮られた後、教授会の投票を経て昇任が承認される。学長は投票の結果を受けて候補者を理事会へ推薦する。

**点検・評価項目(4) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

#### 評価の視点

- ・ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施
- ・指導補助者に対する研修の実施

#### ・ファカルティ・ディベロップメント (FD) に関する方針

本学では、求める教員像および教員組織の編制方針と FD に関する方針を定め、大学ウェブサイトで公開している。【資料 6-3 (ウェブ)】【資料 6-14 (ウェブ)】。

#### ・FD の実施体制

FD の実施は、「国際基督教大学学修・教育センター規程」で定められる通り、学修・教育センターにて FD 主任の下で行われている。また、学修・教育センターでは、本学のアドヴァイジングと教育における優れた文化を創造・維持するための FD 活動をセンターのミッションとして公開ウェブサイト上に掲示している【資料 4-45】【資料 4-46 (ウェブ)】。

さらに、教育・研究・大学業務等へのスムーズな適応を支援するため、2015 年度以降着任の教員にはメンター制度が適用されている。メンターは、本学での経験が長い正教授の中から選任されるが、学内で広く人間関係を構築してもらうために、教員本人の所属するデパートメント以外から指名される。また、助教のメンターは中立的な評価者であるよりは教員の立場に寄り添う擁護者である、と位置づけられており、テニユア取得に向けて具体的な助言を行う【資料 6-15】。

#### ・FD 活動内容・実施報告

##### <新任教員向け FD>

2017 年度より新任教員向けの New Faculty Development Program (NFDP) を開始し、少しずつ形を変えながらも、毎年、本学で求められる教員像に必須であると思われる内容についての FD を提供している。NFDP は、秋学期に毎週 1 授業時間 (70 分) ×10 週の対面セッションと Moodle 上のオンラインコンテンツで構成される。参加教員からの声を参考に 2022 年度にはプログラムを見直し、レクチャー中心からディスカッション中心へとコースシラバスを再編成した。

また、2021 年 8 月には 4 月の着任後に初めて履修登録のアドヴァイジングを経験する教員などに対して、秋学期の初回の履修登録面談前に、本学のアドヴァイジング制度、アドヴァイジングに関する基礎知識、アドヴァイジーとの面談の進め方などを具体的に示し、疑問を解決するセッションも提供を開始した。2023 年春にはさらに実践的な内容を提供した【資料 6-16 (ウェブ)】。

##### <全体向け FD>

学修・教育センターでは、新任教員向けだけではなく、毎学期 1、2 回、その時々により需要が高いと思われるテーマでの FD を全学向けに企画・実施している。顕著な例が 2020 年度から実施している、Brown Bag Lunch & Learn (ブラウン・バッグ・ランチ・アン

ド・ラーン、略称：BBL&L)で、教員間でスキルや専門知識を積極的に共有するだけでなく、良いことも悪いことも含めてお互いの教室での経験から学び、プログラムやデパートメントを超えた交流を行い、教職員間で情報を共有できる機会となることを目指している。2023年5月までに計25回の実施実績がある。

さらに、2021年度からは、本学のFDに関する取組をまとめ、日英両語で学内外に公開しているFDニュースレターの発行回数を増加させた。21年度と22年度は、年2回発行から学期中毎月発行に変更し、教育手法や成功事例、学生の健康などについて教職員が執筆した記事を取り上げた。このように、BBL&LとFDニュースレターは、コロナ禍にオンライン・ハイブリッド教育や学生支援に関してタイムリーな情報を届けることに貢献した【資料4-48(ウェブ)】【資料6-17】。

2021年度と2022年度には授業訪問週間を実施した。他の教員の授業を観察し、その感想を話し合うことで、両者のプロフェッショナルディベロップメントにつなげるのが狙いであった。

また、毎年、障がい学生支援に関するFDセミナーを全専任教員向けに行っている(2022年度からは範囲を職員にも拡大してSD/FDとして開催)。

FD活動の実施状況は、CTLのウェブサイトにて公開している【資料6-18(ウェブ)】。参加率はウェブ上では公開していないが、2022年10月1日時点「教育の質に係る客観的指標調査」の報告では、対象132名中FD参加は108名(81.8%)。イベント実施の他に、イベント内容の報告はFDニュースレターでも全教員へ周知している(2022年度は毎月発行。2023年度からは各学期1、2回発行予定)。

加えて、全教員を対象としたFDとして、学務副学長のリーダーシップによる「ファカルティ・リトリート」が実施されている。これは年に一度、全教育職員が一堂に会して行う研修で、本学開学直後(1954年)からの伝統的な行事である。近年は、参加範囲を一般職員にまで広げ、教職員がともに全学的課題について考える自己点検の機会となっている。年ごとに特定の主題を掲げて集中的な論議を行い、コロナ禍にあってもオンライン形式で途切れることなく継続されている。2021年度は「ICUのミッションにかなう教育」、2022年度は「ICUにおけるオンライン教育の未来」が主題として取り上げられた。当日にやむをえない事情で参加できない教員に対しては、事後の録画データ視聴が求められる【資料6-19】。

#### ・コロナ禍での対応

オンライン授業を始めた2020年度からは、大学の授業方針に沿って円滑な授業運営ができるよう、以下のようなFD活動を行った【資料6-20】。

- ・各学期授業開始前にLive Webinarでの事例紹介(年10回)を実施、教員同士が意見交換する場としても活用された。秋学期には「2020年春学期オンライン授業に対するアンケート(学生向け)」でGood Practiceとされた講義を事例とし、履修人数や講義型、ディスカッション型等様々な授業形態の事例を紹介するWebinarを実施した。
- ・オンライン授業でのツールの活用方法やマナー等Tipsをまとめたオンデマンドコンテンツを提供し、授業方針に合わせた最新情報の集約と全体知識の底上げのためのコンテン

ツを充実させた。2020年度春秋学期のコンテンツ閲覧数は10,101回。問い合わせの削減にも役立った。

#### ・指導補助者に対する研修の実施

本学のティーチング・アシスタント（TA）制度は2008年に規程が制定され、その後、改訂を重ねながら、本学の大学院生に対して将来大学教員や研究者になるためのトレーニング機会を提供するための制度として整備されてきた。

2020年度より、TAに必要とされる情報を学習管理システム上でTAポータルサイトを学内公開。2023年度4月には、更に情報を分かりやすく整備したウェブサイト（TAポータル）を開設し、TA業務の基本的な注意事項や必要な知識にアクセスできる環境を整えるとともに、年に2回TA向けセミナーを実施している。1つ目は主に新任TAを対象としたオリエンテーションで、TA業務の基本や注意事項を伝達している。2つ目はTA経験年数を問わず、新しいスキルを身につけたり、TA同士で交流したりすることを目的としている。さらに、TAと協働する立場の教員に対するセミナーを年に1回実施している。全専任教員の参加を必須とし、TAの業務に関する現状の共有や、教員によるTAの活用事例の発表などを行っている【資料6-21】【資料6-22（ウェブ）】。

#### 点検・評価項目(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

##### 評価の視点

- ・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ・点検・評価結果に基づく改善・向上

#### ・教員組織の編成に関する点検・評価

本学の基準3で述べた教育研究組織同様、教員組織についても定期的な点検・評価がなされ、それに基づいた改善への取組がなされている。

教養学部では、2008年のアーツ・サイエンス1学科制への移行時には16あった教員組織としてのデパートメント数が、以下のような変遷をたどりつつ、2015年に8つに統廃合され現在に至っている。

2008年度～2012年度：16デパートメント

2013年度：13デパートメント

2014年度：11デパートメント

2015年度：8デパートメント

その後2017年度には、デパートメント規模の適切性、および学部と大学院のカリキュラム検討における連携強化の必要性に鑑みた「5デパートメント+1アカデミー制」（専門分野別の5デパートメントと、言語・保健体育を扱う1つの教養アカデミー）への再編が提案された。幹部会、教授会評議会および教授会での意見交換と審議の結果、教員組織については現行の枠組みを維持するメリットが勝るという判断から、これは採用されなかった【資料6-23】。しかしそれまでは学部長を単独議長とし、教養学部のカリキュラムのみ

を審議していたカリキュラム委員会について、2018 年度からは大学院部長との共同議長制とし課題であった連携強化が実現されるなど、教員組織の改変以外での改善に繋がる結果をもたらした。

以上のように、2015 年度の 8 デパートメント制への移行以来現在に至るまで、教員組織に外見上の変化は見られないが、これは不作為の結果ではなく、絶え間なき議論により導き出された、前向きな現状維持と言える。

教員組織の適切性を評価するには、研究教育の前線で執務する各部局の情報提供が必須である。既に述べたとおり各部局（学部、大学院、研究所等）は教授会への Routine Agenda として、各種定量的なデータを提供するよう要請を受けており、適切な情報をもとに、教員組織を総括する教養学部長や大学院部長は改善策を検討・提案する【資料 6-24】。

教員組織の編成は重要事項であり、新たな提案については、教授会に先立ち全学内部質保証推進組織である幹部会に諮られる。特に組織改編を伴うような提案については、部局は審議に先立ち幹部会に「意見交換」を求め、助言を受けることも多い。また財政的負担を要する提案がなされた場合には、経営的観点からの判断を仰ぐため、理事と学長・副学長らで構成される大学運営会議での審議が要求される。

実際の審議にあたっては、定量データに基づく機械的な判断のみではなく、本学の理念との適合性、在学生の専攻や卒論テーマ選択の傾向、社会の要請等、あらゆる観点が考慮される。

#### ・教員採用に関する点検・評価

先述の教員枠について、申請の主体であるデパートメントは、教員構成の適切性やカリキュラム内容を点検し、その結果にもとづき新規教員の任用が必要と判断された場合のみ、教員枠を申請する事が認められる。デパートメント内における教員構成の点検にあたっては主に、各教員の授業に関する情報を集約した学内サイト「icuMAP」が用いられる。2019 年度の改修を経て、学生が回答した授業効果測定効果アンケート、各授業のシラバスや履修人数、各教員の卒業論文指導人数、さらには各教員が務める委員会委員や役職情報が学内の全教員間で常時確認可能になったことで、情報の可視性が飛躍的に向上した。これにより従来の議論に加え、定量的なデータに基づいた点検・評価が実施されている。

さらにデパートメントから教員枠が申請された後も、その承認までに大学運営会議が経営的見地から、幹部会および教授会評議会が教育的見地から内容を審議する事で、常に適切な教員配置を担保している。

また社会的要請により、特定分野において一定の学術業績とともに豊富な実務経験を有する、実務家教員の任用に対する要望が高まっていたことを受け、2020 年 7 月 2 日に「実務経験を重視した教員採用のための新職階制度検討小委員会」が設置された。同委員会の提言に基づき 2020 年 12 月 1 日付で「講師（実務）の任用に関する規程」が施行され、2023 年 5 月 1 日現在、国際バカロレア（IB）を専門とする教員 1 名がこの規程のもと任用されている【資料 6-25】【資料 6-26】。

#### ・FD に関する点検・評価の仕組みについて

毎年の NFDP では、各回コメントシートを回収してコンテンツの改善に活かしている。2022年度は受講者に対して Midterm Survey と Mock TES を行い、その結果は 2023年度の NFDP 改善のために活用を予定している。

#### ・TA に関する点検・評価の仕組み

2020年4月より学期末に TA 業務報告書の回答と提出を TA に義務化している。回答前に担当教員と振り返りを行うことを必須とし、将来教員・研究者を目指す TA の学びと成長、改善点を確認する仕組みである。集計結果は、CTL センター長 (FD 主任) や関係部署職員と共有し、手当に対して極端に業務量が多いなど問題が見られる事例については CTL センター長から学務副学長や教養学部長に報告している。

## 2. 長所・特色

1 学部・1 研究科制のもと、リベラルアーツ教育における全学的見地からの必要性に対応した教員採用や組織の再編が実現できている。女性教員比率、外国籍教員比率、海外で学位を取得した教員比率等の、多様性を測る指標はいずれも高水準であり、少人数教育実現のための優れた学生・教員比率も維持している。

また教員人事に関する各委員会は、複数の観点からの審議を可能にするよう多様なメンバーで構成され、オンラインサービスを活用した教員の業績の可視化にも取り組むなど、客観性のある点検を推進するとともに、恣意的な制度運用を回避するための対応もなされている。

本学が目指すリベラルアーツ教育を提供するための教員編成に加え、着任後の教員を支援するための FD や TA 制度については、2015年4月に設置された学修・教育センターが施策の企画、実施、開発、並びに継続的な改善について拡充に務め、日常的な PDCA サイクルを循環させながら成果を上げている。

## 3. 問題点

教員組織としてのデパートメントの整理統合を進め、現在は8デパートメント制を採っているが、デパートメントの規模にはばらつきがあり、分野によっては教員組織として規模が小さすぎるために、専任教員人事や各種委員会委員の選出などで苦慮することがある。さらなる教員組織の統廃合、あるいはまた教員人事を取り扱う各委員会の構成については、引き続き改善策を検討する必要がある。

また教員の昇任審査時に評価指標の一部として用いている Units Table について、教員業績の定量的な可視化には限界があるとの問題点が指摘されている。より公正なプロセスとするため、制度全体について点検の機会を持つ必要がある。

## 4. 全体のまとめ

本学では教員組織の編成にあたって、大学の使命の実現が常に強く意識され、そのために必要な「求める教員像」と「教員の編成方針」が策定・明示されている。また実際の運用に際しても、資質と意欲を備えた教員を任用し、任用後も各教員が使命達成に向け存分に力を発揮できるような支援体制を整備してきた。

以上の通り、現在の教員編成に関する全学的な方針については、教職員に十分に周知されており、個々の取組も十分に機能していると言える。

# 7. 学生支援

## 1. 現状説明

点検・評価項目 (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は献学以来、ディプロマ・ポリシーにある姿勢や能力を学生が培うことができるよう、時代の要請に合わせてつ、学修支援、生活支援、キャリア支援を柱とした、学生支援体制を整備してきた。2023年6月1日の幹部会で改めてこれらの内容を方針として明文化し、ウェブサイトに掲載した【資料7-1（ウェブ）】。

また、障がいのある学生が障がいのない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう、「障がい学生支援に関する基本方針」を制定するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を公表し、障がいのある学生が障がいのない学生と等しく修学することができ、主体的に学ぶことができるような環境を提供している【資料6-14（ウェブ）】【資料7-2（ウェブ）】。

点検・評価項目 (2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育／正課外教育／自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

・障がいのある学生に対する修学支援

○学生の安定した学生生活に関する適切な支援の実施

・学生生活支援

○学生の進路選択に関する適切な支援の実施

・キャリア支援

### ○学生支援体制の適切な整備

主体的な学びを促す学修支援については学修・教育センターが、安定的な学修環境のための経済的支援や生活支援は学生サービス部が、キャリア支援は学生サービス部就職相談グループが主に行っており、アカデミック・アドバイザーの教員とも連携して支援を行

う体制になっている。また、研究活動を中心とした大学院生に対する支援は主に学務部大学院事務グループが担っている。

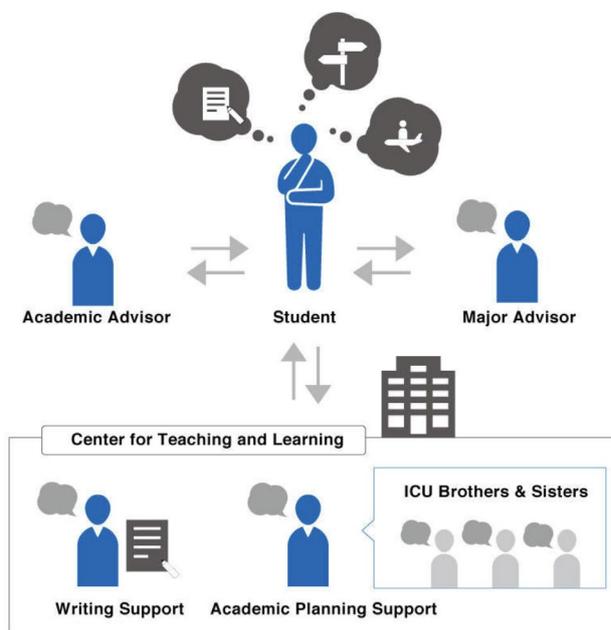
### ○学生の修学に関する適切な支援の実施

学修・教育センターが中心となって取り組んでいる支援には、①学生自身が自らの履修計画を行なうためのアカデミック・プランニング支援、②大学がディプロマ・ポリシーに掲げる能力を伸ばすための正課外教育支援、③すべての学生が世界人権宣言の原則に則り平等に学ぶ機会を保証するための特別学修支援がある。

いずれも 2020 年度のコロナ禍に伴い、オンラインによる双方向の対話や LMS やウェブサイトによるオンデマンドのコンテンツを併用する等して、対面が制限される中でも支援の質が低下しないようオンラインを活用した手法が取り入れられた。2023 年度に授業が対面に戻ってからも、アクセスや資料共有等が容易であるというオンラインならではの利点を活かし、今後の支援の充実を図る。

### アカデミック・プランニング支援

本学では、学生本人が自発的学修者として主体的に学びのプロセスを組み立てるアカデミック・プランニングを重視し、その過程をサポートする体制として、対話を重視した「教員アドバイザー制度」や CTL の職員によるアカデミック・プランニング・サポート、学生によるピア・アドバイジング「ICU Brothers and Sisters (IBS)」など、複数のチャンネルを提供している【資料 7-3 (ウェブ)】。



### アカデミック・アドバイザー（教員）

学生一人ひとりには入学時より専任教員がつき、アカデミック・アドバイザーとして毎学期の履修計画に助言を行い、4 年次には卒業研究指導を中心に学位取得までの指導に

当たる。専任教員はオフィス・アワーを設定し、その時間帯に学生からのさまざまな問題に関する相談に応じ、指導、助言を与えている。学生一人一人への適切なアドヴァイジングができるよう、教員はicuMAPと呼ばれる学内システム上で、アドヴァイザーである学生の履修や成績、アカデミック・プランニングに関するエッセイや卒業要件の達成状況等を詳細に確認できる仕組みとなっている。

### **メジャー・アドヴァイザー（教員）**

学生に1名ずつ指定されるアカデミック・アドヴァイザーとは別に、各メジャーに「メジャー・アドヴァイザー」が置かれ、各メジャーの学びに関わる相談窓口として学生の相談に応じる。学生は2年次の終わりにメジャーを選択するが、その際にも相談ができる。

### **アカデミック・プランニング・サポート（APS）**

自由度が高く選択枝の多い本学の履修計画をサポートする目的で設置されているのがアカデミックプランニングサポートであり、留学や教職課程などを履修計画に組み込む長期的な視点でのプランニングの支援を提供している。

### **ICU Brothers and Sisters（IBS）（学生）**

入学時期・メジャー・留学経験・寮生活・課外活動への参加など、様々なバックグラウンドを持つ学部2～4年生で構成された大学公式の学生団体。本学が提供する学修プログラムに関する知識や情報だけでなく、IBSに所属する学生自身の経験を交え、多様な本学学生の学校生活全般の相談に対応している。

### **その他学修支援**

アカデミックプランニング以外にも、アカデミックライティング能力を支援するためのライティングサポートデスク（WSD）など、学生のアカデミックな各種スキルを伸ばすための教室外の支援が用意されている。そちらについては「学生の能力に応じた補習教育、補充教育／正課外教育／自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援」の視点にて後述する。

#### **・学生の能力に応じた補習教育、補充教育／正課外教育／自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援**

本学では、学生のアカデミックな各種スキルを伸ばすために以下のような教室外の支援を提供している。これまでは主にライティング能力向上への支援が行われてきていたが、2021～2025年度中期計画において今後の社会で必要となる数理・情報科学のカリキュラム作成の提供を掲げていることに合わせ、2023年度には数理・情報のサポートデスクの試行が計画されており、本学の学位授与方針でも掲げる文理融合の教育をより一層進める予定である。

### **ライティングサポートデスク（Writing Support Desk, WSD）**

2010年12月に開設したライティングサポートデスク（WSD）では、研修を受けた学生チューターが全ての学生を対象に対話を中心としたセッションで書き手の「気づき」と「解決」を促し、レポートや論文の執筆を一对一でサポートする。学生はアカデミックな文書であれば、どの分野のどの執筆段階の文章でも支援を受けることができる。対面またはオンラインで行われる予約セッションと、対面で行われる予約不要のWalk-inセッションがある【資料7-4（ウェブ）】。

### 英文添削サービス

2016年度から、英文による論文執筆の向上を目指し、教室外でのプルーフリーダーによる1対1の英文添削を提供してきた。その後、英文校正ツールGrammarlyの学内導入や機能向上なども踏まえ、2024年度からはプルーフリーダーによる添削サービスは終了予定であるが、7年間のサービスで得た知見をもとに、指導内容等をCTLウェブサイト上にまとめ、英作文のためのコンテンツとして学生に提供する【資料7-5（ウェブ）】。

### Academic Skills Basic

コロナ禍で対面の繋がり機会を失った学生たちから基本的なアカデミックスキルに関連する相談が急増したことから、CTLでは「学生にアカデミックスキルに関する情報と、それを身に付ける機会を提供する」ことを目的にAcademic Skillsプロジェクトを開始した。2021年度に2回ハイブリッド形式でワークショップを開催し、2022年度からは大学の学修についてコンパクトにまとめた自主用Moodleコース「Academic Skills Basic」を4月入学生・9月入学生向けに提供を開始。全学生を対象に対面ワークショップを学期に1度提供し、学生のアカデミックスキルの向上に役立っている【資料7-6】。

### 数量的スキルサポート（Qサポ）

数理・情報科学・統計に関わる一般教育科目や基礎科目の拡充を受け、数量的スキルに関する前提知識や基礎知識の習得をサポートするための窓口を新規設置した（2023年度を試行期間とし、成果を検証の上2024年度から本格的に導入予定）。文理を問わずすべてのICU生に対して、学部生上級生がラーニングサポーターとなり、学生の学修相談に応じている【資料7-7（ウェブ）】。

### ・障がいのある学生に対する修学支援

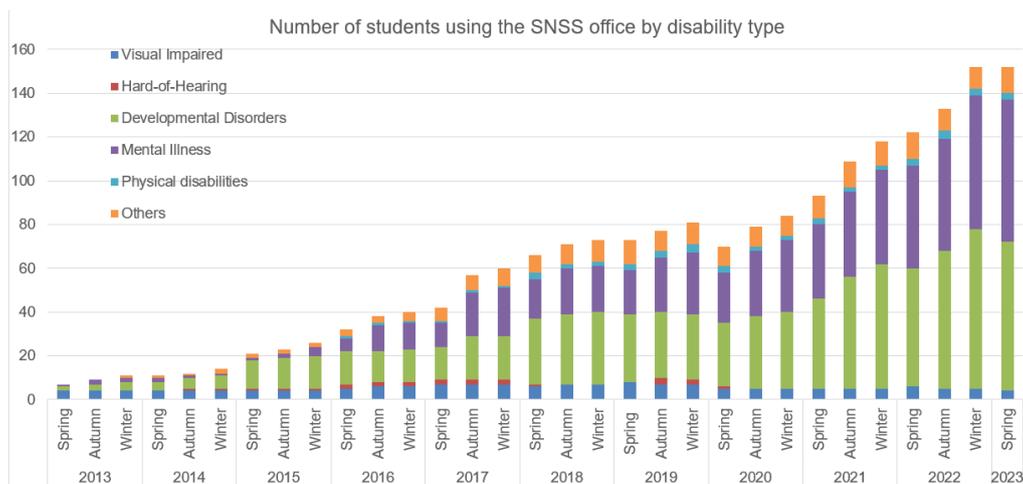
本学では1977年に初めて全盲の入学者を受け入れて以来、大学ウェブサイト掲示の基本方針のもと、全ての学生が平等に学修、教育、研究及びその他の関連する活動全般に参加できる機会を確保することを目指してきた。

2007年には「特別学修支援室」を設置し、更に2016年4月の障害者差別解消法の施行に伴い対応要領を策定し、特別学修支援室リーフレットを全教員に配布し周知を行ってきた【資料7-8】。また、2024年度4月の法改正により合理的配慮が私立大学でも義務化されるに伴い、大学全体での合理的配慮に関する理解度を高める必要がある。2023年度には全教員向けに、授業における合理的配慮提供の実践的なチェックポイントを記載したガイドラインを作成し、全教員向けに配布、2023年4月の教授会でも周知を行った

【資料 7-9】。

特別学修支援室では合理的配慮のコーディネートだけではなく、学生、教職員、関連部署等と連携してユニバーサルな学修環境整備のための FD/SD 啓発活動も行っている。サポートは支援室スタッフのほか、受講クラス担当教員、学生サポーター、学内の各関係部署が協力して行っている。近年、支援学生数は以下グラフのように増加傾向にある。それに伴い、支援内容もノートテイク支援、教科書・資料の点訳・加工・代筆、移動支援・ガイドヘルプ、教室配慮、パソコン・支援ソフトウェアなど情報機器の貸出等多岐にわたる【資料 7-10 (ウェブ)】。

特別学修支援室・登録学生数



○学生の安定した学生生活に関する適切な支援の実施

経済的支援

本学は献学当初より、学業に必要な資金を各学生でも能力や資格があれば、入学を拒否されることはないという趣旨の方針を明確にしている【資料 7-11】。その実装として、可否発表時に採用の可否が分かる ICU Peace Bell 奨学金（年間 100 万円を原則 4 年間給付）や、ICU High Endeavor 奨学金（初年度入学金+1 学期分授業料・施設費給付）を設け、日本人と外国人新入生ともに受給対象としてきた。入学後の 2 年次以降については、日本人、外国人留学生それぞれに学業成績、家庭の経済状況を基準に選考する給付型奨学金制度を設けている。その学業成績には GPA を利用し、受給者の質も担保している。

更に、貸与型として金融機関と提携し奨学融資制度（日本人を対象に学費相当額を低利（在学中の利子は大学負担、卒業後 20 年返済・年率 1.975%）で融資する）を設けている。留学生向けには、発展途上国等からの経済的困窮度の高い受験生向けに 4 年間の学費・寮費を免除する奨学金、難民支援を目的と奨学金、寮費の一部を減免する支援など寄付金を財源とする奨学金を多数設け、本学で学ぶ意欲の高い留学生に対して奨学金の機会を提供している。

これら本学独自の給付型奨学金に加え、貸与型の奨学融資制度を組み合わせることに因り、学生各々のニーズに応えた経済支援を行っている。国内外の大学院への進学者が多い

ため、例年、日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象／長期派遣給付者対象）などの受給者が多い【資料 7-12】。

COVID-19 への対応・対策の措置としては、COVID-19 による家計の急変などの事由により学業の継続が困難な学生に対して、2020 年度から給付型奨学金制度（1 学期分授業料・施設費支給）を急遽実施した（2020 年度秋学期、冬学期及び 2021 年度春学期 3 学期連続で実施）【資料 7-13】。家計急変者を対象にした奨学金は 2022 年度以降も継続するとともに、4 年間継続型奨学金（初年度入学金+1 学期分授業料・施設費支給）制度の設計をし、2023 年 4 月から運用を開始した。また、より一層の奨学金の充実を目指して、2023 年度には「ICU での学びを求め、相応の能力があるにもかかわらず、経済的に恵まれていない状況にある学生をサポートするため」の奨学金制度を整備・拡充・見直しを以下の通り実施した【資料 5-7（ウェブ）】。

#### ①ICU Peace Bell 奨学金の内容の拡充

現行：年間 100 万円を原則 4 年間給付

拡充後：入学金、年間授業料および施設費、入寮費、年間寮費（2024 年度は 2,346,500 円）。原則 4 年間給付。

#### ②Cherry Blossom 奨学金（予約採用型（1 都 3 県以外の受験生に特化）の新設

内容：入学金、年間授業料および施設費の 3 分の 2（2024 年度は 1,274,000 円）。原則 4 年間給付。

#### ③ICU トーチリレー High Endeavor 奨学金の拡充

現行：入学金、1 学期分授業料および施設費

拡充後：入学金、年間授業料および施設費の 3 分の 1（2024 年度は 787,000 円）。原則 4 年間給付。

#### ④ICU Scholarship for International Students の拡充

現行：募集人員 14 名

年間授業料および施設費の 3 分の 1

拡充後：募集人員 21 名

内容年間授業料および施設費の 3 分の 2（新規取組）8 名

年間授業料および施設費の 3 分の 1（既存取組）13 名

本学が独自で展開している奨学金の多くは、卒業生等からの寄付金および大学が保有する基金の運用益を原資として運用しており、大学関係者全体で学生を支援する体制が整っている。

以上のように、経済的支援の区分は多岐に亘る。本学では学内ホームページを整備し、学生の要望に合わせた適切な支援方法を案内している【資料 7-14】。

## 学生寮

本学の寮は教育寮として、他者との共同生活・交流を通じて人間的な成長をもたらす教育の場と位置付けられている。具体的には、寮生自身が役割を決めて寮運営を主体的に行っているとともに、「リベラルアーツの基本である「対話」の場」や「海外からの留学生を含め様々なバックグラウンドを持つ学生が共同生活の場」を提供するなどユニークな特徴がある。2017 年 4 月に地上 7 階と 5 階の 2 棟から成る樅寮・楓寮（収容人員：320 人）

が開寮し、約 900 名の学生がキャンパス内の 10 棟の寮に居住している【資料 7-15 (ウェブ)】【資料 7-16 (ウェブ)】【資料 7-17 (ウェブ)】。

## 課外活動

本学では、課外活動やその他の社会活動を勉学と両輪をなす大切な学びの場として位置付け、己の心身と向き合い、創造性や対人スキル、自治自律などを習得する機会として支援している。その実装として、2018 年 11 月に新しい体育施設（全天候型テニスコート 3 面、体育館、温水プール）が完成、2021 年 12 月には学生会館のリノベーションが完了し、ハード面での更なる支援を整えた【資料 7-18 (ウェブ)】。一方、ソフト面での支援では、各施設を使用する団体から成る使用者協議会（学期毎年に 3 回）やクラブ調整会議（学期毎、年に 3 回）で大学との対話を繰り返す仕組みがある。加えて、全学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、大学がその費用を負担している。

本学では、1960 年代の学生運動を切っ掛けに、学生会が解散した。その為、文化祭（ICU 祭）の実施にあたっては、「ICU 祭実行委員会」が委任・組織され、学生が自主的に運営に携わるとともに、大学は学生とその課題について諮詢しながら進めている。また、大学側はその運営の経済的支援として補助金を予算計上している。

課外活動への経済的支援として、大学が補助金を予算計上している。その補助金の分配の任をクラブ代表者会議という学生主体の組織が担っている。

コロナ禍にあっては、感染拡大や社会情勢の悪化により、やむなく課外活動を制限せざるを得ない状況がたびたび生じたが、その都度学生たちとの対話を重ね、大学一丸となって、活動の再開や安定した活動に向けた取組を続けた。教職員と学生の連携が成果を挙げた一例であり、今後も学生との対話の更なる深化の仕組みの構築を目指している。

## 生活に関する支援

学生の心身の健康や安全を守るために、カウンセリング・センター、ヘルスケアオフィス、人権相談窓口を設置している【資料 7-10 (ウェブ)】。

### カウンセリング・センター

大学生活における学生の心理的な悩みについて相談を受け、問題解決の援助をしている。センターのスタッフは、臨床心理士や学生相談に経験豊富なカウンセラーと精神科医で、個人カウンセリングを中心にグループカウンセリングやワークショップを実施している。

### ヘルスケアオフィス

学生と教職員の健康管理支援・教育、学内の環境衛生管理にあたっている。保健スタッフが健康に関する相談に応じるとともに、週に 1 回、校医による面談も行っている。また、全学生、教職員に対し、年 1 回の健康診断を実施している。

## 人権委員会・人権相談員制度

本学では、人権侵害防止対策基本方針を定め、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等のあらゆる人権侵害のない教育・研究・就労環境で、すべての学生

及び教職員が安心して過ごせるキャンパスを維持することを目指している。学内には人権委員会や人権相談員制度があり、人権に関わる啓発活動や相談活動を行っている。

### ○学生の進路選択に関する適切な支援の実施

本学では個別支援と集団支援の両方向から、学生の進路選択をサポートしている。個別支援では個別相談（事前予約制・1回40分）を通じて進路相談全般（キャリアカウンセリング）のほか、就職活動支援（自己分析・選考対策など）を実施している。非常勤キャリアカウンセラーによる相談枠を1日あたり6枠設けているほか、個々の事情により継続的な支援が求められる学生については特定の専任職員が担当するなど、ニーズに沿った支援を展開している。集団支援では、年間40～50回のセミナー・ガイダンスを実施している。対象学年が特定される内容も一部にはあるが、基本的には全学年の参加を認めている。

コロナ禍における対応としては、感染拡大が本格化した2020年春より、個別支援・集団支援ともオンラインによる実施に切り替えた。結果的に参加者の心理的ハードルを下げる効果もあり、これまで以上に多くの学生に情報を届けることができた。現在も学生の利便性に鑑み、原則としてウェビナーによる開催を継続している【資料7-19（ウェブ）】。

### 点検・評価項目(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

学生支援の適切性についての点検・評価は、学生サービス部（学生グループ、カウンセリング・センター、就職相談グループ）、学修・教育センター等の学生支援関連部局、および各部局が所管する委員会によって、事業計画・事業報告を用いて実施している。また、各種の学生調査により、学生支援のための環境や制度、オフィスの満足度を調査し、その結果を踏まえて次年度の支援につなげている。

2022年度の卒業時調査において「非常に満足」「満足」と回答した利用者の割合は、学生支援に関する環境や制度（学生寮、人権保護制度、学資援助）では76.8%~91.7%、またオフィス（CTL、ライティングサポートデスク、アカデミックプランニングサポート、特別学修支援室、就職相談グループ）についての設問では87%~96.5%となっており、学生支援への満足度は非常に高い水準にある【資料7-20】。

## 2. 長所・特色

本学は、日本人学生と留学生を区別することなく、全ての部署において全学生が支援対象である。全ての部署がバイリンガルで対応が可能であり、情報発信は全て日英両語で行うことが基本になっている。

先述の各種の支援に加え、最近の特色ある取組として、日本人学生と留学生の交流を図るための語学プログラムがある。COVID-19によって留学が制限されたことから、2021

年度から留学の代替プログラムとして「Language Tables & Buddies」（1対1のオンライン語学交流）を開始した。また、以前から有志で実施していた「Language Tables」（ランチタイムを活用したグループによる語学交流）を大学のプロジェクトとして再スタートさせ、本学の特色を生かした学生交流が広がりをみせている。

### 3. 問題点

各支援・サービスの利用学生数は継続的に増加している。例えば、特別支援学生の継続的な急増に対して、従来通りの特別学修支援室の体制ではサービスレベルを維持し続けることが難しくなっている。根本的に新しい手法が必要と思われるため、2023年度には海外事例の視察や国内他大学の視察により、今後の体制を検討する。今後の合理的配慮は特別学修支援室が担当している学修支援だけではなく、例えばテキスト化についてだけでも、大学の各種イベント資料や事務資料、図書等にも対応が広がることが予想される。

また、カウンセリングセンターでも、継続的に利用者が増えてきており、5人体制のカウンセラーがフル稼働している状態である。

キャリア支援でも、就職活動の早期化および長期化に因り、3年生と4年生の支援をダブルトラックで走らせる期間が年間を通じて生じていることに伴い、相談件数も比例して増えてきている。これに対して、業務委託先から派遣されるキャリアカウンセラーの勤務日数を増やすなどして、対応している。

### 4. 全体のまとめ

本学は、小規模ながら多様なバックグラウンドを持った学生が多いため、学生一人ひとりに合ったきめ細かな支援を心掛けている。全学を挙げて安定した学修および生活全般の支援を行うことにより、入学後に31メジャーから専攻分野を選択できる制度（Later Specialization）や学生の約1/3がキャンパス内に居住する生活環境（学生寮）を維持・提供できている。

経済的支援を例にとれば、経済的理由で入学を諦めるあるいは学びの継続が妨げられる学生を出さないことを目指し、奨学金の拡充を図る。奨学金の多くは、卒業生等からの寄付金および大学が保有する基金の運用益を原資として運用しており、全学で学生を支援する体制が整えられている。

一方、本学は学生の主体性を重視し、学生による、学生のための相互支援体制を構築している。前述した通り、IBS（ICU Brothers and Sisters）による学修支援や学生が中心となって取り組んでいる学生寮の運営、そして課外活動の全体および各団体の運営はその一例である。教職員は学生同士・相互の支援がうまく展開できるようにその環境づくりに力を入れている。

支援方法については、コロナ禍で培ったオンラインによる支援の利点を取り入れ、現在は対面とオンラインを併用しながら支援の質や利用者の利便性の向上をめざしている。今後も、学生を取り巻く環境が時々刻々と変化する内容に注視しつつ、評価・見直しを繰り返し、様々な学生支援が形骸化したり、支援に悖ることを避け、学生が充実した学生生活を送ることができるよう、柔軟な対応および体制づくりに取り組んでいく。

## 8. 教育研究等環境

### 1. 現状説明

**点検・評価項目(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。**

評価の視点

・教育研究活動に関する施設整備の基本方針の明示

本学の「キャンパス・グランド・デザイン」で定めた計画および方針をさらに推し進めるべく、2019年にキャンパスに息づく伝統・独自の文化の継承を重んじ、本学使命の実現、そして本学が理想とするリベラルアーツ教育を実践するにふさわしい学修環境を確立することを念頭に、今後の施設整備に関する以下の方針を定め、大学ウェブサイトで公開を行った【資料8-1(ウェブ)】。

基本方針

今後の施設整備計画の検討においては、以下の3点を基本方針とする。

- ①安全かつ充実したリベラルアーツ教育・研究環境を維持・確保する。
- ②ICUの特色である少人数教育は基金からの運用収入に大きく依存しているが、この取り崩しを可能な限り抑制する。つまり、施設整備関連の支出は可能な限り抑制する。財政上、大きな負担となりがちな建物の新設はなるべく避け、補修による長期使用を奨励する。
- ③ICUは、第1期生から現役の第67期生\*まで、同じ校舎で学ぶ大学である(\*基本方針作成の2019年度当時)。この事実は、献学の理念、伝統の世代を超えた共有を可能にし、本学学生及び同窓生の重要なアイデンティティの礎になっている。従って、歴史的、文化的価値が高い施設は、可能な限り修繕を行い、保存と有効活用を図る。

**点検・評価項目(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

評価の視点

- 施設、設備等の整備及び管理
  - ・ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
  - ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
  - ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
  - ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

## ○施設、設備等の整備及び管理

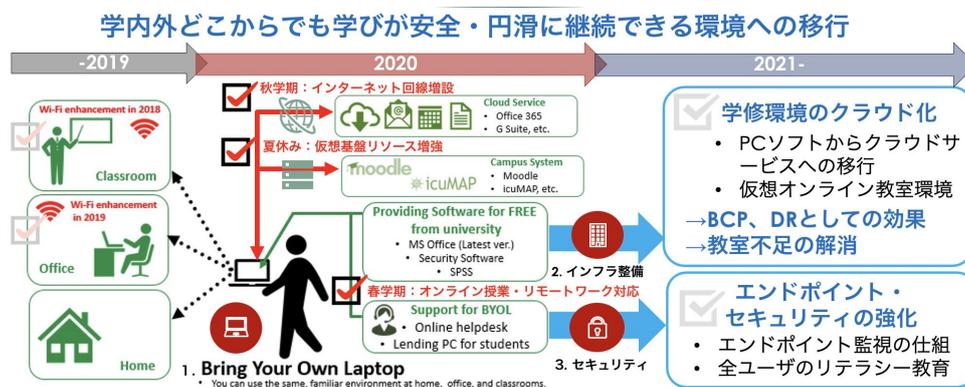
本学キャンパスは、広大な面積（約 62 万㎡）を有し、キャンパス内には、教育研究施設のみならず、複数の学生寮（教育寮）と教職員住宅を有することにより、日本では稀な Living Learning Community が成立している。また、本学では保健体育科目受講を必修としていることから体育館も存在し、全人教育に根ざした学修を助けている。学生生活施設としては、学生会館としてのディッフENDORファー記念館東・西の 2 棟が、また体育課外活動の拠点としてのスポーツクラブハウスがある。さらに、大学礼拝堂、博物館（湯浅八郎記念館）や有形登録文化財の泰山荘等も有している【資料 8-2（ウェブ）】。

施設の安全管理については、すべての施設において耐震補強工事を実施しているとともに、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、ビル衛生管理法等の法令を遵守して適切に維持している。「地域開放」の観点から地域に開かれたキャンパスとしての貢献と、自然環境の維持や、学内の教育寮と教職員対象の学内住宅を有するキャンパスとしての学内セキュリティ確保のバランスを、適切に図るようにしている。特別な支援を必要とする障がい者への配慮として、バス停からの点字ブロック設置や、車椅子用のスロープの設置、付き添いが必要な学生のために本館横に専用駐車場の設置、建物内の壁に点字による案内板の設置等を行っている。

近年の整備例として、2018 年度にメインコート、スタジオ、保健体育の講義が行えるセミナールームを備えた新体育館を、2022 年度には新たな教育研究棟としてトロイヤー記念アーツ・サイエンス館を建設した。また、2021 年度に大学本館のトイレ改修に併せて、従来男女別トイレ 6 か所あったもののうち、3 か所をオールジェンダートイレに変更した。これは、ある特定の背景がある人が不利にならないような選択肢を提示することで、大学構成員の一人一人が安心かつ快適に学べる環境を整えた例である。

## ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

2017 年度から 2 年をかけて、授業における ICT 利活用の促進を目指し、学内無線 LAN 増強とクラウド利用、学生 PC 必携化（Bring Your Own Device; BYOD）を進め、キャンパス内のどこからでも ICT を利用した授業が可能になる環境を整備した。具体的な整備内容は次の通りである。



### 学内無線 LAN 増強

2018 年度に全教室、2019 年に全研究室・会議室の無線 LAN 増強工事を行い、キャンパス内での学修・教育活動におけるインターネット利用がより快適になった。また、2019 年 3 月からは大学等教育研究機関の間でキャンパス無線 LAN の相互利用を実現するために eduroam に加盟し、eduroam に加盟する他大学や研究機関で活動する際に本学のアカウントで無線 LAN が利用できるようになり、キャンパス外でのインターネットの利便性が向上した。

### 仮想基盤等の増強

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う授業のオンライン化を受け、迅速に情報基盤の整備を実施した。具体的には、LMS (Moodle) を載せている仮想基盤を増強し、全ての授業が円滑にオンラインで提供できるようにするとともに、2020 年 4 月からの新学期開始前にオンライン会議ツール (Zoom) を導入し、オンライン授業がスムーズに開始できるようにした。また、これまで学内のみで提供していた SPSS などの授業ソフトを学外から利用できるように VPN を導入し、学外からも全ての授業が受講できる体制を整えた。

### ネットワーク増強

2020 年度以降、完全オンラインからハイブリッド、ミックス式へと授業方針の段階的な変更に伴う学内通信トラフィックの増加に対応するため、ネットワーク機器増強を継続的に行った。また、コロナ対応によって普及した授業配信の利便性を高めるため、2021 年度にはオンライン配信機材を 5 教室に常設してハイブリッド授業のための教室とし、そこで得た知見は 2023 年度に稼働を開始したトロイヤー記念アーツ・サイエンス館の設備設計にも活かされている。

### 学修歴証明書のデジタル化

コロナ禍中である 2020 年 11 月から、一般社団法人国際教育研究コンソーシアムおよびアイルランドの教育 IT 企業 Digitary 社の協力のもと、本学の卒業生・在学生に対して発行する学修歴証明書をデジタル化する取組を開始した。2021 年 4 月 1 日からは、日本の高等教育機関として初めて、一部プログラムでのデジタル学修歴証明書の発行を開始し、2023 年度時点では、本学の学部卒業生、大学院修了生に対し、「卒業証明書」「修了証明書」「成績証明書」などのデジタル証明書が発行可能である。発行実績を見ると、導入初年度である 2022 年度のオンライン／窓口・郵送による発行申請枚数 4,358 枚の内、デジタル証明書は 1,100 枚 (25%) を占めた。

国際性を重要な使命としている本学では、海外大学院への進学やグローバル企業に就職する卒業生・在学生も多く、デジタル学修歴証明書の発行により利便性は大きく向上し、卒業生・在学生の多様なニーズに応えることが可能になった【資料 8-3 (ウェブ)】【資料 8-4】。

- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

オスマー図書館の2フロアには、個人学習のためのスペースとともに、会話をしながらグループで学習できるグループラーニングエリアを設置している。オスマー図書館と図書館本館は渡り廊下で繋がれ、自由に行き来できる構造となっているため、必要に応じて図書館本館の資料を利用しながら学習できる環境が整っている。

また、2023年度に開館したトロイヤー記念アーツ・サイエンス館には、フロアの随所にラーニングスペースを設置し、授業の合間や授業後に学習できる環境を整備した。

#### ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2017年5月に「情報セキュリティインシデント対応マニュアル」を制定、学内に公開し、情報インシデントが起きた際の対応について明確にした。その後も継続的な見直し・更新を行い、年に1回実施される大学危機管理委員会にて報告している【資料8-5】。

教職員を対象に、学内業務に利用するPC用のセキュリティソフトを大学から配布し、セキュリティ強化を図っている【資料8-6】。また、職員は業務上最も多くの大学情報を扱い重大なセキュリティ事故を引き起こす可能性が高いため、多要素認証の設定を義務付けている。情報セキュリティの知識向上を図るために、全職員および専任教員を対象に2020年度から毎年1回以上のe-learningによるセキュリティ研修と定期的な標的型訓練メールを実施している。

学生に対しては、新入生向けサイトを通じて、情報セキュリティ全般のオンラインコース（国立情報学研究所の情報セキュリティ教材「りんりん姫」）の受講を促し、入学時からセキュリティの重要性を意識させている。また、オンライン授業が必須となった2020年度より、Zoom利用時の注意点を、学内ポータルサイト等を通じて周知している。

#### 点検・評価項目(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

##### 評価の視点

##### ○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

##### ○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学は、図書館本館とそれに隣接し2000年にオープンしたオスマー図書館の2つを有している。図書館本館は、紙媒体の図書や雑誌を所蔵、提供する従来型の図書館である。一方、オスマー図書館は、多様な学習を可能にするスペースの提供を主な目的としている。蔵書数は約80万冊、図書の約半数は開架書架に置かれ、残りはオスマー図書館の地下にある自動化書庫に収められている。自動化書庫にある図書は、OPAC（オンライン・パブリック・アクセス・カタログ）から直接、出庫指示ができ、開架書架にある蔵書と同じように誰でも自由に利用できる仕組みになっている【資料8-7（ウェブ）】。

本学の教育方針の一つである「日英バイリンガル教育」を実現させるために、以前から洋書の充実に努めている。現在、蔵書の 45%は洋書で、洋書の比率が高いことが本学図書館の特徴の一つとも言える。また、本学が提供する人文科学、社会科学、自然科学を包摂した 31 のメジャーに合わせて、幅広い分野を網羅した資料収集を心掛け、本学の教育研究に相応しいコレクション形成を目指している。新規での受入図書数は年間約 12,000 冊、各分野の教員が専門性の高い図書を選定している。また、図書館員による選書委員会では、一般教育関連図書を中心に選書を行っている。図書以外のコレクションでは、紙媒体の雑誌 428 タイトル、電子ジャーナル約 5,200 タイトル、電子ブック約 5,600 タイトル、雑誌論文や辞書事典関連の約 70 種類のオンライン・データベースを提供している。定期刊行物やオンライン・データベースは、全教員に対するアンケート調査等をもとに毎年見直しを行っている。電子リソースの拡充に伴い、情報検索の効率化を目的に Discovery サービスを導入した。Discovery サービスにより、本学が所蔵する資料や契約データベース、フリーの学術データベースなど、多種多様な情報資源を同一のインターフェースで統合的に検索できるようになっている。その他に、英文校正サービスである Grammarly などのツール系有料サービスも図書館が契約、提供している。図書館が提供する各種サービスや情報は図書館ウェブサイトを集約され、学内外からワンストップで確認することができるようになっている。電子リソースやリモートによるサービスの充実は、コロナ禍における学生の学習活動および教員の研究活動の継続に大いに貢献した。

図書館の開館時間は、授業が開講されている学期中の平日は 8 時半から 22 時、最終授業が終了した後も、学生は十分に図書館を利用できる体制になっている。閲覧席は 487 席、学生数の約 16%を確保している。閲覧席の他に、語学教材を集めて提供する語学学習スペースやグループ学習のためのスペース、飲食ができるカフェスペースなどがある【資料 8-8 (ウェブ)】。

図書館の専任職員は 10 名、そのうちの 1 名は図書館長代行を務めている。図書館長は規程により専任と定められ、教学の意思決定機関である幹部会の一員として大学の動向を常に把握し、その動向を図書館運営やサービスに反映させる。現在は、図書館長代行が図書館長の任務を担っている。専任職員のうち 8 名が図書館司書資格を有するとともに、3 名は大学院課程を修了し（修士号 2 名、博士号 1 名）、質の高い学術情報サービスの提供に努めている。

本学図書館が学修支援として最も力を入れているのが、授業との連携である。その一つとして、4 月入学生の必修科目であるリベラルアーツ英語プログラム (ELA) との連携がある。ELA の授業の中で年に 3 種類の図書館レクチャーを実施し、電子情報資源を含む図書館資料の検索方法や各種情報リテラシーについて段階を踏んで指導している【資料 8-9、p.5】。電子リソースの利用が伸長する一方で、2021 年度の学生一人当たりの図書の貸出数は約 35 冊、2022 年度は約 33 冊と依然高い水準を維持しており、この主因として ELA での図書館員による指導が考えられる。2018 年度に学修・教育センターが図書館内に移設され、図書館が学修教育支援の拠点として機能している。AERA ムック『大学ランキング 2023 年版』（朝日新聞出版）の図書館部門で総一位を獲得するなど、他大学との比較においても、本学の図書館が高水準のサービス提供と利用実績を有していると言える【資料 8-10、p.4】【資料 8-11】。

他大学および教育機関との連携としては、多摩アカデミックコンソーシアムに加盟する 6 大学（国立音楽大学、津田塾大学、東京外国語大学、東京経済大学、武蔵野美術大学、本学）の図書館間の相互協力がある。本学の学生、教職員は、他の加盟 5 大学の図書館を利用できるとともに、図書の貸出サービスを受けることができる。図書の貸出・返却は、所属する図書館でも手続きを行うことができる【資料 8-12（ウェブ）】。

その他の図書館の機能として、機関リポジトリの提供がある。機関リポジトリを通して、本学の大学紀要や博士論文などの成果物を広く公開している。本学の機関リポジトリは、オープンアクセスリポジトリ推進協会が運営する JIRO Cloud と連携し、広く国内外からのアクセスを可能としている。

#### 点検・評価項目(4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点

##### ○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチングアシスタント（TA）、研究所助手（RIA）、博士研究員等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

##### ○研究活動を促進させるための条件の整備

##### ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

「求める教員像および教員組織の編制方針」において、本学の専任教員には、活発な研究活動が求められ、自らの研究を深めることで、より高い教育効果が得られることが明記されている【資料 6-3（ウェブ）】。

具体的な内容としては、以下の 3 点が挙げられている。

- ・ 学会などの学外での活動
- ・ 学内にある研究所/センターを利用した研究活動
- ・ 科学研究費補助金などの外部資金による研究

##### ・ 研究費の適切な支給

全専任教員に対し、学術研究向上の目的で一定の研究課題をもって支出する費用として、月額 17,250～21,750 円の個人研究費を給与とともに支給している。また、学会への出席又は調査研究のために必要な旅費・交通費にあてるための研究旅費を、年間 1 名当たり 12 万円を上限として、専任教員に支給している。

また、学内研究費（競争的資金）の見直しにより、2016 年度に「研究助成補助金」制度及び「博士研究員制度」を制定した。この内、研究助成補助金は、前年度に当年度開始の科研費等の学外研究費に応募し採択されなかった本学の専任教員及び特任助教の内、

次年度の学外研究費へ応募する者を支援する研究費で、年間の総予算は 200 万円である。申請者には不採択の理由を自己分析し改善点や研究遂行の必要性を示すことが求められ、研究戦略委員会が選考を行う。2016 年度から 22 年度までの本補助金採択者数 29 名の内 17 名が次年度の科研費応募で採択されており、採択率にすると 58.6%と非常に高い。学外研究費に応募する教員を支援する制度として着実に結果を残している【資料 8-13】【資料 8-14】。

また、学内の 6 つの研究所・センターには研究活動遂行のための予算が配分され、シンポジウムやワークショップ等の開催や紀要の発行等に使用されている。

#### ・外部資金獲得のための支援

特に科研費の応募については、学内ポータルサイトに応募支援のための資料や映像を掲載したり、研究戦略支援センターの職員が応募書類を確認してコメントを返す等、丁寧な応募支援を行っている。日本学術振興会特別研究員の応募についても説明会を開催し、応募書類の確認等の支援を行っている。また、科研費等、間接経費が措置されている外部資金研究費を獲得した研究代表者等には、間接経費の 30%を配分し、採択者に対するインセンティブとしている【資料 8-15】。

なお、科研費については、2018～22 年度の 5 年間で、32.3～42.2%と高い新規採択率を維持している（特別研究員奨励費以外のすべての種目を含む）【資料 8-16】。

#### ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員及び客員教員に対しては、原則として個人研究室が与えられ、実験系の教員には実験室も付与されている。2022 年 12 月に完成したトロイヤー記念アーツ・サイエンス館には、自然科学系の教員の研究室や実験室、また、5 つの研究所（教育研究所、社会科学研究所、キリスト教と文化研究所、アジア文化研究所、平和研究所）が移転した。5 つの研究所が集約された 4 階の研究所エリアには、研究所所属の研究員等のための共同研究室が新設され、ラウンジや書庫等は各研究所により共同利用されるため、研究所同士の活発な交流が生まれることが期待されている。

研究時間の確保について、専任教員の授業担当は原則として年 18 単位、語学、体育を担当する専任講師の授業担当時間は、各週 12 時限と定められており、授業期間中の非常勤出講など本学以外の機関に於ける業務は、一週一日を越えないよう定められている。また、一部の役職者については教育義務軽減が定められ、過重な負担とならないよう配慮している【資料 4-73】【資料 6-5】。

研究専念期間としては「特別研究期間」制度を設けている。専任教員は、原則 7 年間に一度、1 年間の特別研究期間を取得し、国内外で研究活動に専念することができる。例年、ほぼすべての有資格教員がこの制度の利用を申請し、採択されている。申請に際しての研究計画提出、期間終了後の研究報告提出を義務付けることで、研究の質を確保する措置が採られている。また 2019 年度以降の特別研究期間取得者の報告書は、学内ウェブサイトから教職員がいつでも閲覧できるよう、研究成果の共有体制を整備した【資料 8-17】。

## ・ティーチングアシスタント (TA)、研究所助手 (RIA)、博士研究員等の教育研究活動を支援する体制

大学院生を含む若手研究者の教育研究活動を支援する体制としては、授業にティーチング・アシスタント (TA) を配置しているほか、教員の外部資金研究費による研究補助員の雇用、学内の研究所・センターで業務を行う研究所助手 (RIA) の配置、また博士研究員制度がある。

### ティーチングアシスタント (TA)

本学の大学院生が将来大学教員や研究者になるためのトレーニング機会の提供、並びに教養学部のきめ細かい教育の充実・維持を目的として、主に本学の大学院生を非常勤教育職員である TA として任用する制度がある【資料 6-6】。

また、専門知識を必要としない授業補助の業務については、教員および TA の業務を軽減し、本来の教育的業務に集中できるよう、授業に関する事務的な業務を担う Classroom Supporter (CS) という大学院生によるアルバイトの制度も設けている【資料 6-9】。

### 研究所助手 (RIA)

本学の 6 つの研究所・センターの運営を補助し、シンポジウムや公開講演等の各種イベントの開催や紀要発行等の業務に従事している。修士以上の学位を取得しており、経歴上大学教員もしくは研究者を目指しているとみなす者を対象としているため、本学や他大学の博士後期課程に在学中の大学院生や博士号を取得した者等が任用されている。なお、2019 年度より、一部の研究所・センターの業務に従事する特任助教も任用している。特任助教は博士号を取得した者で、年 1~3 つの科目を担当する他、研究所・センターの運営を牽引する役割を果たしている【資料 8-18】。

### 博士研究員

上述の通り、学内研究費（競争的資金）の見直しにより、2016 年度より発足した制度であり、本学における研究活動を推進し、かつ高度な研究能力を有する優れた若手研究者の育成に寄与するため、一定期間にわたり雇用するものである。採用時に本学博士後期課程に在籍中の者、または本学で博士の学位取得後 3 年以内の者を対象とし、研究活動の遂行を支援している。また、原則として任用期間中または任用期間終了翌年度に募集される日本学術振興会特別研究員に応募することが義務付けられている。

2016 年度から 22 年度までに 24 名を任用したが、2022 年度に初めて 1 名の特別研究員 DC2 への内定者が出た。なお、2022 年度に任用した 4 名の内、博士の学位取得後の 2 名については、任期途中で就職が決まり退職している。具体的には 1 名が米国の大学の Postdoctoral Research Associate に、もう 1 名が国内の大学の任期付講師へ採用された【資料 8-19】【資料 8-20】。

## ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

新しい授業形態であるオンライン・ハイブリッド授業が滞りなく行われるために、2020 年度から学内ヘルプデスク窓口に問い合わせを一本化し、学生・教職員への支援を

行なう体制としている。

窓口を一本化し、問い合わせフォームの利用を促したことで、情報が一元化され、必要な支援やトラブルが見える化される仕組みとなったことは長所である。問い合わせ窓口であるヘルプデスクの背後では、学修・教育センターや IT センターがチャットスペースなどで即時連携する体制になっている。具体的には、定型的な内容についてはヘルプデスクが回答し、調査や判断が必要なケースでは学修・教育センターや IT センターが対応している。このように、関係する複数の部署の協力体制により、状況に応じて迅速かつ適切なインフラ整備や授業方法に関する支援が展開されている【資料 8-21】。

### 点検・評価項目(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

#### 評価の視点

- 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
  - ・ 規程の整備
  - ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
  - ・ 監事との連携
  - ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

#### ・規程の整備、教員への研究倫理確立のための機会等の提供

本学では、「研究活動に係わる不正行為等の防止等に関する規程」において、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組や、これら不正行為等に関する告発があった際の手続き等を定めている【資料 8-22】。不正防止計画推進委員会を設置し、不正防止計画を定めている。主な外部資金研究費である科研費については「科学研究費使用に係わる取扱要領」を定め、新規採択者と個別に面談し、ルール説明を行っており、コンプライアンス教育の一環としている【資料 8-23】。

また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育として、日本学術振興会の研究倫理 eラーニングコースを活用している。全教員を対象とし、5年に一度は研究倫理教育を受講するよう徹底した取組を行っている。

さらに、2014 年度に「研究活動行動規範」を定め、ウェブサイトに掲載する等、周知を図っている【資料 8-24】。

#### ・学生への研究倫理確立のための機会等の提供

本学では、アカデミック・インテグリティ（学問的倫理基準）に関する本学の方針を定め、大学ウェブサイトに掲載している。更に、全シラバスにリンクを張り、全学生へ向けての周知に努めている。

また、新しい技術に対しての大学の姿勢も継続的に更新・周知するために、教養学部長・大学院部長・学生部長が中心となり、生成系 AI に関する課題について協議を重ね、2023 年 5 月には、本学の学問的倫理基準（アカデミック・インテグリティ）に基づき、

「学生の生成系 AI の使用に関する本学の考え方」を学生および一般に公開した【資料 4-8 (ウェブ)】。

学部生には、2022 年度より、新入生オリエンテーションの任意受講コンテンツである Academic Skills Basic の一環として、剽窃等についての動画と理解度テストを提供している。

大学院生については、4月と9月の入学時のオリエンテーションにおいて、大学院事務グループと研究戦略支援センターが、「アカデミックインテグリティ・研究倫理セミナー」を実施している。2023 年度の内容は以下の通りである。

- ①アカデミックインテグリティ・セミナー (動画) の閲覧
- ②研究倫理委員会の概要 (スライド) の閲覧
- ③日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースの履修

①②については、学内向けのビデオコンテンツ視聴サイトである icuTV にコンテンツを掲載している。後述する研究倫理委員会については、人を対象とする研究を実施する大学院生は限られているものの、大学院生への情報提供を強化するため、2022 年度よりオリエンテーションに含めている【資料 8-25】。

学部生には、2022 年度より、新入生オリエンテーションの任意受講コンテンツである Academic Skills Basic の一環として、剽窃等についての動画を提供している。

#### ・監事との連携

2021年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン (実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定)の改正を機に、不正防止計画推進部署である研究戦略支援センターは監事との連携を強化している。それまでは主にメールでのコミュニケーションや監査室を介した報告のみであったところ、2022 年度より年 1 回、学内関係者同席のもと、対面で会議を開催し、不正防止の取組について意見交換を行っている。公的研究費の不正使用の防止だけではなく、研究活動における不正行為の防止のための研究倫理教育等の取組や関連する課題についても報告の上、監事からの意見をその後の取組に反映している。また、理事会における不正防止対策についての議論においても、意見交換の内容を基に監事が意見を述べている【資料 8-26】。

#### ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

教員や大学院生等が人を対象とする研究を行う場合に、個人の尊厳、人権の尊重及び個人情報保護などの倫理的配慮が適切になされているかどうかについて審査する研究倫理委員会を設置している【資料 8-27】。2013 年 3 月に発足したが、制度が定着するに従い、申請件数が下記の通り増加している。

2013 年度：14 件、2014 年度：18 件、2015 年度：14 件、2016 年度：28 件、  
2017 年度：35 件、2018 年度：36 件、2019 年度：55 件、2020 年度：44 件、  
2021 年度：51 件、2022 年度：44 件

申請が増えるに従い、問い合わせや要望も増加し、研究倫理委員会及び委員会事務局である研究戦略支援センターが様々な対応を行ってきた。1 つは 2020 年 2 月に実施した申請者の見直しに係る規程改正である。それまでは大学院生が実施する研究であっても

指導教員が申請者となっていたが、審査対象の研究の多くは大学院生本人が実施するもので、指導教員は研究内容の確認や指導、監督を行うことから、大学院生自身が申請者となることができるよう制度を変更した。規程の改正後も、指導教員が研究内容を確認・承認した旨を申請書に明示することとしている【資料 8-28】。

また、特に大学院生等の若手研究者が倫理審査申請をする際の支援を目的とした参考資料も拡充してきた。2020 年度に研究倫理審査申請書の記入例を作成し、学内ポータルサイトに掲載した。また、研究倫理審査申請の概要に関する資料を適宜更新し、現在は、大学院生向けの新入生オリエンテーションでも紹介している。また、特に大学院生がどのような場合に研究倫理審査申請をするべきかについて、参考情報を記した教員用の資料も作成し、2022 年度の大学院専攻委員会で報告している【資料 8-29】【資料 8-30】。

このほか、動物実験の倫理に関しても「動物実験委員会」が設置されている。「動物実験規程」において、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めている。ただし、2018 年度以降、本学では動物実験は行われていない【資料 8-31】。

**点検・評価項目(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境のうち設備面に関する点検・評価の手段としては、新施設の建築時および既存施設のレイアウトや用途変更検討時の、教職員・学生に対するアンケートや聞き取り調査が挙げられる。例えば図書館では 2019 年 1 月に「図書館内の飲食スペースに関するアンケート」を、2023 年には「図書館本館のゾーニング（会話 OK エリアの区切り）についてのアンケート」を実施し、その結果を実際の整備に反映するとともに、学内ポータルサイトで公開している【資料 8-32】。2022 年 11 月に竣工したトロイヤー記念アーツ・サイエンス館の施設利用法検討時には、人文・社会科学系の各研究所の移転に先立ち、関係教職員への説明やヒアリングの機会が複数回持たれ、「文理の融合」というコンセプト実現に向け、可能な限り教育研究現場の声を取り入れるようにした【資料 8-33】【資料 8-34】。

また、それまで「取り扱い要領」および「取り決め」としていた科学研究費に関する諸原則について、本学は 2018 年 3 月にそれぞれ、「科学研究費の事務取扱いに関する内規」及び「科学研究費使用に係わる取扱要領」と格上げし、以降の改廃に関する手続きについては、幹部会の議を経ることを定めた。この決定は本学監事からの指摘に基づき、改善案を部局で検討し、幹部会により承認されたもので、本学の PDCA サイクルに則ったものである【資料 8-35】。

## 2. 長所・特色

本学の特色の一つとして、自然に恵まれた広大なキャンパスが上げられる。キャンパスは、里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場となっており、環境に対する大学構成員の意識を醸成し、重要な教育資源にもなっている。

様々な施設と自然が一つのキャンパス内に共存することは本学の特色であり、施設・整備においては、この特色ある環境を維持しつつ、施設整備計画の方針に基づく取組を推進し、大学構成員の一人一人が安心かつ快適に学べる環境を整えることを主眼に計画的に実施している。

### 3. 問題点

2017年度から計画・実施してきた授業における ICT 活用の環境整備は 2020年度の感染症拡大防止策に伴い一気に進んだが、オンライン授業やリモートワークの増加に伴い、大学の情報セキュリティ防御外でのリスクが高まっており、セキュリティ事故防止策は今後も引き続きの検討が必要である。特に、現状ではまだ任意となっている、教員への多要素認証適用と学生への情報リテラシーコースの義務化は大きな課題である。また、COVID-19により学修や諸活動の形態が大きく変わり、2017年度当初の計画よりも学内の広い範囲で多くの通信量が発生しており、この傾向は今後も継続すると思われるため、ポストコロナに対応する適切なインフラ整備も今後の課題となる。

研究環境に関し科研費の応募に際しては、申請書の確認の他、応募説明会等も開催してきたが、特に若手教員や来日して日が浅く日本の研究費への応募に不慣れな教員への支援を拡充できる余地があるのではないかと意見も出てきている。このため、今後に向けて、どのような支援ができるか検討しているところである。

### 4. 全体のまとめ

本学のキャンパスは、戦後間もない時期に、人類社会の平和的発展に奉仕する人の育成を強く願う当時の多くの人々の寄付によって購入されたものである。この人々の願いの上に立つキャンパスを、献学時から現在にいたるまで、大学の理念を象徴するものとして大学構成員および卒業生によって大切に受け継ぐことで、ICU独自の文化醸成に成功している。

2015年度に「キャンパス・ランド・デザイン」プロジェクトが開始されたが、その後実施された調査や大学を取り巻く環境の変化に合わせて軌道修正が必要になり、新たな施設整備計画を策定し、2019年7月の理事会で承認された。この計画に従い、これまで2棟の学生寮と新体育館、教育研究棟「トロイヤー・記念アーツ・サイエンス館」を建設するとともに、学生会館の機能を持つディッフエンドルファー記念館やシーベリー記念礼拝堂等を改修した。次の大きなプロジェクトとして本館と理学館の改修が計画されており、今後も安全かつ充実したリベラルアーツ教育・研究環境の提供を目指す。

新しい施設の建築や既存施設のリノベーションは、ハード面だけでなく、学修や研究支援というソフト面においても良い影響をもたらしている。トロイヤー記念アーツ・サイエンス館の建設によって、学内に散在していた研究所と研究戦略支援センターが一つの建物内に集結し、より密なコミュニケーションが可能になり、研究活動の強化に繋がる。また、学修支援においては、CTLがオスマー図書館に移設されたことにより、図書館と

CTLの連携が実質的なものになり、論文作成指導や障がい学生支援など、これまで以上に充実した学修支援を展開している。

これらの教育研究環境については今後も定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいく。

## 9. 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

点検・評価項目(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

- ・大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、キリスト教の奉仕の精神を社会貢献の原点とし、特に教育活動を中心として、複数の社会連携事業を実施している。2022年11月に社会連携・社会貢献に関する全学的方針を策定し、大学ウェブサイトで学内外に公開している【資料9-1(ウェブ)】。

神と人ともに奉仕する人材の育成を掲げた本学の使命は、社会との連携や社会への貢献を当然のものとし、「平和と公正、そして持続可能な社会の実現」へ向け、日本、ひいては世界の地域コミュニティへの知の還元を目指すものである。それは単に、ともすると一過性にもなり得る知識技能の提供ではなく、本学のリベラルアーツ教育による、人間性への深い理解、真理の探求、幅広い教養と思考力を中心とする生涯にわたり不可欠なスキルとなる、人間としての胆力を身に着けさせるような教育の提供を意味し、本学ならではの社会連携・社会貢献の在り方として活動を実践している。

点検・評価項目(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- ・学外組織との適切な連携体制
- ・社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- ・地域交流、国際交流事業への参加

本学における社会連携・社会貢献に関する具体的な取組は以下の通りである。本学独自の取組に加え、学外組織との連携も年々強化されている【資料9-2】。

#### 生涯学習

本学の生涯学習は、「社会に開かれた大学」を目指し「最新の知見を社会へ発信」し、「誰もが学べる機会を提供」することを目的に展開されているものである。社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を目的としたリカレント教育やリスクリングとは異なり、生涯にわたり必要で普遍的な価値を持つ思考力や視座を養えるリベラルアーツならではの学びを、子供から高齢者まで、また属するコミュニティや所在に関わらず、希望する

すべての人々へ機会を届けることを方針としている。学部の正規科目を開放する市民講座、人文・社会・自然科学分野の企画講座を提供する公開講座、ならびに小・中学生を対象としたキッズ向けプログラムを展開していたが、コロナ禍を経て大きく再編しようとしている。

現在はオンラインのメリットを活用し、新たな分野の生涯学習の展開を試みている。例えば、幅広い学問領域をカバーできる本学の特性を活かし、2021年にノーベル賞を受賞した研究の一般向け解説講座をオンラインで新規実施した。当日は生物学、化学、経済学の教員が講師として日本語および英語のバイリンガルで開講した。参加者数は84名を数え、海外からの参加もみられ、歴代の生涯学習プログラムの中でも高い集客数を記録した講座となった【資料9-3】。

また、サービス・ラーニング（一般教育科目）を受講する学生を総務グループが実習先として受け入れ、キッズ向けに持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れたプログラムを協働して開発し、12月にオンラインで学生が主体となり実施した。地元三鷹市の農家の協力も得て、地域連携とSDGsを生涯学習に取り入れることができた。

2021年度には三鷹市との包括連携協定を締結し、三鷹市スクール・コミュニティ推進会議への参加や、三鷹市との連携協議会の設置に結実するなど交流・協働を促進した【資料9-4】。また、三鷹市が主導し近隣の教育・研究機関と連携し、広く市民に教育・学習機会を提供している三鷹ネットワーク大学には、2005年の事業の立ち上げ期から支援を行っており、継続的に、本学の教員による講座が開かれている【資料9-5（ウェブ）】。

2022年度に社会連携・社会貢献に関する全学方針を定めた際、同時に生涯学習の活動目的を明文化した【資料9-1（ウェブ）】。また、2022年度に締結した三重県松阪市と本学との包括連携協定を受け、同年11月に泰山荘と所縁の深い松浦武四郎をテーマとした講演会「一昼敷と松浦武四郎」を、生涯学習講座と本学湯浅八郎記念館の共催で特別講座としてオンラインで開催し、133名の参加者を得た【資料9-6】。この他、三鷹市の小中学校の児童・生徒のキャンパス訪問を学生・教職員が協力して受け入れた他、教員と学生が企画した地域の小中学生向けの英語のワークショップや英検対策講座のイベントを実施するなど、地域連携の新たな試みを行っている。

さらに2023年度には、キャンパスの自然資源の教育への活用の継続として、大学内で小・中学生を対象としたデイ・キャンプを本学教員に加えて学生も企画側として参画し、新たなキッズ向けプログラムとして12月に実施した。

以上のような取組については、毎年度報告書を取りまとめ教授会で報告している【資料9-7】。

### 湯浅八郎記念館

湯浅八郎記念館は、その運営規程に定める通り、初代湯浅八郎が収集した民芸資料ならびに本学より出土した考古資料を「本学の教育・研究の資料として活用すること、並びに本学の構成員、学外者に対し、収蔵資料に関する知識の普及につとめ、もって教養の向上をはかること」を目的として、その管理を行っている【資料9-8】。

1982年の開館以来、常設展示に加え、収蔵資料をもとにした企画展を年3回開催し、これに関連した公開講座を広く一般に向けて実施している。

学内に対しては、教員の要請に応じて関連クラスを受け入れるほか、学芸員課程を運営し、館員（学芸員）が一部の学芸員養成課程の講師として授業を開講し、実習も記念館で行っている。コロナ禍で一般開館を休止せざるを得なかったことを機に、学内利用の割合を増やし、通常開館を再開した現在も各種授業対応を強化・継続している。

施設は無料で一般公開されており、近隣小・中学校の社会科見学、職場体験の受け入れや、高校の授業（地学、歴史）に展示室を提供しているほか、外部の研究組織や地元サークル、介護施設等の団体見学にも対応している。大学が締結している三鷹市および三重県松阪市との包括連携協定に基づき、両市との学術的文化的交流事業の企画運営を担う。日本博物館協会、国際博物館会議（ICOM）、全国大学博物館学協議会、東京都三多摩公立博物館協議会、日本民藝協会、東京民藝協会、全国歴史民俗系博物館協議会等の会員として種々運営任務を遂行、各会員同士の交流を図り情報交換と情報提供に努めている。近年の特記事項としては、2020年よりオンラインでの公開講座・講演会開催と動画等デジタルコンテンツの制作公開を展開し、一定の成果を上げている。2019年10月に対面で実施した公開講座の参加者94名に対し、2022年10月にインターネットでライブ配信した公開講座の視聴者は151名と、オンラインへの移行に一定の成果が見られる【資料9-9】。

### 宗教音楽センター

宗教音楽センターは、オルガンを中心とする宗教音楽の研究を盛んにし、必要な設備・環境を整え、国際的広がりをもつ音楽活動を企画・実行して宗教音楽の普及に努め、これによって本学並びに社会に広く貢献することを目的とし、公開演奏会や公開講座等を通じて、市民の音楽への理解を深めている【資料9-10】。

年5回のオルガン演奏会やクリスマス演奏会、講演会、シンポジウムの開催に加え、本学オルガニストによるオルガン入門講座や、三鷹市の中学生、高校生、本学学生と本学のオルガニストによる演奏会なども企画、開催している。

また本学の所有する大学礼拝堂のリーガーオルガンは、オルガン講座を受講した本学学生が修了演奏会で演奏しており、文化資源を教育にも還元している。2020年にはリーガーオルガン奉獻50周年を迎え、コロナ禍ではクリスマス演奏会を無観客、オンライン配信で開催し、連続オルガン演奏会は2023年春には340回に達した。

### サービス・ラーニング活動

サービス・ラーニングは、サービス（または、自発的な社会貢献をめざすボランティア）活動を通じた学びを意味し、社会の中のさまざまな課題に対して人びとと共に共通の目的を持ち、それに対して自分事として取り組み、さらにはそうした課題に関する既存の知と自らの経験から得られた学びを結び付けることによって、新たな考え方、行動の仕方、自分自身のあり方を省察（リフレクション）しながら発展させる意図を持った経験的学修プログラムである。「神と人にとり奉仕する」という本学の献学の理念とも親和性が高い【資料9-11（ウェブ）】【資料9-12】。

1999年にスタートしたコミュニティ・サービス・ラーニングは国内のNPOや自治体等の公的機関、福祉施設等でサービス活動を行うプログラムとして、本学と関係の深い機関へ継続的に学生を派遣している。

サービス・ラーニング・センターは、2002年の設立から20年以上に亘り、アジア地域の高等教育期間とネットワークを形成し、サービス・ラーニングを通じた学生交流を行っている。

2021年に、長野県天龍村と、持続可能な地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とした「サービス・ラーニング実習に関する協定書」を、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）および公益財団法人長崎平和推進協会と、「学生のサービス・ラーニング活動の実施に関する協定書・覚書」を、国際教養大学（AIU）と「学生のサービス・ラーニング（SL）活動の実施に関する覚書」を締結した【資料9-13】。

コロナ禍ではプログラムがキャンセルとなったものもあったが、オンラインでの参加を検討するなどして継続された。

### シリア・ウクライナ難民受け入れ

日本国際基督教大学財団（JICUF）と難民支援協会（JAR）と提携し、「シリア人学生イニシアチブ（SSI）」として、トルコに居住するシリア人の若者に4年間本学で学部教育を受ける機会を提供するための奨学金を設立した。これにより、2018年9月に2名、2019年9月に2名のシリア人学生が入学した。2020年はパンデミックにより学生の渡航が実現できなかったが、2021年4月と9月にもそれぞれ1名ずつ受け入れ、継続している。受け入れ学生には、学費の他、生活費、トルコから日本への渡航費、医療保険などを支給し、難民支援協会の協力を得て、渡航前より日本語の語学研修やオリエンテーションを実施する他、学生ビザ取得のための法的支援、渡航後の学習指導、心理社会的サポート、就職支援など包括的な支援を行っている【資料9-14（ウェブ）】【資料9-15（ウェブ）】。

さらに、ロシアの軍事侵攻を逃れるために日本へ入国し、教育の継続を希望するウクライナの大学生を受け入れるため、JICUFが一般財団法人パスウェイズ・ジャパンと連携し、2022年に奨学金制度を立ち上げた【資料9-16（ウェブ）】。当初は5名を聴講生として受け入れたが9月から科目等履修生となり、2023年4月からは学部2年生に2名が編入、大学院1年生に2名が入学、9月には1名が学部2年生に編入し、全員が本学で学び続けている。

ウクライナ人学生の受け入れに際しては、株式会社資生堂とパートナーシップを結び、学生の生活費・学費の一部支弁の他、インターンシップやアルバイトの機会を提供する手厚い支援を受けられることとなった【資料9-17（ウェブ）】。

こうした難民の受け入れは、第二次世界大戦後に開学した本学の、平和を構築し、平和に貢献するという精神に合致する試みであり、学長の下で迅速に体制が構築された。

### SDGs推進室の設置

本学の理念とも親和性のある持続可能な開発目標（SDGs）の達成を、教員、職員、学生の全学的な取組として推進するため、2021年4月に「SDGs推進室」を設置した。環境、開発、気候変動、その他、現代の国際社会および地域社会が地球規模で直面している諸課題を包括的に扱うため、多様な学問分野を専門とする教員および複数部署の職員で構成され、室長および室員は学長が任命する【資料9-18】。

推進室では学生が複数のテーマ別の班に分かれ、オープンキャンパスや地域の中学生の

訪問といった機会に環境やSDGsに関連する場所を巡るキャンパスツアーの開催、学内で養蜂を行う学生サークルと共にミツロウ作りのワークショップの実施、食堂運営者と連携してのジビエメニューの開発と提供に取り組む等、ユニークな活動を活発に展開しており、活動内容は特設ウェブサイトで公開されている【資料 3-8 (ウェブ)】。

### 高大接続の取組

本学が 2015 年に本格的に開始した高大接続事業は、一方的な大学側からのプログラムや情報提供にとどまらず、中等教育から高等教育への教育接続を目指すための「リベラルアーツ」教育の社会への還元として位置付け、対象は教員、中高生と広く対応している【資料 9-19 (ウェブ)】。

高校生がリベラルアーツ教育を体験できる機会として提供している、オンライン・対面によるアカデミックプログラム「ICU Global Challenge Forum」、教員の研究を通しリベラルアーツにおけるサイエンスの学びを紹介する「Science Cafe at ICU」、英語による参加型ワークショップ「Reconsidering Peace in Liberal Arts」など、本学の長を最大限に活かした各プログラムは好評を博している。特に教育寮としてリベラルアーツを実践するキャンパス内の寮体験も含む夏のプログラムは本学ならではのプログラムである。一方、個別の学校との高大連携協定は入試とは切り離れた教育接続として捉え、教育の質を共有できる学校に絞り実施している【資料 9-20】。

また近年は、高校で本格的に探究学習が導入されたことから、中等教育の現場が抱える課題を共有しリベラルアーツの知見を活かしてもらうために、高校教員向けの研修プログラムの開催にも力を入れている。【資料 9-21】。

さらに本学は 2023 年 12 月に、愛知県教育委員会と、教育及び研究の分野で連携を強化するための包括協定を締結した。初の県外大学との包括協定という対応について、チェンジメーカーの育成を目指す教育改革を推進する同教育委員会は、現場の教員が生徒の主體的な思考や多角的な視点を育てていくためにリベラルアーツの知見を活用した教育の転換が行っていくことに期待を寄せている。本学が献学以来、多様性、対話、批判的思考を重視し育てきたリベラルアーツの成果が、教育界全体にも大いに貢献できることを示した好例と言える【資料 9-22 (ウェブ)】。

### 点検・評価項目 (3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 評価の視点

- ・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ・点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関しては、事業全体を点検する全学的な仕組みはもっていないが、基本的に各取組の中において点検・評価を実施している。湯浅記念館、宗教音楽センター、サービス・ラーニング・センターについては、それぞれに責任者と運営委員会が置かれ、取組の内容について議論し、計画の承認、意思決定、報告がなされている。生涯学習では

生涯学習主任を置き、教授会、幹部会や大学運営会議といった会議体に、活動の報告を行っている【資料 9-7】。

ただ、生涯学習については、コロナ禍によりすべてのプログラムが対面での実施ができなくなったことに伴い多くの課題が表出したため、抜本的な見直しを行っており、新しいプログラム運営への転換をはかろうとしている過渡期にある。

課題としては、オンラインへの切り替えによる受講生数が伸び悩み、一方で受講生の固定化や、運営を担う後継者不足に事務局における人材の入れ替わりも加わり、安定的な運営が困難な状況に陥った。そこで、本学の生涯学習の成り立ちの確認、他大学（国内外）の状況や市民講座の受講人数および収支の推移の分析、大学全体の地域連携の実態を把握するために各部署における取組を調査し、生涯学習に関連した情報の可視化を図った。

また、地域との連携に関する全学的な窓口設置の検討も含め、大学と地域を繋ぐリエゾンとしての機能をどこにどのように持たせるかが課題として認識された。

そこで、地域連携に関心があり活動に関与する教職員ならびに卒業生等を交えたインフォーマルな地域連携ミーティングを開催し、学内外の目線を取り入れて本学の地域連携の今後のあり方について論じた。三鷹市と締結した包括連携協定を契機に、三鷹市との協議や他大学の状況調査（2 大学への聞き取り）も行い、学外におけるニーズの把握や分析に努めるとともに、連携業務の実施体制についても検討を進めた。

2023 年現在まで、生涯学習は生涯学習プログラム主任（教員）と事務局（総務部総務グループ）が担当し、委員会を設置していない。そのため大学の教学プログラムを統括する学務副学長との協議を基本とし、活動の年次報告ならびに翌年度の活動計画を幹部会と大学運営会議に諮っている【資料 9-23】。

しかし、より全学的な方針を確認するため、2021 年 9 月に新しく発足が決定した学内理事者会（2022 年 5 月開催回）において上述の分析報告を行い、直接学長ならびに高校長を初めとする行政者および常務理事の意見を徴した。その結果、本学の生涯学習について地域との連携を重視した取組を実施する方向で合意がなされた【資料 9-24】。

これらの様々な側面からの検証を経て、2022 年 10 月の社会連携・社会貢献の全学的方針策定へと運んだ。

2023 年度には、地域活動に関わる学内教職員で構成する、「ICUxCommunity を考える会」を発足し、12 月に第一回目のミーティングを開催した。今後も学期に 1 度程度の開催を継続しながら、全学的な情報交換の体制を強化する【資料 9-25】。

併せて、既述した三鷹市との協議を重ねた結果、2022 年 2 月に三鷹市との連携協議会を発足した【資料 9-26】。同年 3 月に会合を初開催して以降、2023 年 5 月ならびに 7 月にも行い、本学と三鷹市との連携実績の確認と報告ならびに、今後の連携に関する具体的な相談を行うことのできる体制を整備した。

## 2. 長所・特色

キャンパスの文化資源を活かした公開講座や演奏会をはじめとして、SDGs 推進室やキャンプ企画など、本学の広大で豊かな自然資源もまた教育に供し、地域に還元している。貴重な経験的学修の場でもあるサービス・ラーニングは国内外のコミュニティと連携し、どの取組も、様々なステークホルダーとの関係構築による社会連携・社会貢献を多年にわ

たり行ってきた。またそれぞれに長年の創意工夫によって充実し、時代に合わせて進化してきた。

難民支援もまた、本学の国際性への使命、キリスト教への使命、学問への使命のすべてと関連し、スピード感を持ちながら行う、持続的で特色ある取組である。

高大接続事業は本格的な展開開始から 10 年を待たずに大きな成果を上げており、先述の愛知県教育委員会との連携協定のような実績を今後も積み重ねることで、日本の教育会全体への貢献が期待できる。

### 3. 問題点

とりわけ生涯学習においては既出の通り課題が挙げられているが、取組の廃止や中止といったスクラップを行い、代わりに新しい試みを実践し、その効果について実施都度検証している。今後中期的には、ポジティブな意味での「ルーティン」として現在の試みを軌道にのせ安定化をはかる必要がある。

加えて、「大学としてどのように社会連携（主に地域連携）に取り組んでいるか」を学内で共有し、話し合う場が存在しないことにより、それぞれの取組の有機的なつながりが形成しづらい状況にある。部署ごとの取組を横展開して、統合的な体制を構築する段階にきていると言える。

### 4. 全体のまとめ

以上のように本学には、理念との親和性を念頭においた個別のプログラムを着実に企画・実施してきた歴史があり、充実した社会連携・社会貢献活動に取り組んでいると考える。

今後はこれらを全学的に取り纏め、ひとつの社会連携・社会貢献の傘の下で点検・改善・向上させる仕組みを整えるための一歩として、「ICUxCommunity を考える会」発足が良い契機となることが期待される。インフォーマルで緩やかな情報交換を通して互いに理解を深め、運営ノウハウの共有をはかり、学内外等からの問い合わせや要望などに協力して対応を行える関係性を育むことで、今後の連携や新たな取組のアイディアの創出を目指す。各種取組の特徴を最大限に尊重しつつ、ICUらしい自由闊達な意見交換を通して信頼関係を深め、社会連携・社会貢献の大学全体としての体制へと発展させる。

また引き続き、三鷹市や松阪市に加え、包括連携協定は結んでいないが近隣である他自治体との交流を促進する。すでに実施している地域活動に関心の高い卒業生等との意見交換も継続し、対外的かつ客観的な意見を取り入れ、ニーズの把握に努めるとともに、取組の点検、評価を継続していく。

# 10. 大学運営・財務

## (1) 大学運営

### 1. 現状説明

点検・評価項目(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 評価の視点

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- ・学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目的の実現に向けた、透明かつ公正な管理運営や意思決定プロセスの継続的な見直し、教職員に対する研修の推進、適切な組織の編成、監査体制、財政基盤などに関する方針を定め、大学ウェブサイト上で学内外に広く周知している【資料10-1-1（ウェブ）】。

#### 管理運営に関する方針

1. 教育研究の充実および推進のため、関係法令及び学内諸規定に基づき、透明かつ校正な管理運営に努める。
2. 学長のリーダーシップのもと、意思決定プロセスを継続的に見直し、ガバナンス昨日の向上を目指す。
3. 教職員に対する研修を恒常的、計画的に推進し、教育研究機能、法人運営機能を強化する。
4. 教育研究上のニーズを適切な形で管理運営に反映するため、組織の編成と必要な教職員の配置を行なう。
5. 大学運営の適切性を担保するために監査体制を整備し、積極的な情報公開を行なう。
6. 教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画のもと、適切な予算管理と継続的な基金運用を行ない、財政基盤を確立する。

点検・評価項目(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

#### 評価の視点

- 適切な大学運営のための組織の整備
- 適切な危機管理対策の実施

### ○適切な大学運営のための組織の整備

大学運営に必要な組織およびその運営に必要な手続、権限の所在等は全て規程化され、全学内教職員が常時確認できるよう、「規程集」として整備され、学内公開されている【資料 10-1-2】。また教育研究組織、事務組織体制それぞれについて組織図を作成し、一般公開しているほか、大学法人全体の組織構成図も作成している【資料 3-4 (ウェブ)】【資料 10-1-3】。

### 学長の選任方法及び職務・権限

学長の選考は、「学長選任に関する規程」、「学長選任に関する規程施行細則」、「学長選任に関する規程施行細則内規」において定められ、厳正に行われている。まず、理事会は学長選任にあたり、「次期学長の使命」を明確にするため、5名以内の理事からなる理事会小委員会を置く。理事会小委員会は「次期学長の使命」を理事会に報告し、理事会は承認のうえ、これを公示する。次に理事会はこの使命を遂行するに相応しい学長候補者を広く探し求めるための学長候補者推薦委員会を置く。学長候補者推薦委員会は理事会小委員会の意見を徴し、審議のうえ、候補者の了解を得て3名以内を理事会に推薦する。理事会は推薦された候補者を検討し、ポール対象者を選定し、大学教職員の意見を問うためにポールを行う。ポールとは意向調査のための投票であり、この結果がそのまま採用されるわけではない。理事会はポールをあくまで参考の1つとして、学長候補者を選定し、これを評議員会に諮ったうえで議決、任命する【資料 10-1-4】【資料 10-1-5】【資料 10-1-6】。

学長の職務・権限は、寄附行為施行細則第6条、および学則第11条に規定されており、校務に関する最終決定権を有する【資料 2-12、第6条】【資料 1-7、第11条】。

### 役職者の選任方法と権限

学長のもとに、副学長（学務担当）、副学長（国際学術交流担当）、副学長（総務担当）、教養学部長、大学院部長、学生部長、事務局長、図書館長の役職を設け、職務や権限については学則、大学院学則および図書館規程で定めるとともに、選任方法はそれぞれの役職に対して規程を設けて定めている【資料 1-7、第11条】【資料 1-8、第9条】【資料 2-27】【資料 10-1-7、第3条】【資料 10-1-8】。

副学長（学務担当、国際学術交流担当、総務担当）は学長を補佐し、それぞれ学内における具体的な施策を学長に代わって実施する責任者となっている。

教養学部長は学務副学長を補佐し、教養学部の学務を統括する。また、教養学部長はアーツ・サイエンス学科長を兼ねており、各教員の所属長として、教育研究が適正に行われるよう管理する。大学院部長は学務副学長を補佐し、アーツ・サイエンス研究科長を兼ね、大学院における学務を統括する。学生部長は副学長を補佐し、本学の学生の厚生補導に関する業務を統轄、事務局長は副学長を補佐し本学の事務を掌理し統轄する。図書館長は基本的に専任とし、図書館を統括する。

### 学長による意思決定とそれに基づく執行体制等、教授会の役割

本学の教育研究に関する意思決定は、学則第14条、大学院学則第12条等に基づき、学

長を最終的な意思決定権者として位置づけている【資料 1-7、第 14 条】【資料 1-8、第 12 条】。

学部には教授会がおかれ、学則第 14 条および教授会規程第 6 条に基づき、教員の任免、学生の入学・卒業、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる。教授会における審議の効率化を図るために、教授会には教授会評議会がおかれ、教授会議案の事前審議機関として機能している【資料 1-7、第 14 条】【資料 4-65、第 6 条】。

大学院には大学院委員会がおかれ、大学院学則第 12 条に基づき、学生の入学・修了、学位の授与、教育課程の編成等の重要事項を審議し、学長に意見を述べる【資料 1-8、第 12 条】。

### 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

理事会については、「寄附行為」第 8 条により「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、本学における最終意思決定機関は理事会であることを規定している。学長については、寄附行為施行細則第 6 条に「学長は、大学を代表し、理事会の決議に従い大学の常務を処理する。」と定めている。このように寄附行為施行細則において、教学組織と法人組織、それぞれの権限と責任について明確化している【資料 1-4、第 8 条】【資料 2-12、第 6 条】【資料 10-1-9】。

また、寄附行為第 8 条第 14 項に基づき大学運営会議をおき、大学運営全般の処理および理事会への付議・報告事項について審議している。大学運営会議は、学長（議長）、副学長、総務理事、財務理事、事務局長によって構成されている。

### 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、入学時調査、入学後 3 学期を終了した 1 年生対象の 1 年次調査、第 3 学年への「学生学修意識調査」、卒業予定者に対する「卒業時調査」を実施し、出された意見や要望等を関係部署にフィードバックし、学生の意見を考慮した適切な大学運営を図っている【資料 2-23（ウェブ）】。また、毎学期実施している授業効果調査では、カリキュラムや時間帯・施設などの課題を把握し、カリキュラム全体の質の向上を目指している【資料 10-1-10（ウェブ）】。教員からは教授会や大学院委員会を通じて、職員からは職員会議あるいは部長会を通じて、意見を聴く機会を設けている。

### ○適切な危機管理対策の実施

危機管理対策については、学長を委員長とする大学危機管理委員会が中心となり、大規模な自然災害、重大な事故・事件、重篤な感染症等想定される危機の予防、発生した危機への対応に努めている【資料 10-1-11】。

2020 年の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、大学危機管理委員会のもとに、行政者（学長、副学長、教養学部長、大学院部長、学生部長、CTL センター長、図書館長代行、事務局長）とヘルスケアオフィスや寮担当の職員を加えた特別編成の委員会を設置し、定期的に会議を開催し、関連部署と連携して情報収集・集約を行い、本学独自で定めた行動指針（BCP）に基づいて対応を決定するほか、感染者の発生等不測の事態への対応の検討を行ってきた【資料 10-1-12】【資料 10-1-13】。

また学内における法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、公益通報に関する規程を整備、学内公開するとともに、コンプライアンス意識の啓蒙を目的とした研修を不定期で開催している【資料 10-1-14】。

そのほか、年々重大さが増しているサイバー攻撃や情報漏洩等への対策として、全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に数回実施している【資料 10-1-15】。

### 点検・評価項目(3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点

- ・ 予算執行プロセスの明確性及び透明性
- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

### 予算編成方針と予算レビュー

#### 予算編成方針の設定

予算編成においては、あらかじめ当該年度の大学全体の予算編成方針を策定する。各部署では、当該年度の予算編成方針及び中期事業計画を踏まえ、各部署の業務計画と予算額との費用対効果を十分精査したうえで、予算申請を行う方法をとっている。予算編成方針は、日英両語で発出し、毎年 10 月初めに予算申請に先立って開催する各部署の所属長を対象とした予算説明会において、財務理事が予算編成方針を、学長が中期事業計画を直接教職員に説明することで共有と徹底を図っている【資料 10-1-16】。

予算編成方針では、経常予算の削減と配分見直しの検討、施設整備・改修工事の十分な検討に基づく実施、積極的な収入増の展開、中期計画に基づく重点施策等の実施といった予算編成の原則に加え、経常予算については具体的な削減目標を提示する。経常予算の削減目標は、ここ数年、各部署予算の過去実績額、前年度予算額又は実績見込額を精査したうえで最大限の削減を実施することとしている。

#### 予算申請・予算レビュー

予算申請時には、各部署に、所定様式による詳細な「積算内訳」を作成して予算申請書とともに提出することを義務付けている。積算内訳には、予算申請額を業務種類別・勘定科目別に記載し、過去 3 年間の実績額や当年度の実績見込額、予算申請額の前年度予算比、当年度実績見込比、また予算積算根拠、増減理由等を明記する。各部署が積算内訳を作成して自部署予算の分析を行い、その必要性や効果等を検証するとともに、予算精査時には、予算の妥当性を客観的に判断する資料として活用している【資料 10-1-17】。

予算提出後には、各部の部長が学長、財務理事、総務理事、事務局長に対し当該年度の自部署予算の詳細を説明する「予算レビュー」を実施している。積算内訳に基づく各部長からの説明と質疑応答により、経費の妥当性の検証や、経常経費の削減状況、業務合理化の進捗状況等を確認し、予算の適正性を判断する機会としている。

このように作成された予算案は、当該年度予算の特徴や前年度比較等について説明した資料をもとに大学運営会議に諮った上で、定期評議員会・理事会で最終承認を得ている。

## 経常予算と特別予算、学長特別予算

予算は、効果的、効率的な予算立案のため、業務別予算管理に加え、「特別予算」と「経常予算」に区分する構造となっている。特別予算は、中期計画にある重点施策等実施のため当該年度に限り特別に措置する予算、経常予算は、特別予算以外の経常的に使用する予算としている。特別予算は、申請部署が特別予算申請書をもとに、その実施内容、必要性、効果等について、予算レビューにおいてプレゼンテーションを行い、審査のうえ採否を決定する。

また、予算編成時には想定していなかった期中に発生した案件について、当年度に実施・対応することが適切かつ効果的であると大学が判断した場合に、予算面での機動的な対応を可能にするため、あらかじめ使途を特定しない「学長特別予算」を設定している。期中に予算措置を希望する場合には、事務局長宛に「学長特別予算申請書」を申請し、その事業の必要性・緊急性、及びその費用の妥当性が大学運営会議で承認された案件に対し、各部署に予算が増額される仕組みとなっている。

## 予算執行と実績検証

予算執行は、ポータルサイトに掲載された予算執行マニュアル、予算執行入力マニュアル、支出科目説明書等、各種取扱要領に従い、部署ごとに出金伝票を作成し、所属長の承認を得た後、財務グループに提出する。財務グループで、出金伝票と必要な証憑の突合、勘定科目や教育研究／管理経費区分、消費税区分や諸手続きの妥当性等を確認した後、財務グループ長承認のもと予算が執行される。特に100万円以上の予算を執行する際には、「大規模な発注案件に係る承認プロセス」に基づき、あらかじめ所定の会議体、稟議又は予算執行事前申請による事前承認を義務付けており、見積り合わせの状況等について適切に行われているかどうかを確認している【資料10-1-18】。

予算執行時における透明性の確保として、監査法人による監査（期中2回、期末1回）を実施している。ITを含む内部統制の運用状況については、主として期中監査において関連部署に対する質問や資料の閲覧などを通して、確認を受けることとしている【資料10-1-19】。

決算時には、学納金、補助金、寄付金、人件費、物件費等、項目ごとに前年度比較においてその増減理由を詳細に分析のうえ、実績検証を行う。検証結果については、資料をもとに定期評議員会・理事会で説明している【資料10-1-20】。

**点検・評価項目(4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

評価の視点

・大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

事務組織は、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう、編成されているか。

本学における教育・研究活動を円滑に支援し、また効果的に業務を進めるため、事務組織や職制を「事務組織、事務分掌及び職務権限基準規程」において定めており、それぞれの部署において必要な職員（専任職員、嘱託・派遣職員、パートタイム職員等）を配置している。大学における業務内容は多様化・複雑化してきており、硬直した事務組織では迅速に対応することができないため、常に必要な見直しを行っており、部署の統合・再編成を行い、一つの部の裁量範囲を拡大するなど、機動性の高い組織の構築を行っている【資料 10-1-21】【資料 10-1-22（ウェブ）】。

過去数年間において実施した事務組織再編は以下のとおりである。

まず、これまで異なる部（行政事務部及び総務部）において担当していた学校法人運営業務（理事会関連業務）と大学運営業務（学長支援業務）とを同一部署において担当することにより、常務理事と学長並びに副学長とを1つの部署において支援する体制を構築した。さらに、アドミッションズ・センターにおいて担当していた入試広報業務を大学広報業務と集約する形として、新たに広報戦略室を設置することにより、広報部門の業務を一元化した。加えて、国際交流プログラム、サービス・ラーニング・プログラムや日本語・日本研究サマープログラム、そして海外からの研究者受け入れを担当する国際連携部を設けたこと、人事・財務部を設けることにより、予算決算上における人件費の取り扱いのように、人事及び財務の各担当が協調して業務を推進するようにしたことなど、業務に親和性が高い部門における部署の統合を実施した。

また、Moodle や Google Classroom のような ICT を活用して学修支援を行う学修・教育センターと IT センター、ならびに、図書館と研究戦略支援センターについては、1人の部長がそれぞれの部門を統括することとし、業務全体を俯瞰した上で指示を行う体制とした。

上記の他、データに基づいた意思決定と、大学構成員や社会に対し、広く積極的に情報公開を行う文化を醸成することを目的として 2014 年 12 月に設置した IR オフィスにおいては、業務を担当する室員を増員し、データ取扱要領やデータ公開の基本方針の制定、職員に対する研修の実施など、教育研究活動を支援する体制を拡充した。

### 職員の採用、昇任等の人事は、どのように行われているか。

事務組織を適切に機能させるため、本学では一般職員人事委員会を設け、一般職員の異動や人事計画などを審議しているが、2023 年 4 月からは理事となっていた事務局長を委員長とすることや、大学運営会議の構成員であった常務理事が委員会へ加わる体制へと変更し、職員人事を大学運営全般のひとつの重要事項として検討することとした【資料 10-1-23】。

また、本学が職員を採用する際には、本学が理念として掲げる ICU の 3 つの使命に対していかに貢献できるか確認することに加え、グローバル化に対応するため、高度な英語運用能力のみならず、海外留学や在外経験を求めている。この結果、本学では、国際化に対応しうる職員が多く在籍しており、2023 年 5 月時点で、TOEIC800 点相当の英語運用能力を有する専任職員の割合は、全体のうち約 2/3（65.1%）を占める。国際交流担当部門にのみそのような職員を集約させるのではなく、各部署に配置することにより、教学部門だけではなく管理部門等も含め、国際化への対応が全学的に可能な体制となっている。

【資料 4-30、p.6】。

**職員に対する業務評価や、それに基づく処遇改善は、どのように行われているか。**

職員の処遇に関しては、「専任一般職員人事考課に関する取扱内規」に基づく職員人事考課制度を導入している。これは、年度における大学の事業計画を踏まえ、各部署における業務目標を作成しており、それぞれの職員が期初においてこの業務目標に沿う形で、各自の目標を立てることを求めている。期中においては、自己申告書作成の機会を提供し、職員が希望する業務内容の確認を行う中で、所属長との面談の機会を提供している。また、年度末には、目標の達成度や貢献度に基づき、各考課者である所属長が総合評価により業務評価を行い、一般職員人事委員会において最終的な判断を行うこととしている。この人事考課制度は、毎年の賞与の一部として、職員の処遇へ反映させることのみを目的としているものではなく、職員を育成する仕組みとして捉えており、考課者に対しては、考課を受ける者へ単に結果を伝えるだけではなく、良い点や努力を要する点を含めフィードバックすることを求めている【資料 10-1-24】。

**多様化、専門化する課題に対応するために、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置等について、どのように配慮されているか。**

多様化、専門化する課題に対応するための専門的な知識及び技能を有する職員の育成や配置等については、後述の職員研修制度を通して、職員の育成を行っている。

**大学運営において、教員と職員はどのように協働しているか。**

学部・研究科の事務をつかさどる学務部や学生支援を担当する学生サービス部、学修・教育センターや研究戦略支援センター等の各センターには、その事務を担う事務部局を配置し、教員が務める部長・センター長や各委員と職員が連携して運営に携わっている。各部局の活動報告や重要事項を協議する部長会（毎月 1 回開催）には学長が同席し、学長と各部局の部長との意見交換を定期的に行っている。また、中期計画の策定等も教職協働で行っている。

**点検・評価項目 (5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

評価の視点

・大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

**大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、どのようなスタッフ・ディベロップメント (SD) 活動が組織的に実施されているか。**

教員の大学運営に関する資質向上を図るために、多くの教員が出席する教授会前の時間を活用して、大学運営に関するセミナーを実施している。具体的な例として、2019 年 6 月に総務理事による講演「ICU 創成の歴史を訪ねて」を行い、大学の創立の背景や献学

の理念に関する知識向上を目指した。また、2020年には大学の財務状況の理解を深めるために財務理事によるセミナーを実施した。欠席の教員に対しては、資料を共有するとともに、学内ポータルサイトで当日の動画を閲覧できるようにしている【資料 10-1-25】【資料 10-1-26】。

事務職員の意欲や資質の向上に関する取組としては、本学における職員に対する研修方針として、「一般職員研修規程」に加えて、「スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する方針」を2018年2月に制定し、(1) 職員の主体性や課題解決能力の涵養、(2) 職員の高度化に向けた様々な研修プログラムを導入している【資料 10-1-27】【資料 6-14（ウェブ）】。例示すると、(1) については、若手職員を中心として構成し、組織内における課題解決を目標とした業務改善プロジェクト、学生の語学能力と異文化コミュニケーション向上を目標として設置された Language Buddies/Tables プロジェクト（国際交流担当部署だけではなく、部署横断型の職員参加プログラム）、私立大学連盟が実施する各種研修（キャリア・ディベロップメント研修、アドミニストレータ研修など）などが挙げられる。(2) については、学長、副学長による職員に対する高等教育に関する各種講演会、IR（一部上智大学様と共催）やコンプライアンスに関する研修会（多摩アカデミックコンソーシアム加盟大学と共同実施）などが挙げられる。

さらに、グローバル化対応として、学外機関による英語・グローバル化研修への派遣や、在外研修として、NAFSA 年次総会や協定校において実施される職員国際化プログラムへの派遣（スウェーデンのリンネ大学、オランダマーストリヒト大学など）を行っている【資料 10-1-28】。

これらの大学として実施する研修制度に加え、職員自身が業務上必要と考える知識や学位（国内外の諸機関が主催する研修、講座等を受講する場合や、大学、専修学校に在籍し、修学する場合）を含む資格の修得を目指す自己啓発支援制度を導入している。

この他、職員のワークライフバランスの向上を目指し、これまでの育児休業制度（子供が3歳となるまで育児休業が可能）や介護休業制度（最長半年間可能）に加え、コロナ禍を通して試験的に実施した在宅勤務制度・時差出勤制度を正式に導入した。職員が働きやすい環境を構築していることもあり、育児や介護を理由とした職員の離職は皆無である。加えて、性差に基づく登用は行っておらず、女性の管理職割合は約 2/3 となっており、育児休業から復帰した職員が管理職に戻るケースもある【資料 10-1-29（ウェブ）】。

**点検・評価項目 (6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点

- ・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- ・監査プロセスの適切性
- ・点検・評価結果に基づく改善・向上

・適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

大学運営の適切性についての点検・評価は、事務局長と総務部等を中心に、各部署から

提出される事業計画・事業報告をもとに定期的を実施している。改善が必要な際は、事務局長が提案書を作成し、大学運営会議および幹部会で審議する【資料 2-25 (ウェブ)】【資料 2-26 (ウェブ)】。

また、事務組織の適切性については事務局長と人事部長とで適宜検討しており、大学全体の職員数等を勘案し、必要に応じて見直している。「2021～2025 年度中期計画」の重要項目として事務組織が取り上げられたことに伴い、2021 年度からは事務組織に関する事業計画を毎年作成し、2025 年度を目標に事務組織の改革に取り組んでいる。一方、新たに策定された施設整備計画において、事務スペースの拡充（移設）が見込まれることから、2019 年に事務機能配置検討小委員会（委員長：事務局長）を立ち上げ、事務オフィスの再配置について検討を重ねた。その後、建物の改修計画の変更に伴い、事務オフィスの配置を部長会で再検討し、新たな提案書を作成した【資料 10-1-30】。

### ・監査プロセスの適切性

監査については、監事、監査法人および監査室による監査を実施している。

監事は、「寄附行為」第 11 条、「監事監査規程」に基づき、本法人の業務監査（教学監査を含む）、および財務監査を行い、監査結果については監査報告書を作成し、理事会と評議員会で報告しているほか、大学ウェブサイトを通じ学内外にも公開されている【資料 2-35 (ウェブ)】【資料 10-1-31】。また、定期的に監査室と意見交換の場を設け、大学運営に関する情報共有に努めている【資料 1-4、第 11 条】【資料 10-1-32】。

監査法人による監査は、監査法人が作成する年間監査スケジュールに基づき、期中及び期末監査が実施されると同時に、その結果については報告会が開かれている【資料 10-1-33】。

監査室による監査は、「内部監査規程」に基づき、大学運営の体制整備と運用状況を監査し、監査結果については内部監査報告書として取りまとめ、大学運営会議で説明した後、理事会で報告している。また、監査結果に改善事項がある場合は、事務局長等に改善案等を提言し、改善状況についても継続的に確認しているほか、監査結果は監事とも共有している【資料 10-1-32】。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上の取組を行っている判断できる。

## 2. 長所・特色

本学は、大学運営において、理事会と教職員が協働で取り組む体制が整っている。例えば、学長選考時に行う「次期学長の使命」を決める際に、理事会小委員会は教職員からの意見を重要視し、教職員との意見交換の場を設けている。また、毎月開催している全職員対象の職員ミーティングにおいて、随時、学長や常務理事から大学運営に関する情報提供があり、大学運営に参画しているという職員の意識の醸成につながっている。

また大学経営を担う職員を育成するために、職員の高度化に積極的に取り組んでいる。採用時において設けている高い基準（TOEIC700 点相当が望ましい）や、2014 年度に採択されたスーパーグローバル大学創成支援事業による取組の結果、高い英語運用能力を有する職員の割合を維持し、全学的にバイリンガル対応できる体制が整備できている【資料

4-30、p.6】。また、「一般職員研修規程」に基づく自己啓発支援制度を利用し、業務の専門性向上のため、資格や学位を取得する職員が増えており、修士号を取得している職員も全体の約 20%を占めている。これまでいわゆる専門職とされていた図書館や IT 分野に加えて、教員と協働して業務に携わる IR や FD を推進する職員などが各分野における職員についても、修士号を保有する職員を配置している。

### 3. 問題点

事務組織上の課題としては、全学的な企画立案を担う事務組織の不在が挙げられる。私学法や大学設置基準の改正等に伴い、大学として必要とする方策を職員主導で検討できる体制を構築するとともに、分野の垣根を超え、大学全般を俯瞰した上で、企画・立案できる職員の育成が求められる。

### 4. 全体のまとめ

本学は、「2021～2025 年度中期計画」と単年度の事業計画に基づき、大学を運営している。会議や説明会を通じて構成員全員に諸計画を周知し、推進・検証体制を構築している。役職者の体制、役割、権限については諸規程に定め、内部質保証の PDCA サイクルを実施する仕組みを整えている。予算編成と執行、人事配置も適切に行われている。監査も適切に行い、指摘事項への対応の進捗を定期的にフォローアップすることで改善に結びつけている。

今後も、大学を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、「明日の大学」として、教職員の資質向上および組織整備にさらに取り組んでいく。

# 10. 管理運営・財務

## (2) 財務

### 1. 現状説明

点検・評価項目(1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

・大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

#### 本学の財政構造

本学教育の特徴である少人数・対話型、日英両語、学期完結型3学期制による教育は、構造的に高コストであり、学費水準は他大学に比して高くならざるを得ない。緑あふれる広大なキャンパスは、2022年11月に竣工したトロイヤー記念アーツ・サイエンス館や本館等の教室棟、体育館などの教育施設のみならず、同キャンパス内に複数の学生寮や教員住宅を有しており、これらも本学の特色ある教育に欠くことのできない重要な要素となっている。広大なキャンパス敷地とこれら施設の維持管理や環境整備に係る財政的な負担は大きく、これらのコストを全て学費に転嫁することは困難であり、本学の事業活動収支における教育活動収支は経常的に支出超過となる傾向にある【大学基礎データ表 9】。この教育活動収支で生じた支出超過を、法人が持つ基金や特定資産（以下、基金という。）の運用益で補填する財政構造となっている（後述の「資金収支均衡維持」：基金の過去10年間の実質平均収益率を基に学校会計へ繰り入れる仕組みに基づく）。

#### 大学教育研究予算の収支均衡から資金収支の均衡維持へ

##### 大学教育研究予算の収支均衡（2013～2018年度）

本学特有の財政構造を踏まえつつ、持続可能な大学財政を構築するため、2013年度から管理会計の枠組みとして「大学教育研究予算」を導入した。

大学教育研究予算は、当時新規に建設した建物（櫛寮・银杏寮・櫛寮及び大学食堂・ダイアログハウス棟）に関連する収入及び支出、基金運用に関連する収入及び支出を除いて、それ以外の大学の教育研究に係る収入及び支出において事業活動収支の均衡を図ることを目標として、管理会計上の予算管理を行うものである。なお、大学教育研究予算の枠組みは、2015年度大学会計基準の改正による計算書類変更の影響等により、基金運用収支と施設整備関連支出（新規建物及び大規模工事費用、借入金等利息）等を理事会予算として分離し、それ以外を大学教育研究予算とする形に修正が加えられた。

予算編成にあたっては、理事会は大学教育研究予算の予算枠（収支差額）をあらかじめ

大学に提示する。学長は自らのリーダーシップのもと、提示された予算枠内で大学を運営し、業務の効率化や経費管理の強化による支出抑制に加え、競争的外部資金の獲得やアドヴァンスメントの仕組み構築などによる積極的な収入増加策を合わせて実施することで、大学の教育研究予算の収支均衡を図る。「2020年度までの中期計画」（2014年6月理事会承認）では、財政基盤を強化し、2020年度までに大学教育研究予算の収支均衡を実現することを目標として掲げている【資料10-2-1、p.6】。

管理会計である大学教育研究予算を2013年に導入してから徐々に収支差額の支出超過を縮小し、2018年度決算において大学教育研究予算の収支差額は、開始当初10億円超の支出超過から5千万円の支出超過にまで減少した。2020年度を待たず大学教育研究予算の収支均衡はほぼ達成した【資料10-2-2】。

### 資金収支の均衡維持（2019年度～）

前述のとおり2018年度決算において大学教育研究予算の収支均衡はほぼ達成した。しかし大学教育研究予算は、大学に係る収入及び支出の一部を抽出した管理会計の仕組みであり、それ以外の収入及び支出（「理事会予算」として区分）については支出超過となっている状況では大学全体として収支が均衡しているとは言い難い。大学教育研究予算の収支均衡という目標を達成したことを評価したうえで、2018年度をもって大学教育研究予算による管理会計の仕組みは役割を終え、以降は大学教育研究予算と理事会予算を統合して包括的に管理する方針に舵を切った。

本学の財政は、教育活動の支出超過を基金の運用益で補填する財政構造となっているが、金融危機から10年が経ち基金運用収入が安定化してきたことから、2019年度予算編成から資金収支の均衡維持のため、基金の過去10年間の実質平均収益率を基に学校会計への繰上上限額をあらかじめ設定し、その範囲内で予算編成を行う方針に変更した【資料10-2-3】【資料10-2-4】。

### 施設整備計画を見据えた中期財政計画の策定

資金収支の均衡維持及び今後の施設整備計画を踏まえ、学費改定案の検討を含んだ「大学部門中期財政計画・施設整備計画を踏まえた学費改定の検討」が、2020年10月に理事会に提案され承認を得た【資料10-2-5】。

三鷹キャンパスの施設設備の多くは入学から70年を経て更新時期を迎えている。新館（トロイヤー記念アーツ・サイエンス館）の建設、理学館・本館・ディップフェンドルフアー記念館東棟等の大規模改修、全学の集中型空調設備の個別空調化改修などをはじめとして、施設の老朽化への対応のため2021年度以降大規模な施設整備を計画しており、これらプロジェクトに係る財政的な負担は不可避である。中期財政計画では、大規模な施設整備計画を踏まえ、学費の改定を施設の利便性が大幅に向上する2025年以降の3年間に集中して行うことで、初期の受益者も含めた公平な負担を図ることとした。加えて、要する施設整備費用は、基金の残高維持のため、基金からの運用益のみで補填するのではなく、長期固定の借入による資金調達により平準化する。これらを基に資金収支が均衡するよう収入、支出、投資を計画する方針を示した。

「2021～2025年度中期計画・リベラルアーツの社会実装へ向けて」（2021年1月理事会承

認)では、施設整備計画を踏まえ、収入面では外部資金の調達強化と教職員の意識向上、寄付金の募集対象拡大と体制構築、基金運用の収益率向上、学生の世代間公平性に配慮した学費の改定、支出面では経費の削減・抑制、施設整備では既存設備の活用と相見積もりによる支出抑制、長期固定の借入による資金調達、人件費及び物件費の物価変動の影響を除き実質的な現状維持を今後の財政運営の基本方針としている【資料 1-15 (ウェブ)】。

### 基金運用方針

本学の財政を支える基金は、本学の少人数教育を支える収益獲得を長期的に目指しつつ、大学予算への繰入計画を勘案したリスク管理体制の下、資産を短期投資枠(5年以内の繰入額を想定)、中期投資枠(6~10年以内の繰入額を想定)、長期投資枠(10年以上繰入の想定なし)に区別し、それぞれ、低リスク、中リスク、高リスクの幅広い金融商品を可能な限り小口細分化させ分散投資を行う方針としている【資料 10-2-6】。

### 点検・評価項目(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

#### 評価の視点

- ・大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
- ・教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- ・安定した財政基盤確保のための特長的な取組

### 学校法人及び大学の財政状況

#### 事業活動収支の動向(5ヵ年連続財務計算書類、事業活動収支計算書(法人全体・大学部門))

本学の特徴的な財政構造に起因して、教育活動収支差額は必然的にマイナスとなるが、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は、基金運用益の増減に伴う教育活動外収入の増減で、大きく変動する傾向にある。

学生数は学部と大学院を合わせて3,100人前後で推移・安定しており大きな変動はないが、2020および2021年度はコロナ禍により外国人学生の受入人数が大きく減少し、学納金収入の減少をもたらした。寄付金は、奨学金、建物建設などへの寄付強化により増加傾向であり、補助金は、経常費補助金が漸減する中、施設整備補助金の積極的な獲得等により、一定水準を維持している。コロナ禍の影響により、学生寮寮費や施設使用料(付随事業収入及び雑収入)が一時的に減少したが、教育活動が日常に戻るにつれて漸次回復している。

受取利息・配当金は、2018年度は市場環境悪化の影響により若干低調となったが、それ以降は好調な運用状況により大きな運用益を計上している。那須キャンパスでの太陽光発電事業による収益事業収入は、売電収入による収益を安定的に大学会計へ繰り入れ、奨学金の原資として活用している。

人件費は大きな変動なく一定水準を保っているが、教育研究経費及び管理経費は、

2020・2021 年度にコロナ禍の影響で一時的に低水準となったことを除けば、増加傾向にある。教育の IT 化に伴う設備整備、老朽化施設の改修、新教育施設建設に係る経費やランニングコストの増加に加え、2022 年度は光熱水費の大幅な増加が支出を押し上げた。また減価償却額は、ここ数年の施設整備計画に基づく新規建物建設や老朽化した施設設備の大規模改修に伴い、増加傾向となっている。

これらの施設建設や大規模改修工事は、中期計画に基づき長期固定の借入により資金調達しているため、施設整備計画の進捗に従い、借入金等利息支出が年々増加している【資料 10-2-7】【資料 10-2-8】【資料 10-2-9】。

#### 資金収支の動向（5 ヶ年連続財務計算書類、資金収支計算書（法人全体・大学部門））

事業活動収支における状況に加え、施設整備計画の実施に伴い、施設関連支出、設備関連支出が増加している。これらに係る資金は長期固定の借入により調達する方針により、借入金等収入及び借入金等返済支出が増加している。

また、その他の収入では、基金の過去 10 年間の実質平均収益率を基に学校会計への繰入上限額をあらかじめ設定しその範囲内で予算編成を行う方針に従って、各年度設定した上限額の範囲内で施設整備特定資産及び教育環境整備特定資産を取り崩して必要額を繰り入れている。

#### 貸借対照表の動向（5 ヶ年連続財務計算書類、貸借対照表）

数年にわたる施設整備計画の進捗により、固定資産のうち建物、備品、建設仮勘定の増加が顕著である。同様の要因により借入金による負債の増加が著しく、反対に基本金は借入による資産取得により要組入額が増加する一方で、各年度の基本金組入額は平準化されている。借入金以外の施設整備費用に充当するため施設整備特定資産の残高は漸減しているが、基金運用益を教育研究整備特定資産に繰り入れていることで、特定資産の合計残高は増加している。

#### 財務基盤の状況

事業活動収支計算書関係比率では、全般的に、経常収入及び事業活動収入に対する割合を示す比率において、2019 年度以降の好調な基金運用状況を受け、他大学平均と比べ良好な状態を維持している。

補助金比率及び経常補助金比率は、経常収入及び事業活動収入が大きくなった影響で、補助金額全体に大きな変化はないものの、比率が低下する結果となっている。寄付金比率及び経常寄付金比率は基本的に高水準であるが、同様の影響を受けつつも 2022 年度はさらに割合を高めており、募金活動を強化してきた成果と言える。人件費比率は基金運用益による収入増の影響を受けて下がる傾向にあるが、基金運用益の影響を受けない人件費依存率では本学の特徴である少人数・対話型教育に起因して高水準にある。経常的に教育研究経費比率が低く、管理経費比率が高い傾向にあるが、本学の教育に欠くことのできないキャンパス内の複数の学生寮や教員住宅、広大なキャンパス維持に係る諸経費の一部は、管理経費として計上されることが教育研究経費比率を下げ管理経費比率を押し上げる要因の一つとなっている。また、中期財政計画を反映して借入金等利息比率が高くなっており、

今後も上昇傾向となる見通しである。

貸借対照表関係比率においては、本学財政を支えている特定資産の存在と施設整備計画に伴う借入金による負債の増加が比率に影響を及ぼしており、特定資産比率は経常的に高く、総負債比率及び負債比率は比較的高くかつ年々増加していることが顕著に見て取れる。純資産構成比率は、借入金により未組入額が増加することにより比率は減少傾向にある。同様の事由により基本金比率は、基本金組入額の増加が緩やかになり低い比率で推移している。流動資産比率、流動比率及び前受金保有率は他大学に比べ低い水準で推移しているが、特定資産の保有により現金預金の保有額が少なくなっていることによる。

#### ・安定した財政基盤確保のための特長的な取組

##### 寄付金比率向上のための募金活動

募金活動の成果として、寄付者の裾野を広げるための取組（創立記念日にあわせた募金キャンペーンやクラウドファンディング等）、社会情勢を踏まえた取組（相続・遺贈セミナー開催や被災学生支援（ウクライナ学生支援含）募金強化）、大学の理念を共有できる企業へのアプローチ等を展開し、2022年度は過去最高額となる 342,448 千円の寄付に繋がった。

募金業務を掌るアドヴァンスメント・オフィスが広報戦略室の中に位置づけられ、大学広報との連携が強化されたことで、寄付者及び寄付者となりうる層へ最新の大学情報の提供や寄付成果のフィードバックを継続し、大学への共感を得ることで寄付への関心を高め、新たな寄付に繋げるという一連のサイクルの効果的運営が可能になった。2023年度に初の試みとして実施した、ウクライナ学生支援のためのクラウドファンディングにおいて、セカンドゴールとして定めた 1000 万円を達成することができたのも大学広報との連携による成果の一例と言える【資料 10-2-10（ウェブ）】。

また、奨学金の拡充を目的に、保有する基金の一部(約 80 億円)を奨学金専用のファンド「Pay Forward 基金」とし、これに寄付金も組み入れ、10年後の 2033年には 100 億円規模の基金とすることを目指し募金活動に取り組んでいる【資料 10-2-11（ウェブ）】。

募金活動については、高額ご寄付者や企業、財団への働きかけを丁寧に行うことが確実に成果につながるため、更なる体制強化が寄付金率向上に資すると思料する。

##### 基金運用

本学の財政を支える基金は、1975年にキャンパスの一部を東京都へ公園用地として売却した代金をもとに設定されたもので、この運用益により本学の教育活動収支のマイナスを補填している。2022年度末の基金残高は、簿価ベースで454億円（時価ベースでは593億円）であり、14億円を大学会計へ繰り入れた【資料 10-2-12】【資料 10-2-13】。この基金は、前述のとおり、資産を短期投資枠、中期投資枠、長期投資枠に区分し、それぞれ、低リスク、中リスク、高リスクの幅広い金融商品に分散投資して収益を獲得することで、本学の財政基盤を安定的に支えている。

前述のとおり、本学の特徴的な財政構造に起因して、他大学と比較して学納金収入に対する人件費依存率が高い状態にあり、物件費は老朽化施設の改修や物価高騰等を受け増加傾向にある。安定的な財政基盤を確保するためには、可能な範囲で支出を抑制する必要が

あり、(1)大学運営 1.(3)①予算編成方針の設定においても示したとおり、中期事業計画を踏まえ、各部署の業務計画と予算額との費用対効果を十分精査したうえで、予算を策定している。

しかしながら、支出の抑制には限度があり、教育活動収支差額は必然的にマイナスであるが、基金の過去 10 年間の実質平均収益率を基に学校会計への繰入上限額をあらかじめ設定し、その範囲内で予算編成を行う方針を取ることで、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財務基盤を確立している。

## 2. 長所・特色

特定資産構成比率の高い数値が示しているように、本学は第 3 号基本金引当特定資産、施設整備特定資産及び教育環境整備特定資産で構成される多額の基金を有している。これを適切かつ計画的に管理・運用しその運用益を大学の教育研究に還元していく構造は、本学財政の最大の特長と言える。この特長を活かし、資金収支の均衡維持を重視した本学の財政運営は、単年度の収支だけに左右されず、中長期的に安定した持続可能な大学財政を見据えたものとなっている。

## 3. 問題点

本学の教育活動収支は経常的に支出超過となる傾向にあり、この支出超過を基金運用益で補填する財政構造を踏まえて中期計画は策定・実行されている。しかしながら特定資産は有限の財産であり、想定を大きく超える収入の減少や費用の増加は、特定資産を細らせ大学財政の悪化を招きかねない。中期計画の今後の財政運営の基本方針にもあるとおり、収入増施策とともに、物件費を継続して削減・抑制し、動向を注視する必要がある。2022 年度から顕著となっている物価高騰の今後の動向も無視できない問題である。

## 4. 全体のまとめ

大学教育研究予算という管理会計の枠組みを設定して事業活動収支の収支均衡を図る方針から、基金からの繰入額をあらかじめ設定しその範囲内で予算編成を行い資金収支の均衡維持を図る方針へと変化しながら、本学の財政構造を踏まえた持続可能な大学財政を構築するための方策は、着実に成果を上げてきた。

中期計画に基づく大規模な施設整備計画は、2021 年度ディッフエンドルファー記念館東棟の改修、2022 年度トロイヤー記念アーツ・サイエンス館の建設、2023 年度に進行中の理学館の改修、建物毎に順次実施している個別空調化改修など、計画に従い着実に進行している。これに伴い、2025 年度から 3 年間に分散した教養学部学費の計画的な改定は、2026 年度まではすでに決定しており、2027 年度学費については 2023 年度中に改定を決定する予定である。

他大学に比して高額となる学費は、一方で給付型奨学金をさらに充実させ、経済状況に係わらず多種多様な学生が本学のリベラルアーツ教育を享受できるための新たな奨学金制度を 2024 年度から導入予定である。

近年、本学が有する基金の運用状況は好調であり、これら計画の実現を安定的に後押ししている。今後の新たな取組への投資も鑑み、スクラップアンドビルドを基本とした既存

業務の整理が必要であるとの認識のもと、新施設の建設に伴うランニングコストの増加等も注視しつつ、資金収支の均衡維持を堅持する。

# 終章

---

## 1. 理念・目的・教育目標を大学全体でどのように共有し、その実現をどこまで達成しているか

本学は、序章にも記した通り、あらゆる局面において「神と人ともに奉仕する」ことを行動の原則としている。その理念を実現するために開学以来保持している教育・研究機関としてのあり方の方針は、「キリスト教精神を基盤とする国際水準の小規模リベラルアーツ大学」と規定することができる。また、大学の社会的な責務として、あらゆるレベルにおける平和構築に寄与できる人材の育成を目指している。こうした理念についての理解は、設置者である理事会から個々の教職員、学生に至るまで、基本的に全学で共有されるシステムを整えている。

本学の特徴は、この共有された理念が具体的な姿を取ろうとすると、すなわち、個々の施策や制度設計・変更が計画され実行される段階において、職階上の上位にある者による教条的な押し付けを排した、異論や反論を含む意見の自由な表明と議論を通じて行うことを優先するという点にある。

国際性への使命 (I)、キリスト教への使命 (C)、学問への使命 (U) という共有されたミッションは、自由、民主主義、世界人権宣言に基づく個々の人間の権利という、政治的・倫理的なシステム・条件・理念の尊重に立脚しつつ、「対話」(Dialogue)、「多様性」(Diversity)、「批判的思考」(Critical Thinking) を通じて、授業、研究と研究指導、会議、業務、学生のサークル活動、オープンキャンパスを含む広報活動、といったあらゆる活動において、常に活性化されているという形で実現している。

「序章」に記したように、本学は総合性と専門性を兼ね備えたりバラルアーツ教育を開学以来実践してきた。その「アーツサイエンス」の特徴を教育研究の日常の場で体現する施設として、ラボ、教室、研究室、研究所を収容する「トロイヤー記念アーツ・サイエンス館」を新設し、2023年4月から使用を開始した。

## 2. 優先的に取り組むべき課題

日本では今後少子化に伴って大学入学者数の減少が予想されている。とくに学部教育において、本学は、現在でも一般入試での受験生の減少が続いているが、国内外から、日英バイリンガル環境のなかで、グローバルな視野を備えて社会に貢献する人として主体的に学ぶ、本学の理念に合致した意欲を持つ質の高い学生をいかに確保するのが最も重要な課題の一つである。

また、授業料が日本の他大学と比較して高めに設定されている本学では、学生の社会的・経済的条件が均一化する恐れがあり、また出身地域も首都圏に偏る傾向が見られる。学生の社会的多様性、国内外における出身国・地域の多様性を確保するために、新たな奨学金を創設し、既存の奨学金の拡大と充実を計ることも課題である。

2023年度に10年間の事業が終了する、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援事業」のあと、その成果をどのように継承するのも課題である。成果のあがったプロジ

エクトの継続と、一定の成果を見た上で終了するプロジェクトの見極めを行う必要がある。これは、本学におけるその他の事業についても言えることであり、財政基盤の安定化と健全な財務のためにも、各種プログラム・事業等の自己点検・評価、改善を効果的に実施する体制を整え実行しなければならない。

それに加えて、本学の特徴を活かした新しいヴィジョンを打ち出し、実現していくことも課題である。そのためにも、企画立案する部署を立ち上げることは検討すべき重要な課題である。並行して、教職協働による大胆かつ創造的な教学・研究活動の推進を図ることも重要となる。

また、生成 AI の出現を好例とする、情報科学技術の進歩をどのように活かしていくのかも課題である。その際、時代の要請に呼応して理工系の学科を新設するといった対応ではなく（真のリベラルアーツ教育を行っている本学ではそのような対応は自らの理念に反することでもある）、「知性とは何か」といった根本的な問題の検討も含め、情報科学メジャーを擁するリベラルアーツらしい総合的なアプローチを実践しなくてはならない。

21 世紀において、高等教育機関である本学が、社会で果たすべき役割を認識し、初等中等教育機関、地域社会、自治体との連携を一層深めていくことは今後の大きな課題の一つである。そのためには、言うまでもないことだが、健全な財政の維持・確保が極めて重要な課題である。政府による経常費補助費が年々減額されるなか、自立性を高める方策の策定が必要となる。

### 3. 今後の展望

環境、開発、経済、流通といった課題がグローバル化する一方で、地域間、国家間、民族間の抗争もまた先鋭化するという複雑な時代の中にあって、高等教育は、他者へ開かれた、人間的な信頼に基づいて活躍できる人材を、未来の社会のために育む責務を持つ。そのためには、何よりも、そのような理念の実現に応える資質を持つ学生の確保が必要であり、本学での学びに相応しい学生の評価と受け入れの体制を不断に充実させていくことになるだろう。

2023 年に、本学は環境省の定める「30by30」の自然共生サイトに認定された【資料 10-2-14 (Web)】。キャンパスの自然環境は、大学の中に閉じているのではなく、社会全体のコンテキストにおいて重要な役割を果たしている。そのような環境の中で、生態系、農業、食といった課題を含め、人文科学・社会科学・自然科学にまたがる現代の諸問題に実践的かつ学術的なアプローチによって取り組むリベラルアーツを本学は推進していく。

それはまた、国際社会と地域社会の双方と連携して、教育研究を遂行することに他ならない。今後一層、自治体や初等中等教育機関との協定や連携を通じて、本学の持つリベラルアーツ的思考と行動の、共有と社会還元を図っていきたい。そこには、難民学生への教育支援も含まれる。

本学は開学以来、在ニューヨークの日本国際基督教大学財団（JICUF）と協働して様々な事業を行ってきた。本学の理念実現の一層の推進のために、今後ますます連携を強化する予定であり、その一環として、2024 年度からは、初めて、本学キャンパス内に JICUF の日本事務所を開設する。また、国際性と多様性に富む本学の同窓会は、これまでも各種奨学金の支援を始め、様々な局面で本学をサポートしてきた。今後は協力関係

を一層強化し、大学と社会を繋ぐ架け橋としての役割を開拓していくことが期待される。

本学の構成員とステークホルダーは、風通しの良さと自由闊達な精神風土を確保し、個々人が、互いの自主性と尊厳を認めあいながら、より良い未来の設計と建設を共に模索し、知的好奇心を醸成し続ける健全さを持ち続けることが、今後も目指されることになる。大学のガバナンスは、その環境の実現のためにあるのだということを銘記しておきたい。

人間の知性は、常に新しい技術を開発し、それを駆使して、果てしなくどこまでも世界のあり方と社会のあり方を変革していこう。その必然性のうちにあって、本学は、人間の本質を深く認識し、共通善についての確かなヴィジョンを持つ、未知の状況に対応できる基礎力と統合力を備えた人材の育成を、今まで通り、将来にわたってのミッションとする。

本学のリベラルアーツ教育は、批判的思考に裏打ちされた高度なコミュニケーション能力を備え、明日の日本と世界を担う責任ある地球市民を育てるという展望のもとに実践される。国際基督教大学は、その意味において、これからも「明日の大学」であり続けるであろう。

以上